

# 射水市地域防災計画

「第2編 地震・津波災害対策編」

射水市防災会議



## 【第2編 地震・津波災害対策編】

<b>第1章 災害予防計画</b>		
<b>第1節 地震に強いまちづくり</b>		2-1
	1 防災ブロックの形成	2-1
	2 防災空間の整備拡大	2-1
	3 建築物の耐震不燃化の促進	2-3
	4 市街地の再開発	2-5
	5 地域防災拠点の整備	2-6
	6 公共土木施設等の耐震性強化	2-6
	7 土砂災害の防止	2-7
	8 地盤の液状化対策の推進	2-8
	9 積雪時の震災対策	2-9
<b>第2節 津波に強いまちづくり</b>		2-10
	1 海岸保全施設等の整備	2-11
	2 津波に強いまちづくり	2-12
<b>第3節 ライフライン施設等の予防対策</b>		2-14
	1 電力供給施設の予防対策	2-14
	2 ガス供給施設の予防対策	2-15
	3 通信施設の予防対策	2-17
	4 上下水道施設の予防対策	2-18
	5 廃棄物処理施設の安全性強化	2-19
<b>第4節 防災拠点機能の充実・強化</b>		2-21
	1 重要防災基幹施設の堅ろう化・安全化	2-21
	2 代替施設の確保	2-21
	3 防災拠点施設の整備・拡充	2-21
	4 企業・事業所等の活用	2-21
<b>第5節 組織体制の整備</b>		2-22
	1 災害対策本部体制の充実	2-22
	2 情報連絡体制の充実	2-23
	3 広域応援体制の整備	2-23
	4 業務継続体制の確保	2-23
	5 人材の確保	2-23
<b>第6節 情報通信連絡体制の整備</b>		2-24
	1 防災行政無線の整備	2-24
	2 運用対策	2-24
	3 いみず緊急情報サービスシステムの活用	2-24
	4 富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用	2-25
	5 災害無線通信体制の強化	2-25
	6 消防・救急無線のデジタル化	2-25
	7 多様な通信手段・通信媒体の確保	2-25

	8 緊急地震速報受信システムの整備	2-25
	9 各種データの整備保全	2-25
<b>第7節 相互応援体制の整備</b>		2-27
	1 県との連携体制の整備	2-27
	2 他市町村との相互応援体制の整備	2-27
	3 事業所・企業等との相互応援体制の整備	2-27
<b>第8節 消防・水防体制の整備</b>		2-28
	1 消火体制の強化	2-28
	2 水防体制の強化	2-28
	3 救急救助体制の強化	2-29
	4 火災予防行政・広報の充実強化	2-29
<b>第9節 医療救護体制の整備</b>		2-31
	1 医療救護体制の整備	2-31
	2 医薬品、医療資器材等の備蓄、調達体制の確保	2-31
	3 医療救護施設の安全性強化	2-31
	4 連絡体制等の整備	2-31
	5 広域搬送体制の整備	2-31
	6 応急手当に関する知識・技能の普及	2-32
<b>第10節 緊急輸送活動対策</b>		2-33
	1 輸送拠点の確保	2-33
	2 緊急輸送道路の整備	2-33
	3 緊急海上輸送路の確保	2-34
	4 緊急航空路等の確保	2-34
	5 防災活動用空地の確保	2-35
	6 緊急輸送実施体制の整備	2-35
	7 緊急通行車両の取扱い等	2-36
<b>第11節 避難所の整備</b>		2-38
	第1 地震に関する対策	2-38
	1 避難所の確保	2-38
	2 避難誘導標識の設置	2-40
	3 被災者用の住居の確保	2-40
	第2 津波に関する対策	2-40
	1 津波避難ビル等の確保	2-40
<b>第12節 避難対策の確立</b>		2-41
	第1 共通事項	2-41
	1 避難に関する広報	2-41
	2 避難誘導体制の確立	2-42
	3 避難計画の策定	2-42
	4 防災上特に注意を要する施設の避難体制の整備	2-42
	5 避難道路の確保	2-43
	6 被災者等への的確な情報伝達活動	2-43
	第2 津波に関する対策	2-43
	1 津波ハザードマップの普及・啓発	2-43

	2 避難誘導者の安全確保	2-43
第13節 帰宅困難者支援対策		2-44
	1 帰宅困難者に関する普及・啓発	2-44
	2 帰宅困難者への支援	2-44
	3 市街地、観光地における避難所等の確保	2-44
第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備		2-45
	1 食料及び生活必需品等の確保	2-45
	2 飲料水及び生活用水の確保	2-46
	3 資機材の整備	2-47
	4 医薬品の確保	2-47
	5 防疫対策	2-47
	6 し尿処理対策	2-48
第15節 防災訓練の実施		2-49
	1 訓練の実施及び参加	2-49
	2 訓練の種類及び内容の整備	2-49
	3 訓練方法の検討	2-50
	4 訓練結果の評価・総括	2-51
	5 他の機関が実施する防災訓練への参加	2-51
	6 自主防災組織や団体等が主体の訓練の実施促進	2-51
	7 防災訓練における要配慮者への配慮	2-51
第16節 防災知識の普及		2-52
	第1 地震に関する防災知識の普及	2-52
	1 住民に対する防災知識の普及	2-52
	2 緊急地震速報を見聞きしたときの行動	2-54
	3 教職員及び児童・生徒に対する防災教育	2-55
	4 職員に対する防災教育	2-57
	5 要配慮者に対する啓発	2-57
	6 防災関係機関における防災教育・訓練	2-58
	7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	2-58
	8 相談窓口	2-58
	9 災害教訓の伝承	2-59
	10 被災地支援に関する知識の普及	2-59
	第2 津波に関する防災知識の普及	2-59
	1 普及の内容	2-59
第17節 自主防災組織等の育成・強化		2-61
	1 自主防災組織の充実	2-61
	2 自主防災組織の活動	2-62
	3 事業所・企業等における防災の促進	2-63
	4 事業所・企業等における事業継続計画策定の促進	2-65
第18節 要配慮者の安全確保		2-66
	1 在宅の要配慮者対策	2-66
	2 社会福祉施設等における対策	2-68
	3 外国人対策	2-70

	4 学校(園)における事前措置	2-70
第19節	災害救援ボランティア受入体制の整備	2-73
	1 ボランティアの定義と位置付け	2-73
	2 ボランティアの活動内容	2-73
	3 災害救援ボランティアの普及・養成	2-74
	4 災害救援ボランティアの受入体制の整備	2-74
第20節	調査研究	2-75
	1 地震・津波に関する調査研究	2-75
	2 防災アセスメントの促進	2-75
<b>第2章 災害応急対策計画</b>		
第1節	組織体制の確立	2-76
	1 動員配備	2-76
	2 災害対策本部の役割	2-80
	3 災害対策本部の設置	2-80
	4 災害対策本部の組織	2-81
第2節	地震・津波に関する情報の収集・伝達	2-83
	第1 共通事項	2-83
	1 情報の伝達	2-83
	第2 地震に関する情報	2-86
	1 情報の内容	2-86
	2 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼び掛け	2-87
	3 土砂災害警戒情報等	2-88
	第3 津波に関する情報	2-89
	1 情報の内容	2-89
	2 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼び掛け	2-91
	3 水防法に基づく津波に係る水防警報	2-94
第3節	被害情報の収集・伝達・共有	2-95
	1 被害状況等の収集・伝達活動	2-95
	2 通信連絡体制	2-98
	3 被害情報等の収集担当部班	2-101
第4節	市民への広報・広聴	2-102
	1 広報活動	2-102
	2 広聴活動	2-104
	3 安否情報受付体制の確保	2-104
第5節	応援要請	2-106
	1 他市町村への応援要請	2-106
	2 県への応援要請	2-106
	3 指定地方行政機関、指定地方公共機関及び指定公共機関への要請	2-107
	4 公共的団体、民間団体等に対する要請	2-107
	5 消防応援要請	2-107
	6 応援協定締結市に対する応援要請	2-109
	7 応援の受入れ	2-109

	8 県消防防災ヘリコプターの出動要請	2-110
	9 警察官の出動要請	2-111
	10 相互応援・協力	2-111
	11 自衛隊の災害派遣要請	2-113
<b>第6節 応急公用負担</b>		2-117
	1 応急公用負担等の応急措置の内容	2-117
	2 応急公用負担の手続等	2-118
	3 公用令書の交付	2-118
	4 損害補償、損失補償等	2-118
<b>第7節 災害救助法の適用</b>		2-119
	1 災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断	2-119
	2 災害救助法適用申請と運用	2-120
	3 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置	2-122
	4 災害救助法に関する事務手順	2-122
<b>第8節 避難勧告・指示等、避難誘導</b>		2-123
第1 避難勧告・指示等、避難誘導		2-123
	1 避難勧告、指示等の発令と行動	2-123
	2 発令基準	2-124
	3 避難勧告、指示等の実施責任者	2-125
	4 避難勧告、指示等の内容	2-127
	5 避難勧告・指示等の伝達・周知	2-127
	6 警戒区域の設定	2-127
	7 避難誘導	2-128
第2 津波災害時に留意すべき点		2-129
	1 基本的な考え	2-129
	2 避難場所の周知	2-129
	3 徒歩避難の原則	2-129
	4 住民に求められる津波からの避難等	2-130
	5 船舶に求められる津波からの避難等	2-130
	6 避難の勧告、指示	2-130
	7 避難誘導の行動ルール化	2-131
<b>第9節 要配慮者の安全確保</b>		2-132
	1 在宅の要配慮者の安全確保	2-132
	2 社会福祉施設等における入所者の安全確保	2-133
	3 外国人の支援対策	2-134
<b>第10節 帰宅困難者支援対策</b>		2-135
	1 帰宅困難者の安全確保	2-135
	2 宿泊者の安全確保	2-135
<b>第11節 避難所の開設・運営</b>		2-136
	1 対象とする避難者	2-136
	2 避難所の運営主体	2-136
	3 避難所の開設	2-136
	4 避難所の管理運営	2-138

	5 避難住民の心得	2-140
	6 経費の負担	2-140
	7 避難所の標準設備等	2-141
	8 被災者の他市町村への移送	2-142
<b>第12節 消防・水防活動</b>		2-143
第1 消防活動		2-143
1 消火活動		2-143
2 住民、自主防災組織及び事業所・企業等が実施する対策		2-144
第2 水防活動		2-145
1 監視・警戒活動		2-145
2 水防活動の実施		2-145
3 応援による水防活動の実施		2-145
<b>第13節 救助・救急及び医療救護</b>		2-146
第1 救助活動		2-147
1 情報の収集・伝達		2-147
2 救助の対象及び応援要請等		2-147
3 救助資機材の調達		2-147
4 自主防災組織の活動		2-147
第2 救急活動		2-148
1 自主防災組織、自治会・町内会等による応急手当		2-148
2 情報の収集		2-148
3 救急体制		2-148
4 医療機関との連携		2-148
5 ヘリコプターの活用		2-149
第3 惨事ストレス対策		2-149
第4 医療救護活動		2-149
1 救護部救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営		2-149
2 後方医療機関への搬送		2-151
3 医薬品、医療資器材等の確保		2-151
4 血液の確保		2-151
5 医療関係の情報提供		2-152
6 こころのケアの実施		2-152
<b>第14節 都市施設の応急復旧対策</b>		2-153
第1 公共土木施設等		2-153
1 道路・橋りょう		2-153
2 河川		2-154
3 海岸		2-154
4 港湾・漁港		2-154
5 農林業用施設		2-154
第2 鉄軌道施設		2-155
第3 ライフライン施設		2-156
1 電力・ガス・通信施設の応急対策		2-156
2 上水道施設の応急対策		2-156



	3 下水道施設の応急対策	2-157
第15節	輸送手段の確保	2-159
	1 緊急輸送の対象活動及び優先順位	2-159
	2 輸送手段の確保	2-159
	3 輸送拠点等の確保	2-161
	4 緊急交通路の確保	2-161
	5 災害時における車両の移動等	2-161
	6 輸送活動の実施	2-161
第16節	二次災害の防止	2-163
	1 建築物・構造物に係る二次災害防止対策	2-163
	2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	2-164
	3 河川施設の二次災害防止対策	2-164
	4 土砂災害対策に係る二次災害防止対策	2-164
第17節	孤立地域対策	2-167
	1 孤立地域への対応	2-167
	2 孤立地域に対する活動内容	2-167
第18節	文教・保育対策	2-170
	1 学校(園)における園児・児童・生徒の安全確保	2-170
	2 応急教育の立案・実施	2-172
	3 学用品の支給	2-173
	4 通学路等の危険防止	2-174
	5 学校給食施設の措置及び活用計画	2-174
	6 教育施設及び体育施設における応急対策	2-174
	7 市立保育園における措置	2-174
	8 私立保育園における応急対策	2-175
	9 私立幼稚園における応急対策	2-175
	10 児童館及び放課後児童クラブにおける措置	2-175
	11 文化財の保護	2-176
第19節	応急給水及び食料等の供給	2-177
	1 応急給水	2-177
	2 食料品の供給	2-179
	3 生活必需品	2-181
	4 輸送体制	2-182
第20節	し尿及び廃棄物の収集処理	2-184
	1 し尿処理	2-184
	2 ごみ処理	2-185
	3 災害廃棄物の処理	2-185
第21節	保健衛生	2-187
	1 防疫活動	2-187
	2 保健衛生指導	2-188
	3 栄養指導対策	2-189
第22節	社会秩序の維持	2-190
	1 警察との連携	2-190

	2 市民消費生活の安定	2-191
第23節	行方不明者の搜索、遺体の搜索、処理及び埋葬	2-192
	1 行方不明者及び遺体の搜索	2-192
	2 遺体の処理	2-193
	3 遺体の埋・火葬	2-194
	4 災害救助法による実施基準	2-194
第24節	災害救援ボランティアとの連携	2-196
	1 市災害救援ボランティア本部	2-196
	2 災害救援ボランティア現地事務所	2-197
	3 ボランティアとの連携体制	2-197
	4 応急対策に係る市災害救援ボランティア本部への協力依頼事項	2-199
	5 災害救援ボランティア本部への支援	2-199
	6 他ボランティア団体等への協力要請等	2-199
第25節	労務供給	2-201
	1 労働者の雇用	2-201
第26節	農林水産業対策	2-203
	1 農業対策	2-203
	2 水産業対策	2-204
	3 林業対策	2-205
第27節	応急住宅対策	2-206
	1 応急仮設住宅の確保	2-206
	2 被災住宅の応急修理	2-209
	3 公営住宅等のあっせん・要請	2-210
	4 広域一時滞在	2-210
<b>第3章 災害復旧・復興対策計画</b>		
第1節	民生安定のための緊急対策	2-211
	第1 被災者の生活確保	2-211
	1 生活相談	2-211
	2 義援金品の受付・配布	2-212
	3 災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け	2-214
	4 災害見舞金の支給	2-217
	5 被災者生活再建支援金の支給	2-218
	6 生活福祉資金の貸付け	2-221
	7 災害復旧資金の貸付け	2-222
	8 中小企業、農林漁業者に対する支援	2-222
	第2 市税の減免等	2-223
	1 納税期限の延長(市税条例第18条の2)	2-223
	2 徴収猶予(地方税法第15条1)	2-223
	3 滞納処分の執行の停止等(地方税法15条5、7)	2-223
	4 減免	2-223
	第3 り災証明書の発行	2-223

	1 発行機関	2-223
	2 発行手続	2-224
	3 証明の範囲	2-224
第2節 迅速な災害復旧		2-225
	1 激甚災害指定手続	2-225
	2 特別財政援助の交付(申請)手続	2-226
	3 激甚災害指定基準	2-226
	4 局地激甚災害指定基準	2-226
	5 災害復旧計画の策定等	2-226
	6 大規模災害時等の指導・助言制度の活用	2-227
第3節 計画的な災害復興		2-228
	1 災害復興の推進体制	2-228
	2 災害復興の流れ	2-228
	3 災害復興計画の事前検討	2-229



# 第1章 災害予防計画

## 第1節 地震に強いまちづくり

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、住宅密集地解消などの面的な視点からの取組も必要となる。

こうした観点から、住宅密集地の整備を行う際にも地震災害への対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業及び治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し展開することとする。また、地震に伴い生じる液状化現象を可能な限り低減する。

### 1 防災ブロックの形成〔都市整備部〕

大規模な地震が発生したとき、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から住民の生命、身体及び財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロックの形成を目指す。

#### (1) 延焼遮断帯の整備

延焼火災には、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講ずることが重要である。このため、都市整備部は、消防本部、国、県及び防災関係機関と連携し、帯状の都市施設である道路、河川、公園（緑地）を骨格とし、必要に応じて建築物の不燃化を組合せた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

#### (2) 防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。このため、都市整備部は、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、消防本部、国、県及び防災関係機関と密接な連携を図る。

### 2 防災空間の整備拡大〔都市整備部 産業経済部〕

地震が発生したとき、避難者の安全確保のための避難路や避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「防災都市づくり」の基本的課題である。震災時において、公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災活動拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸等の都市

施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

#### (1) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成する機能、都市住民のレクリエーションの場としての機能、環境を保全する場としての機能のほかに、震災時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。このことから、都市整備部は、住民が日常的に利用できる街区公園や近隣公園、地区公園等、公園・緑地の整備に努めるとともに、上下水道部、消防本部、県その他の防災関係機関と連携し、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として飲料水兼用耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

#### (2) 道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的な都市施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このことから、都市整備部は、道路の整備に当たって、県、国（国土交通省等）の関係機関と連携し、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等、防災面にも十分配慮した整備を進める。

#### (3) 河川・海岸の整備

河川・海岸は、津波の危険にさらされる場所である一方、危険が去った後は、物資輸送の拠点等防災活動の拠点として市街地の貴重なオープンスペースとなる。このことから、産業経済部及び都市整備部は、県、国（国土交通省等）の関係機関と連携し、防災面も考慮した河川・海岸におけるオープンスペースの確保に努める。

#### (4) 港湾等の整備

港湾内には、多目的に利用可能なオープンスペースが比較的確保しやすいことから、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい。このことから、産業経済部は、県、国（国土交通省、農林水産省等）の関係機関と連携し、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として港湾緑地等の活用、整備促進に努める。

### 3 建築物の耐震不燃化の促進〔都市整備部 教育委員会 福祉保健部 企画管理部 その他施設所管課〕

大規模な地震が発生し、建築物が震動や火災により甚大な被害を受けることを可能な限り防ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。なお、耐震化については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく射水市耐震改修促進計画による耐震改修等の推進に努める。

#### (1) 防火地域等の指定

都市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法の規定に基づく防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。都市整備部は、消防本部と連携し、今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況を見ながら、防火・準防火地域の区域設定を行い、的確な建築指導に努める。

#### (2) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられているところである。都市整備部は、今後とも、大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の徹底を建築士、施工者に指導していく。

#### (3) 建築物の耐震化

##### ア 防災活動の拠点となる市有建築物の耐震性確保

震災時において防災活動の拠点となる市庁舎、消防署、被災者の収容施設となる公立学校、市民病院等が地震によって大きな被害を受けるようなことがあると、応急対策活動の遂行に大きな障害となる。そこで、市有の施設について、各施設管理者は、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修、建替え等を行う。特に、重要度の高い小・中学校、コミュニティセンター、保育園及び幼稚園については、優先的に取り組み概ね整備を終えているが、残る未耐震の施設についても計画的に整備を進める。

また、建物本体だけでなく、市は、市有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材の耐震性の点検と確保に努める。特に、防災上重要建築物については、十分配慮する。

更に、震災後においても機能確保が図られるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、消防用設備等の耐震向上、代替エネルギーや非常用通信手段の整備に努める。

イ 社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者が入（通）所している社会福祉施設が地震によって大きな被害を受けると、要配慮者を中心に多くの人的被害が発生することになる。そこで、福祉保健部、都市整備部は、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防止に努める。

ウ 「一般住宅」の耐震診断、耐震改修の促進

過去の震災においては、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けた。そこで、住宅の耐震化率を平成 33 年度末において 85%を目標として、耐震性の向上に向けた取り組みを進める。

都市整備部は、射水市地震防災マップ、射水市防災ガイドブック、ふるさと富山防災ハンドブック（家庭版）等を活用して、住宅の耐震補強に関する住民への啓発に努めるとともに、住民からの相談を積極的に受ける体制を整える。

また、地震発生時における木造住宅等の倒壊による被害を防止するため、県と連携して耐震診断、耐震改修に係る補助制度、融資制度を積極的に周知し、住宅の耐震改修を促進する。

エ 「特定建築物」の耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。

都市整備部は、県と連携し、管内特定建築物の耐震診断、耐震改修の的確な実施を確保するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針等を勘案して、特定建築物の所有者に対し必要な指導、助言及び指示を行う。

また、緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に障害を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修、看板・自動販売機等の落下・転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止について啓発を図るとともに、建築物の耐震改修をしようとする者が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく改修計画の認定を申請した場合、耐震関係規程に適合しているときは認定を行う。

(4) 落下物・ブロック塀対策の推進

地震発生時には、次表のように多くの落下物やブロック塀の倒壊が発生し、死傷、道路障害物発生などの大きな要因となる可能性がある。そこで、福祉保健部、都市整備部、文教部及び消防部は、各々の所掌する分野について、建物所有者や施工業者への指導啓発等により、落下物・ブロック塀対策に努める。

地震時に予想される落下物等には次表のようなものがある。



【地震時に予想される落下物等】

ビル落下物	・窓ガラス（の飛散） ・外装材 （外壁タイル、モルタル等）	・エアコン ・屋外広告物 ・高架水槽
道路上の障害物	・自動販売機 ・放置自転車	・突き出し商品 ・ブロック塀
屋内落下物	・照明器具 ・家具（タンス、食器棚等）	・棚上の荷物

(5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進

地震発生時は、エレベーターにおいて閉じ込めが多数発生し、救助活動に支障を来すことが予想される。このため、福祉保健部、都市整備部、文教部及び消防部は、各々の所掌する分野について、エレベーター閉じ込め防止装置の設置、閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供、迅速な救出体制の確保等の対策の実施を建物所有者や施工業者、保守管理会社等へ指導啓発し、エレベーターにおける閉じ込め防止対策に努める。

4 市街地の再開発〔都市計画課 建築住宅課〕

老朽住宅密集市街地の地震防災対策が必要な地域を再開発し、耐震・耐火建築物の建設と道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備するため、市街地再開発事業等の導入促進に努める。

(1) 市街地再開発事業

既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、併せて公共広場などの公共施設を確保するよう努める。

(2) 住宅市街地総合整備事業

老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している地区において、住宅市街地総合整備事業により、良質な住宅の供給、居住環境の整備、老朽住宅の建替の促進等を行う。

(3) 土地区画整理事業

地震災害発生時において、道路の狭あい、無秩序な市街地の形成といった都市構造から来る二次災害の発生を防止するため、土地区画整理事業の導入を促進し、地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤

施設の整備を図る。

## 5 地域防災拠点の整備〔総務課 地域振興・文化課〕

大規模な地震の発生により、市全体が大きな被害を受けた場合、地域レベル（おおむね地域振興会の範囲）で住民、防災関係機関による防災活動が活発に展開される必要がある。また、平常時においては、地域レベルで研修・訓練・打合せ等が活発に行われることが、災害に強いまちづくりのために重要である。これらの活動が効果的に実施されるよう、行政センター、コミュニティセンター、学校、公園等既存の施設の機能を拡充するなど、以下の機能を有する地域防災拠点の整備を推進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

### (1) 平常時

- ア 情報発信機能  
防災関連情報（パネル、冊子、ビデオ等）の提供施設
- イ 訓練機能  
訓練及び訓練用資機材の保管場所
- ウ 研修・会合機能  
防災研修、防災面の打合せの場所

### (2) 災害時

- ア 市民からの問い合わせ対応、情報収集活動拠点機能
- イ 自治会・町内会の活動拠点機能
- ウ 応援部隊の活動拠点機能
- エ ボランティアの活動拠点機能
- オ 医療機能（医療救護所の設置場所を含む。）
- カ 物資の集積機能

## 6 公共土木施設等の耐震性強化〔都市整備部 産業経済部〕

公共土木施設等は都市基盤の根幹を成し、大規模な地震が発生した場合、輸送等において災害応急対策活動の成否を左右するものである。このため、これら公共土木施設等の耐震性強化を図り、被害の防止はもちろんのこと、災害時にも十分な機能を果たす施設づくりを目指す。

### (1) 道路・橋りょうの耐震性強化

道路・橋りょうは、震災時における住民の避難、消防・医療活動、緊急物資の輸送等の基盤となる施設である。そこで、都市整備部は、道路・橋りょうが地震時においてもその機能を十分発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携し、

耐震性の強化に努めるとともに、長寿命化計画に基づく計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。その際、緊急通行確保路線等重要路線を優先して行う。

## (2) 河川、港湾・漁港施設の整備

### ア 河川の整備

本市の地理的な特質から、地震に起因する堤防・護岸の沈下等により浸水被害を被る可能性がある。このため、国及び県と連携し、河川巡視等により適切な日常管理を行うとともに、耐震性の不足している河川構造物等について緊急度の高いものから順次対策工事を進める。

### イ 港湾・漁港施設の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで、産業経済部は、地震による被害を最小限にするよう耐震強化岸壁の整備等港湾及び漁港の耐震性の向上に向け、県と連絡・調整を行う。

### ウ 農業用排水施設の整備

ため池、排水機場、排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想される。そこで、産業経済部は、老朽化の著しい施設や建設後の条件変化により脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備を進める。

## 7 土砂災害の防止〔都市整備部 産業経済部〕

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生したときは一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、災害の発生が予想される土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等（以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の防災施設の整備に努める。

また、ハザードマップを作成し、危険箇所の周知や土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備に努める。

### (1) 急傾斜地の安全対策

市は、日ごろから県及び関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。

豪雨や地震に伴う崩壊により、住民に危害が生ずると想定される危険区域について、県と連携し、地域住民への周知に努める。

危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適

正な管理に努める。

## (2) 土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では、地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道埋そくを生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫を引き起こすなどの二次災害が想定される。

土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。

市は、県及び関係機関と連携し、危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。

土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害が発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次、指定地に編入して、対策工事を実施し、被害の発生防止又は軽減に努める。

## (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

## 8 地盤の液状化対策の推進〔財務管理部 都市整備部〕

本市は、丘陵地を除けば、礫や砂泥の沖積層の上に形成された都市であり、中小河川が多く存在するため、地震による液状化・流動化の被害が発生しやすい地域といえる。そこで、液状化・流動化に関する知識の普及、地盤改良、液状化対策工法の推進により液状化災害の危険性を可能な限り低減する。

### (1) 液状化・流動化に関する知識の普及

財務管理部及び都市整備部は、市地震防災マップを活用し、説明会等を通じて、住民に対して液状化及び流動化に関する知識の普及を図る。

### (2) 地盤改良、液状化対策工法の推進

ア 市有施設の建設に当たって、関係部局は、地盤改良等による液状化発生防止

対策や液状化発生時においても施設の被害を未然に防止する対策等を適切に実施する。

イ 都市整備部は、建築主、設計者、施工者に対して以下の点に努めるよう指導する。

(ア) 個人住宅等の小規模建築物

建築物の基礎は鉄筋で補強し、根入れを深くする。

(イ) 構造設計が必要な比較的大規模な建築物

地盤改良、基礎杭の打設、設備配管接続部のフレキシブル化等、液状化被害を最小限に抑える対策を実施する。

(3) 浅部の地盤データの収集とデータベース化

市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努める。

9 積雪時の震災対策〔財務管理部 都市整備部 福祉保健部〕

冬期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、市及び関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期における地震被害の軽減に努める。

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

(2) 地域相互救助体制の確立

自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織、ボランティアの協力体制等、地域の相互援助体制の確立を図る。

(3) 積雪・寒冷期における避難路、避難場所等の確保

市は、除雪機械の設置、消融雪施設（流雪溝等）の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、避難場所及び避難道路の確保を図る。

また、避難場所に小型除雪機械等を整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

更に、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、避難所での寒冷対策に留意するものとする。

## 第2節 津波に強いまちづくり

東日本大震災における津波災害において、「災害には上限がない」ことが改めて認識された。それを教訓とし、なんとしても人命を守るため、海岸保全施設の整備等のハード対策と、津波ハザードマップ及び津波避難計画の作成等によるソフトの施策を柔軟に組み合わせた対策により、津波に強いまちづくりを進めることが重要である。

<p>ハード対策</p>	<p>行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備する。</p> <p>行政関連施設等は、中長期的に浸水の危険性の低い場所への誘導を図る。</p> <p>行政関連施設等をやむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図る。</p> <p>緊急避難場所・津波避難ビル、避難路などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保を進める。</p>
<p>ソフト対策</p>	<p>浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を推進する。</p> <p>津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設については、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難誘導體制の整備等を図るとともに、避難誘導後の支援方策について検討する。</p> <p>「射水市津波ハザードマップ」を、市ホームページ、広報誌等を通じ公表し、住民への啓発を行うとともに、ワークショップ、市政出前講座を開催し、内容を住民に周知する。</p> <p>津波浸水予想区域における地域の特性を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成する。また、津波避難計画において、津波避難訓練の実施について定める。</p> <p>津波避難計画に基づく津波避難訓練を実施する。</p> <p>自主防災組織の結成と活動の充実を図る。</p>

## 1 海岸保全施設等の整備〔産業経済部 都市整備部〕

## (1) 海岸保全施設の基本的考え方

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。

このため、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。各施設管理者は、津波による被害に対処するため、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保を図る。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

## (2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設、河川河口の堤防は、いったん地震により被災し、その後、波浪や津波の来襲を受けた場合、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが考えられる。また、越流した場合でも、倒壊までの時間を長くする、あるいは全壊に至る可能性を減らすため、次の事項に関する検討を加え、地震や津波に備える。

ア 耐震性の不足している構造物の強化

イ 一定の津波の高さに対応した海岸保全施設の整備（嵩上げ、粘り強い構造）

ウ 保安林の指定及び海岸防災林の造成

## 2 津波に強いまちづくり〔全部局〕

## (1) 津波に強いまちの形成

## ア 徒歩避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを推進する。

呉羽山断層帯の海域部を震源とする地震が発生した場合、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを推進する。

ただし、地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を検討する。

また、県の実施した調査の結果を踏まえ避難対象地区を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

## イ 地域防災計画の都市計画等との連携

市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成など、本市の津波の特徴を踏まえたまちづくりに努める。

このため、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画策定の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

## ウ 津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定

津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。

## (2) 避難関連施設の整備

## ア 避難場所の整備

(ア) 市は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に緊急避難場所を整備するよう努める。

(イ) 専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(ウ) 津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して協定の締結や指定を行う。

## イ 避難路等の整備

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難



路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(3) 建築物の安全化

市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

(4) 危険物施設等の安全確保

市は、国及び県と連携し、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(5) 減災のための総合的な取組みの推進

ア 市は、県及び国と連携して、津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

イ 市は、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

ウ 市は、県及び国土交通省と連携して、河川堤防の整備等を推進する。また、津波により排水機能が停止した場合、下流域に湛水などの甚大な被害が発生する可能性があることから、排水機場の耐水機能の確保に努める。

エ 市は、県及び国土交通省と連携して、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

## 第3節 ライフライン施設等の予防対策

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、市民生活、経済社会の根幹を成すものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。また、災害発生直後の安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動を実施する上で、ライフライン施設の果たす役割は極めて重要である。このため、より一層地震・津波災害に強い耐震性・耐浪性のある施設や、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を進めるとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設等の系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の災害防止対策を推進する。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、地震及び津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

### 1 電力供給施設の予防対策（資料編10-1参照）〔電気事業者〕

電気事業者は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、次の災害予防対策を講ずる。

#### (1) 電力設備面の災害予防対策

電力設備においては、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分配慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講ずる。

#### (2) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

#### (3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

#### (4) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

#### (5) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速かつ簡易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規

格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

(7) 防災訓練・防災教育

災害対策を円滑に推進するため、定期的な防災訓練を実施する。また、市をはじめとする防災機関等が行う防災訓練に積極的に参加する。

研修会等の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 ガス供給施設の予防対策（資料編10-2、10-3参照）〔ガス供給事業者〕

ガスは、市民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。市は、県とともに、以下の事業者の行う対策に協力する。

(1) 都市ガス及び簡易ガス

平常時からガス施設の災害予防に十分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

ア ガス事故防止

(ア) ガス製造設備及び供給所設備

設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努めるとともに、災害発生時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

(イ) ガス供給設備（ガス導管等）

新規に埋設する導管は、耐震性に優れ、防食を施した鋼管及びダクタイル鋳鉄管又は可とう性、耐震性及び耐食性の高いガス用ポリエチレン管を用い、継手も耐震性に富む素材を用いる。

経年管、即ち既設鋼管ねじ継手及びねずみ鋳鉄管、印ろう型継手等の導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。

## (ウ) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下室等でのガス設備を有する建物及び公共建物や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ、当該建物の保安全管理者とも平常時から密接な連携体制を取り、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス漏れ警報器の普及促進に努める。

## イ 防災システム、情報システムの充実

災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害の未然防止につながる。このため、防災システム、通信設備の拡充、整備に努める。

## ウ 災害発生時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害発生時にとるべき措置として、ガスの元栓、器具コック及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

## エ 防災訓練・防災教育

災害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日ごろから緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について、訓練及び教育を行う。

また、事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日ごろから市との連絡を緊密にする。

## (2) LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、災害発生時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

## ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖がけ等の方法により、ボンベの転倒及び流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

## イ 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及びSiセンサーコンロ等、安全機器の普及促進に努める。

## ウ 消費者に対する周知啓発活動

災害の発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、容器バルブを閉じ、ロープで固定することが、二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は、消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

Si センサーコンロ：家庭用ガスコンロに「消し忘れ消火機能」等の安全装置を装着したもの。

### 3 通信施設の予防対策〔通信事業者〕

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要であり、市は、関係事業者の行う以下の対策に協力し、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

#### (1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるよう設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

##### ア 施設の防災対策

(ア) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル、トレンチ化等の対策により安全性を強化する。

(イ) 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取付け等に安全対策を実施する。

(ウ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

(エ) 水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、道路等からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

##### イ 通信網の防災対策

(ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機の分散設置を行う。

(イ) 地中設備は、アクセス系ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 電話ふくそう時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者の自宅まで拡大する。

(エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話のふくそうを防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

##### ウ 防災機器の整備

(ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブル等の災害対策機器及び応急復旧資機材の確保に努める。

(イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

#### エ 防災訓練

災害時に備え、日ごろから復旧員を確保し、設備の復旧を円滑かつ速やかに行うため、防災訓練の実施に努めるとともに、防災関係機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

#### (2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

##### ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

##### イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

##### ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

#### エ 防災訓練の実施

日ごろから関係者による防災訓練を実施するとともに、防災関係機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

#### 4 上下水道施設の予防対策（資料編10-4参照）〔上下水道部〕

災害が発生したときの上下水道施設の被害による機能低下やまひを最小限とするため、各施設の重要性や老朽度等を検討し、施設の更新及び改良を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る。

##### (1) 組織体制の強化と応急対策マニュアル等の整備

災害発生時に上下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網の確保に努めるとともに、緊急点検・応急対策マニュアル等を整備する。

##### (2) 施設整備

上下水道施設の各種調査・点検を実施するとともに、射水市水道ビジョン（平成20年4月策定）に基づき、計画的に施設・管路の耐震化や基幹管路のループ化・二重化などバックアップ機能を備えた施設整備、飲料水用の耐震性貯水槽の

整備等の防災対策を推進し、地震・津波災害等に強い施設整備を図る。

また下水道に関しても、作成を進めている射水市下水道ビジョンに基づき、管路の長寿命化と並行し耐震化を図り、地震や液状化等の災害に強い施設整備を進めていく。

### (3) 支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等の全てにわたり、市の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、日本水道協会及び下水道協会災害時相互応援協定に基づく相互協力体制を強化する。

### (4) 資機材の備蓄

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。自ら確保できない資機材等については、民間企業も含めた支援体制を確保しておく。

### (5) 図面等の整備

災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備するとともに、システム化を図る。また、システム化されていない場合には、代替性の確保のため図面、図書類の分散保管を図る。

### (6) 防災訓練

防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、「上下水道施設応急対応マニュアル」及び「応援要請・応援受入マニュアル」に基づき、単独及び関係機関と連携した防災訓練を継続し実施する。

### (7) ライフライン関係機関等との連携

上下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるかを調整する必要があるため、これらの関係機関が被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

## 5 廃棄物処理施設の安全性強化〔環境課〕

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限にするとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市は、射水市災害廃棄物処理計画（平成20年3月策定）に基づき、一般廃棄物処理施設の不燃・堅ろう化及び廃棄物処理を円滑に実施するための体制づくりに努める。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅ろう

化に努める。

(1) 処理施設の災害予防対策

ア 一般廃棄物処理施設

市は、既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅ろう化に努める。

また、今後、建設する施設については、し尿及びごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅ろう化に努める。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅ろう化に努める。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保

災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、市は、処理計画を基に、運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を確保しておくとともに、県内各市町村はもとより、県外他自治体との広域協力体制を整備しておく。

ウ 避難所の仮設（簡易）トイレの確保

市は、家屋の倒壊、断水等によりトイレが使用できなくなるため、避難所等における仮設（簡易）トイレの備蓄に努めるとともに、レンタル業者と協定を締結するなど、確保に努める。



## 第4節 防災拠点機能の充実・強化

消防施設、医療機関、災害応急活動等の拠点や避難所となる学校等、防災上重要な公共施設について、施設の堅ろう化・安全化に努め、その機能の充実・強化、ネットワーク化を図る。

### 1 重要防災基幹施設の堅ろう化・安全化〔各施設所管課 各施設管理者〕

市庁舎、消防施設、医療機関等の重要防災基幹施設は、地震・津波災害時における応急対策活動の拠点となる。

このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅ろう性・安全性の確保を図る。

また、重要防災基幹施設は、災害発生時における商用電力の停止を想定し、非常用発電設備について保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

### 2 代替施設の確保〔総務課 管財契約課〕

重要防災基幹施設が被災し、主要な機能を喪失する場合に備え、市は、あらかじめ代替施設の確保や整備を進める。

なお、市災害対策本部を設置する小杉庁舎が被災した場合に備え、代替施設として大島庁舎に災害対策本部を設置することとし、事前に、災害対策本部の設置・運営に必要な資機材の整備に努める。

### 3 防災拠点施設の整備・拡充〔総務課 各施設所管課〕

市は、平常時において、自主防災組織、災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する施設の整備・拡充に努める。

### 4 企業・事業所等の活用〔総務課 商工企業立地課〕

市は、公共施設のみならず企業・事業所等が所有する施設や敷地などを有効に活用できるよう、事前に災害時応援協定を締結するなど、防災拠点施設の確保に努める。

## 第5節 組織体制の整備

大規模な地震・津波が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の規模に応じて必要な職員を配備、動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、消防機関、水防団等の組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

### 1 災害対策本部体制の充実〔総務課 人事課 市民課〕

#### (1) 射水市職員行動マニュアルの活用・充実

災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。

#### (2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。

#### (3) 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備に努める。

ア 備品の固定及び落下物の防止措置

イ 停電時に備えた非常用電源の整備

ウ 無線機器の点検・整備

エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

#### (4) 各庁舎での情報収集体制の強化

各庁舎は、発災初期の段階から被害情報の収集等重要な役割を担うことから、人員の確保など、その体制の強化に努める。

#### (5) 避難所開設担当職員の指定

あらかじめ、避難所開設担当職員を指定する。代替要員については、人事課が調整し、派遣する。

## 2 情報連絡体制の充実〔総務課〕

市は、災害時に迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を行うため、平常時から次のように、防災関係機関との連絡体制の整備に努める。また、住民からの地震・津波災害に関する目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

### (1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

### (2) 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、勤務時間外においても、相互間の情報伝達・連絡の対応が可能なように、連絡体制の整備に努める。

## 3 広域応援体制の整備〔総務課 人事課〕

市は、災害時において、他の市町村等に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、災害時における相互応援協定を締結するなど、体制の整備充実を図る。（本章第7節「相互応援体制の整備」を参照）

## 4 業務継続体制の確保〔総務課 人事課〕

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、次の事項を実施する。

(1) 必要な資源の継続的な確保

(2) 定期的な教育・訓練・点検等の実施

(3) 訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し

(4) 計画の改訂

## 5 人材の確保〔総務課 人事課〕

市は、大規模災害時における円滑な応急対応、復旧・復興のため、地方自治体や国の機関の退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策や具体的な受入体制をあらかじめ整える。

また、外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを構築する。

## 第6節 情報通信連絡体制の整備

市は、情報収集・伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、市は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

### 1 防災行政無線の整備（資料編5-1、5-2、14-8～14-10参照）〔総務課 消防本部〕

防災行政無線のデジタル化とともに、市内全域を網羅する防災行政無線の整備に努める。

更には、防災行政無線に併せ、多種・多様な伝達手段（J-ALERT、テレビ、ラジオ、インターネット、エリアメール等緊急速報メールサービス）等と連携した、総合的な防災情報システムを構築する。

また、防災行政無線の整備に当たっては、津波により流失しないような設置場所、停電の際にも概ね72時間機能するような電源対策等に留意する。

なお、災害時に避難所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し、整備に努める。

### 2 運用対策〔総務課 消防本部〕

(1) 市は、災害時の通信のふくそう及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練を実施する。

(2) 通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

### 3 いみず緊急情報サービスシステムの活用〔総務課 未来創造課〕

市からの避難勧告等の緊急情報を、メールやホームページ、ケーブルテレビに配信する「いみず緊急情報サービスシステム」を活用して、災害時における避難勧告等の緊急情報の迅速な伝達を行う。

#### 4 富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用〔総務課 消防本部〕

県本庁・出先機関、県内市町村、各消防本部等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した「防災ネット富山」を活用する。

#### 5 災害無線通信体制の強化〔総務課 消防本部〕

市及び防災関係機関は、災害時などに加入電話等又は自己の所有する無線通信施設等が使用できないとき、又は利用することが困難となったときに対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化する。

#### 6 消防・救急無線のデジタル化〔消防本部〕

市は、消防・救急無線をデジタル化し、情報収集・伝達体制の整備・充実に努める。

#### 7 多様な通信手段・通信媒体の確保〔総務課〕

市は、西日本電信電話株式会社が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、孤立集落対策等のための衛星携帯電話の活用など多様な通信手段の確保に努める。

また、協定を締結している射水ケーブルネットワーク株式会社、エフエムいみず株式会社及び射水市アマチュア無線非常通信協力会と連携を密にし、通信体制の整備を図る。

更には、主な公共施設に設置している無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントを活用し、スマートフォン、タブレット端末による、情報収集・伝達体制の整備・充実に努める。

#### 8 緊急地震速報受信システムの整備〔総務課〕

緊急地震速報は、震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知らせる事が可能となるため、この間に身の安全を確保することができる。

このため、市及び県は、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図る。

#### 9 各種データの整備保全〔総務課〕

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備に努める。

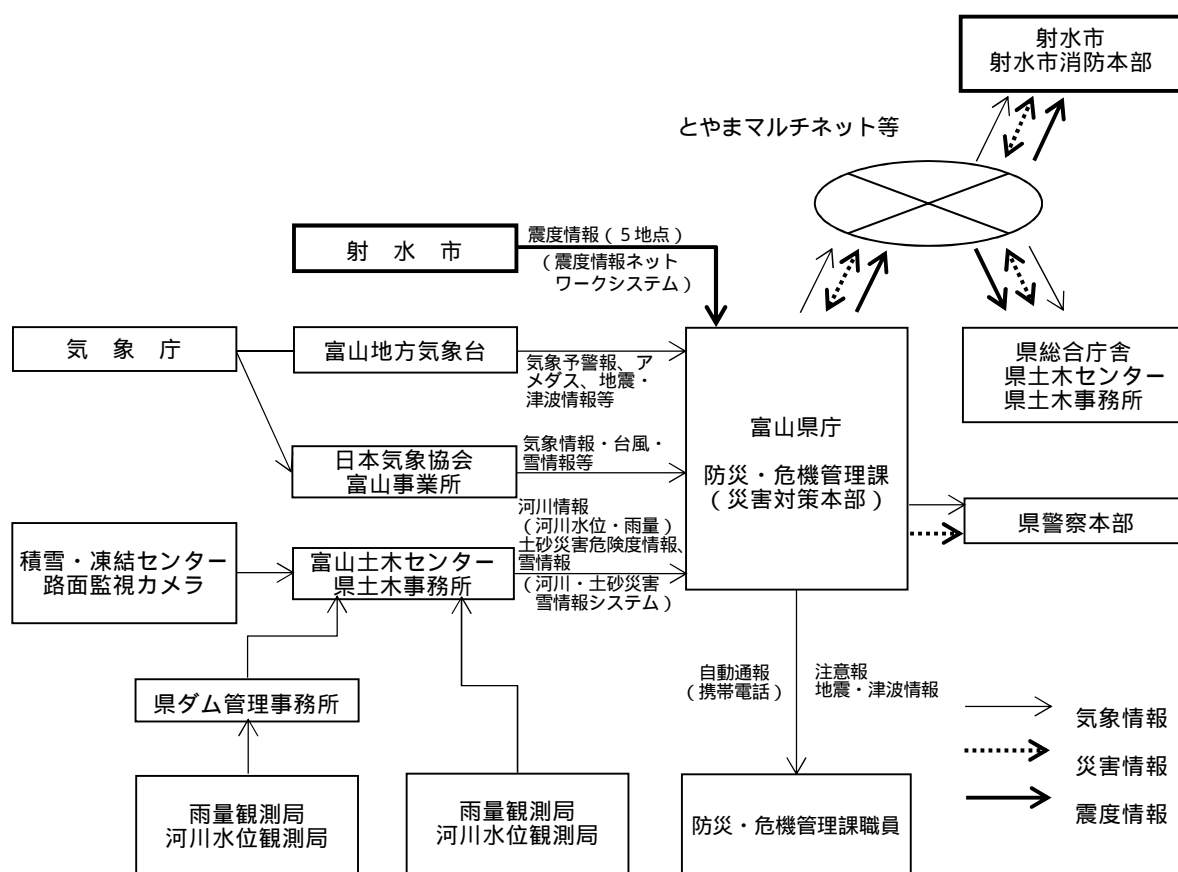
(1) 各種データの総合的な整備保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制を整備する。また、自ら保有するコンピュータシステムやデータの、遠隔地へのバックアップ対策を行う。

(2) 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【富山県総合防災情報システム】



## 第7節 相互応援体制の整備

大規模な地震・津波災害が発生したときには、市だけでは災害応急・復旧活動を実施することが困難となる事態があるので、迅速かつ確かな応急対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、あらかじめ協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実を図る。

### 1 県との連携体制の整備〔総務課〕

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

### 2 他市町村との相互応援体制の整備〔総務課 人事課〕

市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

なお、周辺市町村が被災した場合、市が後方支援基地となる可能性があるため、あらかじめ受入体制の整備に努める。

### 3 事業所・企業等との相互応援体制の整備〔総務課 関係各課〕

事業所・企業等との応援・協力活動等が円滑に行われるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制を整備する。

また、流通備蓄による食料調達を確実にするために、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充を検討する。

災害時の帰宅困難者支援を進めるために、県が防災関係機関等と締結した協定内容を基に、市においても対策を実施する。

## 第8節 消防・水防体制の整備

地震・津波災害による火災発生件数及び死傷者数を最小限とするためには、出火防止と初期消火が重要であることから、消防・水防体制の強化、救急援助体制の充実、消防水利の確保が重要である。

このため、消防・水防力の強化、消防水利の確保を図り、救急救助資機材の整備を計画的に推進する。また、火災予防行政の強化や消防吏員・消防団員の消防教育訓練を推進するとともに、自主防災組織の育成・強化を図る。

### 1 消火体制の強化〔消防本部 消防団〕（資料編6-1～6-6）

#### (1) 消火活動実施体制の整備

市は、火災の消火、人命の救助等の初動活動が速やかに実施できるよう体制を確立するとともに、市民の初期消火の体制、消防力を強化する。

#### (2) 消火用資機材等の充実

市は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、その他の消防施設、設備等の整備充実を図るとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を維持する。

#### (3) 消防団の育成・強化

市は、消防団が災害時の活動を十分にできるよう、資機材の整備、出動態勢の確保、訓練等を推進し、育成・強化に努める。

#### (4) 住民の育成・強化

市は、住民が出火防止や初期消火活動を十分にできるよう、普及啓発等を実施するなど、育成・強化に努める。

### 2 水防体制の強化〔消防本部 消防団 総務課 自主防災組織〕

#### (1) 水防活動実施体制の整備（資料編6-7参照）

市は、津波災害による被害を軽減するため、市水防計画を策定し、水防活動が速やかに実施できるよう、情報収集・伝達体制及び応急活動体制を整備するとともに、日ごろから、国、県、関係市町村、庄川右岸水害予防組合及び庄川左岸水害予防組合との連絡体制を確立しておく。

#### (2) 水防資機材等の充実（資料編6-8参照）

市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実を図るとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。



## (3) 住民の育成・強化

市は、住民が水防活動を十分にできるよう、資機材の整備及び普及啓発等を実施し、育成・強化に努める。

## 3 救急救助体制の強化〔消防本部 消防団 総務課 自主防災組織〕

## (1) 救急救助活動実施体制の強化

市は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救急救助活動実施体制の整備に努めるとともに、高規格救急自動車、救助工作車及び救急救助用資機材の計画的な整備を図る。また、救助隊員に対する教育訓練の充実強化を図り、適切な状況判断能力と救助技術の一層の向上を図る。

## (2) 消防団の育成・強化

市は、消防団が災害時の活動を十分に実施できるよう、資機材の整備、出動態勢の確保、訓練等を行うなど、育成・強化に努める。

## (3) 自主防災組織等の育成・強化

市は、自主防災組織が救急救助活動を円滑に行えるよう、自主防災組織等の育成・強化に努める。詳細は、本章第17節「自主防災組織等の育成・強化」を参照。

## 4 火災予防行政・広報の充実強化〔消防本部 消防団〕

## (1) 防火管理の徹底

市は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定が適用される防火対象物の管理について、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく各種訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。

また、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合するときには「防火優良認定証」又は「防火基準点検済証」を表示させる。

## (2) 火災予防査察の徹底

市は、火災予防のため、計画的、継続的に予防査察を実施するものとし、必要な改善指導等を行う。また、一般住宅や事業所・企業に対しても、消防団と連携し、火災予防の周知徹底を図る。なお、平常時においては次の点に留意する。

- ア 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の普及
- イ 危険物等の保管場所の点検

## (3) 大規模建築物等の安全化

市は、大規模建築物の関係事業所に対し関係法令に規定された消防用設備、非常用昇降機の定期検査の厳守及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者及び防災管理者制度の円滑な推進や消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など、次の対策について指導の強化、推進に努める。

## ア 火災予防対策

火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策、火気使用場所の環境整備及び可燃性物質の転倒落下防止措置、内装材料、装飾品の不燃化、防火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策等を推進する。

## イ 避難対策

避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保、ショーケース、看板等の転倒や落下防止、避難誘導員の事前指定、避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する火災発生時の行動要領の周知徹底、防災センターから迅速な緊急放送体制の整備等を推進する。

## ウ 防火管理対策

従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防火管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防火管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練、防災センターの機能強化及び要員教育を徹底する。

## エ 防災管理対策

一定規模以上の大規模建築物について、防災管理者を必ず選任し、従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防災管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防災管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練を徹底する。

また、これらの建築物については、自衛消防組織を設置するとともに、全体を指揮する統括管理者を選任させることとし、消防計画に定められた任務分担に基づき、消防機関への通報、在館者への連絡、初期消火、避難誘導等について実践的かつ定期的な訓練の実施と自衛消防組織要員の教育を徹底する。

## オ 消防用設備の管理対策

消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設など消防用設備の機能を維持管理する。

## (4) 広報活動の強化

市は、広報紙、広報車・消防ポンプ自動車等による広報や横断幕掲示等を行い、防火意識の高揚を積極的に図る。

## 第9節 医療救護体制の整備

地震・津波災害の規模、被害の態様によっては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化する。

なお、医療救護施設の安全性確保については、その施設や設備の耐震性・耐浪性の確保に努める。

### 1 医療救護体制の整備（資料編7 - 1参照）〔市民病院 保健センター〕

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、薬業関係団体等の協力を得て、災害医療救護体制の確立に努める。

### 2 医薬品、医療資器材等の備蓄、調達体制の確保〔市民病院 保健センター〕

市は、医薬品、医療資器材等の備蓄に努めるとともに、災害時における医薬品、医療資器材等の調達、配備体制を整える。

### 3 医療救護施設の安全性強化〔市民病院 保健センター〕

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる市民病院について、ライフラインが寸断された場合を想定し、その安全性の強化を図る。

また、その他、市内の病院等医療救護施設においても、必要に応じて、その安全性の確保を図る。

### 4 連絡体制等の整備〔市民病院 消防本部〕

市は、救護所等から搬送される負傷者数が多数発生し、市内の医療機関で対処できなくなる事態に備え、近隣市町村及び近隣の医療施設との連携を図るとともに、医療機関に関する情報の収集体制を整備する。また、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

更に、関係機関の協力を得て、トリアージ訓練を継続的に実施する。

トリアージとは、傷病者を重症度と緊急度によって選別すること。

### 5 広域搬送体制の整備〔市民病院 消防本部〕

市は、近隣市町村及び近隣の医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

## 6 応急手当に関する知識・技能の普及〔消防本部〕

市は、住民に対し、研修会や防災訓練を通じて、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及に努める。

### 自動体外式除細動器

（Automated External Defibrillator . 略称「AED(エーイーディ)」）：

突然心停止状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器。内蔵コンピューターが、心電図を自動的に解析し、心室細動か否かを判断して電気ショック（通電）を指示する。

## 第10節 緊急輸送活動対策

大規模な地震・津波災害発生時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心を成すものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急交通路、輸送体制について定めておく。

### 1 輸送拠点の確保〔総務課 管財契約課〕

市は、県と連携し、救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ複数指定しておく。

また、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

#### 【射水市内の主な輸送拠点施設】

内容	輸送拠点
陸上輸送	道の駅カモンパーク新湊（鏡宮） 富山県トラック協会総合グラウンド（水戸田） トナミ運輸(株)（小杉流通センター）（青井谷） センコー(株)（富山PDセンター）（水戸田） (株)中央倉庫（A号・B号倉庫）（橋下条） 八島合名会社（三ヶ新1号）（庄西町） 伊勢湾海運(株)（富山5号倉庫）（鷲塚） 中越テック(株)（広上）
海上輸送	伏木富山港（新湊地区）

### 2 緊急輸送道路の整備（資料編8 - 4参照）〔道路建設課 道路・河川管理課〕

#### (1) 緊急輸送道路の整備

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、陸上・海上の輸送拠点施設に配慮し、幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり定める。

なお、県が定める緊急通行確保路線とネットワークが図られるよう調整を行う。

#### 【緊急通行確保路線】

第1次確保路線	救急活動、緊急物資、応急資材の搬入を最優先に確保する北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結
---------	---

	ぶ幹線道路
第2次確保路線	第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市対策本部や主要な防災拠点（行政機関、駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路
第3次確保路線	第1・第2次確保路線を補完し、救急活動、緊急物資、応急資材の搬入並びに復旧事業の推進を図る幹線道路

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 連携体制の強化

緊急通行確保路線の各管理者は、日ごろから情報交換を行い、相互の連携体制を整えておく。

3 緊急海上輸送路の確保（資料編8-6、8-7参照）〔港湾・観光課 農林水産課〕

港湾、漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資機材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

伏木富山港は防災の拠点として指定されており、ヘリコプターを活用した拠点港からの航空輸送体制が整備されている。市においても、県と連携して施設等の整備に努める。

4 緊急航空路等の確保（資料編8-3参照）〔総務課 消防本部〕

災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行うため、各地域に場外離着陸場を確保する。

なお、場外離着陸場の危険予防措置として、次の事項に留意する。

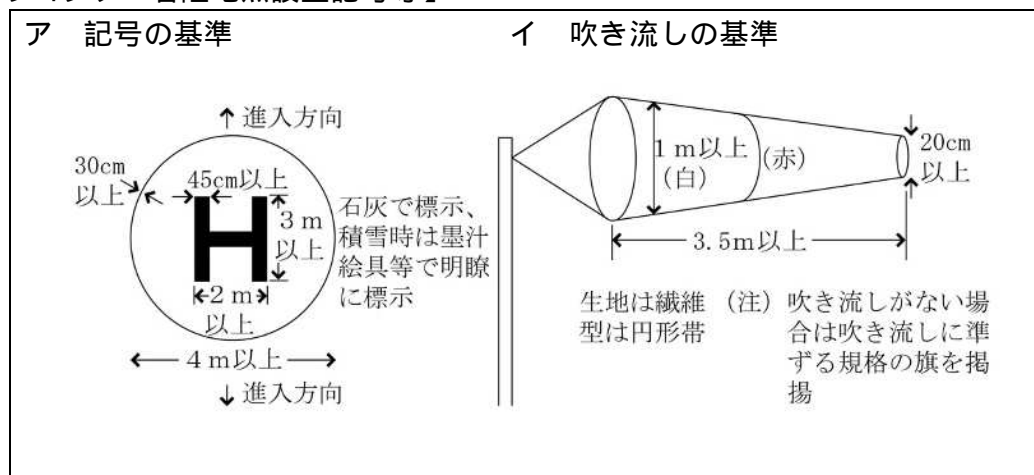
(1) 場外離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(2) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(3) 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、

状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

【ヘリコプター着陸地点設置記号等】



5 防災活動用空地の確保(資料編 8 - 5 参照)〔管財契約課 都市計画課〕

大規模な災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結するときは、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置付けられるスペースを把握しておく。

特に、災害時に迅速な活動が可能となるよう、緊急通行確保路線の第1次確保路線で本市の中心部を南北に縦断している国道472号と交差する同じく第1次確保路線である高速道路小杉インターチェンジ、国道8号、国道415号周辺でのスペースの確保に努める。

6 緊急輸送実施体制の整備〔総務課 管財契約課〕

(1) 輸送事業者等との連携

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(2) 県及び国との連携

市は、県及び国と連携して、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に

対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

## 7 緊急通行車両の取扱い等〔生活安全課 総務課〕

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急通行車両を優先して通行させるため、一般車両の通行を禁止又は規制する。

### (1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県知事又は県公安委員会（事務所管：県警本部交通規制課）が行う。

### (2) 確認対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告等又は指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

### (3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続に対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度が設けられており、その制度の効果的な活用を行う。

### (4) 緊急車両の運転手のとるべき措置

警察と協力して次の事項を周知徹底する。

#### ア 走行中のとき

- (ア) 落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は市に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。
- (イ) 停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、山道などでは地盤が緩んでいることがあるので、路肩に寄り過ぎないように注意すること。
- (ウ) 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及



び周囲の状況に応じて行動すること。

(I) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に寄せて停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

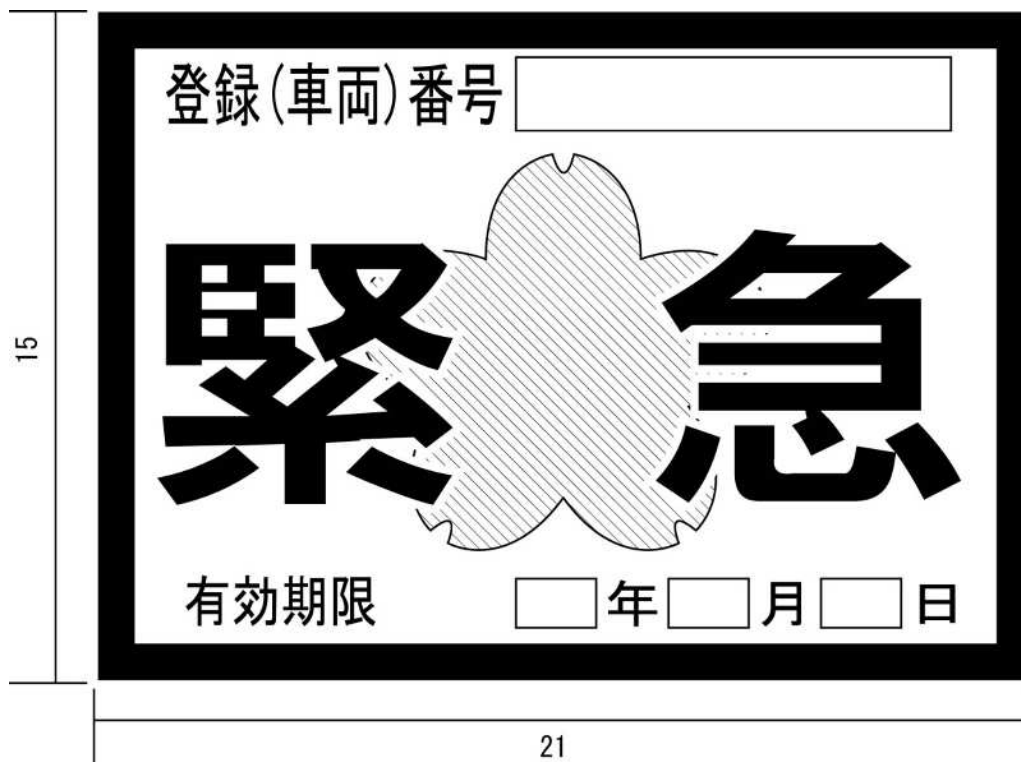
イ 災害対策基本法の規定に基づく交通規制が行われたとき

(ア) 道路区間を指定した交通規制が行われたときは、その区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われたときは、道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかに移動することが困難なときは、他の緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

【緊急通行車両の標章】



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 第11節 避難所の整備

地震・津波災害発生時における避難者の収容のため、事前に小・中学校の体育館等を避難所として指定するとともに、地震災害時に速やかに開設できるよう体制の整備に努める。

### 第1 地震に関する対策

#### 1 避難所の確保（資料編9 - 1参照）〔総務課 各施設所管課〕

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所・避難所を指定しておく。避難所を指定する際には、併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、集団2次避難や他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

また、要配慮者に配慮して、社会福祉施設や介護保険施設等を福祉避難所として指定しているが、拡充に努める。

なお、避難場所・避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。

##### (1) 避難場所の選考基準

災害の危険が切迫した場合に、住民等の安全を確保するため、緊急的に避難する際の避難先として避難場所を定める。

ア 避難場所としては、地震、津波、洪水等の災害の種類ごとに、安全な区域又は水位よりも上層にある安全なスペースとする。

イ 避難場所は、公園、緑地、学校、津波避難ビル等が適当である。

イ 避難所における避難民1人当たりの必要面積は、原則おおむね1.0㎡を基準とする。

ウ 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。

##### (2) 避難所の選考基準

発災後に被災者が一定期間避難生活を送る場として避難所を定める。

ア 避難所としては、学校、体育館、コミュニティセンター等が適当である。

イ 避難所における避難民1人当たりの必要面積は、原則おおむね2.0㎡を基準とする。

ウ 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。

エ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。

オ 避難所については、調理設備を有する施設を優先的に指定する。

(3) 避難場所における施設、設備の整備

市は、避難場所において住民の速やかな避難、安全なスペースが確保できるよう、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。なお、施設、設備について要配慮者への配慮を行うよう努める。

ア 公共施設、民間施設等を活用し、避難場所の確保に努める。

イ 津波、洪水等の災害においては、より上層階への避難が有効なことから、屋上等のスペース活用、避難階段の整備等を行うよう努める。

ウ 災害により孤立する恐れがある施設については、水、食料等最低限必要な物資を確保する。

(4) 避難所における施設、設備の整備

市は、避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。なお、施設、設備について要配慮者への配慮を行うよう努める。

ア 避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。

イ 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

ウ 換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

(5) 避難所における運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、避難所運営のために必要な事項を盛り込んだ「射水市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

【避難場所の体系】

- ・ 緊急避難場所：津波、洪水等の災害の危険が切迫した場合に、住民等の安全を確保するため、緊急的に避難する際の避難場所である。
- ・ 一時避難所：一時避難所は、災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所である。一時避難所は、自治会・町内会、自主防災組織が選定する自治会公民館、公園等とする。

【避難所の体系】

・屋内避難所：屋内避難所は、災害時に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある住民が応急生活をするための場所である。市では、災害の規模等に応じ、次の区分を設けている。

第1次避難所：災害発生時において第1次に開設する避難所で、主に小学校、中学校、高等学校、コミュニティセンターとする。

第2次避難所：第1次避難所に収容しきれない場合等において第2次に開設する避難所で、第1次避難所を除く市有施設、民間施設等とする。

・福祉避難所：要配慮者が利用できる避難所で、主に社会福祉施設や介護保険施設等とする。

2 避難誘導標識の設置〔総務課〕

避難場所・避難所の住民への周知や避難者が避難所に安全に到達できるよう、避難経路及び避難所周辺には避難誘導標識を設置するよう努める。

3 被災者用の住居の確保〔建築住宅課 商工企業立地課〕

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできよう、体制の整備に努める。

## 第2 津波に関する対策

1 津波避難ビル等の確保〔総務課 各施設所管課〕

市は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」として指定緊急避難場所の指定を行う。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる「津波避難ビル等」の指定・整備を行う。なお、指定した場合には、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、「避難生活を送るために避難する場所」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底する。

津波避難ビル等

津波避難ビル等は、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設。

## 第12節 避難対策の確立

市は、災害時において住民が安全かつ迅速に避難を行うことができるよう、平常時から避難に関する広報等に努め、また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難所・避難路の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。更に、自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導體制の確立に努める。

### 第1 共通事項

#### 1 避難に関する広報〔総務課 未来創造課〕

市は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示したハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。

##### (1) 避難所の広報

市は、次の事項について、地域住民に対し周知徹底を図る。

- ア 避難所の名称
- イ 避難所の所在位置
- ウ 避難所への経路
- エ その他必要な事項

##### (2) 避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難収容後の心得

また、地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については徒歩によることを原則とする。市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、射水警察署と十分調整を図る。

## 2 避難誘導體制の確立〔総務課 地域福祉課〕

市は、避難所への住民の誘導方法について、自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等と協議し、適切な避難誘導體制を確立するよう努める。特に要配慮者の避難誘導體制の確立に努める。

また、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

特に、高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

更に、市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

## 3 避難計画の策定〔総務課 地域福祉課〕

市及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震に係る避難計画を作成しておく。

## 4 防災上特に注意を要する施設の避難体制の整備〔教育委員会 福祉保健部 市民病院 各施設管理者〕

### (1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ地震に係る避難計画を策定するなど、避難体制の整備に努める。

- ア 防災情報の入手体制
- イ 各施設と市間及び各施設間の連絡・連携体制
- ウ 避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法
- エ 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- オ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法
- カ 保護者等への安否連絡及び引渡方法

### (2) 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、駅及びレクリエーション施設等その他不特定多数の者が利用する施設、地下施設を有する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し地震・津波に係る避難計画を策定するなど、避難体制の整備に努める。

- ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ウ 避難所に係る市との事前調整

#### 5 避難道路の確保〔都市計画課 道路建設課 道路・河川管理課〕

避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保する。

市は、市街地の状況に応じて、次のとおり避難道路を選定する。

- (1) 避難道路は、おおむね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難所まで複数の道路を確保すること。
- (3) 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (4) 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること。
- (5) 落下物の危険性が少ないこと。
- (6) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

#### 6 被災者等への的確な情報伝達活動〔総務課 未来創造課 市民課〕

市は、情報収集・伝達手段として、特に、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

## 第2 津波に関する対策

### 1 津波ハザードマップの普及・啓発〔総務課〕

市は、射水市津波ハザードマップを住民に周知し、市の津波の特徴、津波の浸水範囲、避難路、避難場所など津波災害に際する避難について、知識の普及・啓発を実施する。

また、市は、津波からの避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、市の津波の特徴の説明を行うとともに、避難意識の高揚を図る。

### 2 避難誘導者の安全確保〔消防本部 消防団〕

津波災害に際する避難誘導に当たっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるとともに、避難誘導者の情報入手手段や通信手段等の装備の充実を図る。

## 第13節 帰宅困難者支援対策

### 1 帰宅困難者に関する普及・啓発〔総務課 商工企業立地課 港湾・観光課〕

大規模な震災や津波の発生により、公共交通機関の運行停止や、主要道路が通行できなくなった場合、市外からの通勤者や観光客等が、自力で帰宅することが困難となり、帰宅困難者が多数発生するおそれがある。これら帰宅困難者が、自家用車等で一齐に帰宅行動をとった場合、大規模な渋滞や災害現場における混乱の発生により、応急復旧活動に重大な支障が生じる可能性がある。

このため、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者に関する普及・啓発活動を行う。

### 2 帰宅困難者への支援〔総務課 商工企業立地課 港湾・観光課〕

大規模な震災や津波の発生により、帰宅困難者が多数発生した場合に備え、市は、帰宅困難者のための避難所を設置できるよう体制を整え、帰宅手段が確保されるまでの間に、生命や健康を確保できるよう努める。

### 3 市街地、観光地における避難所等の確保〔総務課 商工企業立地課 港湾・観光課〕

市長が行う避難勧告の対象には、帰宅困難者も含まれることから、多数の人が集まる市街地、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難誘導標識の設置に努める。



## 第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

市は、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、市備蓄計画を策定し、現物備蓄や流通備蓄の体制を定めておくとともに、防災資機材等の整備を推進する。更に、要配慮者に配慮した品目を積極的に補充する。

また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は、日ごろから、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

### 1 食料及び生活必需品等の確保〔総務課 財政課 地域福祉課 農林水産課〕

災害が発生したときに備えて、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

#### (1) 食料の備蓄

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制などが整うまでの間は備蓄してあるクラッカー及びアルファ米等非常食（以下「非常食」という。）を供給する。

被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、避難場所またはその近傍において、地域完結型の備蓄に努める。

#### ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市との連携を図る。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。

なお、非常食の備蓄に際しては、消費期限管理に留意する。

(イ) 市は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

(ロ) 市は、避難所に近い事業所・企業に対し、非常食の備蓄を協力依頼する。

(イ) 県は、市の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄する。

(オ) 市及び県は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励する。

(カ) 市及び県は、非常食の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

## (2) 炊き出し計画

- ア 市は、被災時の炊き出しを速やかにできるよう、市の責任者、現場の責任者（避難所）、献立、炊き出し方法等の炊き出し計画をあらかじめ定めておく。
- イ 炊き出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。
- ウ 市は、炊出し用のプロパンガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、小学校及び市立コミュニティセンター等の市指定避難場所に、燃料の備蓄に努める。

## (3) 生活必需品の備蓄

市は、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等による生活必需品の著しい不足に備えて、次に掲げるような品目について、備蓄・調達体制の整備を図る。

なお、備蓄物資の選定に当たっては、乳幼児・高齢者・女性に配慮する。

- ア 寝具（毛布等）
- イ 衣類（下着、靴下等）
- ウ 日用品（せっけん、タオル、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
- エ 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- ウ 暖房器具（石油ストーブ等）

## (4) 輸送・集積（資料編8 - 5参照）

- ア 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、市及び県は、ストックヤードとして使用できる集積場所をあらかじめ定めておく。また、集積場所を定めたときは、県、隣接市や他市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センターに連絡するとともに、県を通じ、一般社団法人富山県トラック協会及び富山県倉庫協会へ連絡を行う。
- イ 市及び県は、物資の輸送手段を確保するため、また、物資を保管するため、運輸・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ関係団体に協力を依頼しておくものとする。

## 2 飲料水及び生活用水の確保〔上下水道業務課 上水道工務課〕

- (1) あらかじめ、当面必要な量の飲料水の備蓄に努める。
- (2) 非常災害時における応急給水計画を作成する。その際、医療機関や社会福祉施設・要配慮者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順位、受水槽の設置を指導するなど災害時を想定し、整備する。

- (3) 給水タンク等応急給水資機材を整備するとともに、緊急時仮設給水設備を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水について以下のことを啓発・指導する。
- ア 貯水量は、1人1日3リットルを目安とし、世帯人数の3日分を目標とする。
  - イ 貯水する水は、水道水などの衛生的な水とする。
  - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高いものとする。
- (5) 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧作業に従事する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。
- (6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車、給水タンクなどによる応急給水等について、県及び日本水道協会との相互応援体制の強化に努める。
- (7) 生活用水を確保するため、市内に設置されている井戸を、所有者の協力のもと、防災井戸として指定するよう努める。

### 3 資機材の整備〔総務課〕

市は、呉羽山断層帯の地震による被害想定を踏まえ、日ごろから、簡易トイレ、ロープ、発電機、投光機等の防災資機材の整備及び調達先の確保に努める。

### 4 医薬品の確保〔市民病院 保健センター〕

- (1) 市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 市は、避難生活に必要な常備薬の配備に努める。

### 5 防疫対策〔保健センター 環境課〕

- (1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
- (2) 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市職員、医師、衛生技術者、保健師又は看護師等をもって編成する。

## 6 し尿処理対策〔環境課〕

- (1) 必要とされる仮設トイレの数量等について把握し、備蓄に努める。
- (2) 日ごろから、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

## 第15節 防災訓練の実施

市は、地震・津波災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

### 1 訓練の実施及び参加〔全部局〕

(1) 市長は、法令及び防災計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

(2) 防災訓練は、市及びその他防災関係機関の職員のほか、住民その他関係団体の参加、協力によって実施する。

### 2 訓練の種類及び内容の整備〔総務課 消防本部 道路・河川管理課〕

#### (1) 総合防災訓練の実施

防災に関する技術等の向上を図り、防災関係機関との連携を強化するため、また、地域防災計画における実効性の検証等防災上の課題を把握するため、総合的防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、都市直下型の大地震や津波の発生など様々な条件を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある訓練となるよう努める。

訓練には、防災関係機関等の参加、協力を要請するとともに、自主防災組織、事業所、ボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と緊密に連携する。

#### ア 実施時期

原則として、年1回

#### イ 実施場所

原則として、地区持ち回り

#### ウ 訓練参加機関

市、県、防災関係機関、地域住民等

#### エ 訓練項目

- ・本部設置訓練
- ・緊急通信訓練
- ・津波、気象予報伝達訓練
- ・広報訓練
- ・火災消火訓練
- ・避難訓練
- ・救急救護訓練
- ・救出訓練
- ・水防訓練
- ・一斉放水訓練
- ・炊き出し訓練
- ・給食・給水訓練
- ・緊急物資輸送訓練
- ・ライフライン施設等復旧訓練
- ・警戒警備訓練
- ・交通規制訓練
- ・非常無線通信訓練

- ・自衛隊の災害派遣要請訓練
  - ・非常招集訓練
  - ・その他の訓練
- オ 訓練の方法
- ・実働訓練
  - ・図上訓練

## (2) 基礎的訓練の実施

職員の防災意識の高揚、技術の習得を図るため、以下の基礎的訓練の実施に努める。

### ア 職員参集訓練

勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員を非常招集する訓練を原則として、年1回以上実施する。

### イ 避難所開設・設置訓練

### ウ 図上演習訓練

災害時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、図上で災害に対する演習を実施し、災害対策の習熟を図る。

### エ 水防訓練

(ア) 関係団体と連携して、消防団員等に対して水防技術の習得及び水防思想の普及を図る。

(イ) 津波災害時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護訓練等の総合的な演習を実施する。

(ウ) 市の水防に関係する職員に対し、必要な高度の教育を実施し、水防体制の強化・拡充を図ることを目的として、関係団体と連携のもとに水防研修を実施する。

(エ) 消防団員に対し、水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施する。

## 3 訓練方法の検討〔全部局〕

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように実施する。

また、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

市は、消防、警察、自衛隊、医療機関等の関係機関と協力し、相互に連絡を取りながら、単独若しくは他の機関と共同で、前記の訓練を効果的な方法で行う。また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練となるよう努める。

#### 4 訓練結果の評価・総括〔全部局〕

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

#### 5 他の機関が実施する防災訓練への参加〔全部局〕

市は、他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

#### 6 自主防災組織や団体等が主体の訓練の実施促進〔総務課 学校教育課 子育て支援課 地位振興・文化課 消防本部 消防団〕

市は、自主防災組織や、事業所、学校等が主体となった防災訓練が継続的に実施されるよう、働き掛ける。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、地震・津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、複数の自主防災組織や地域振興会での実施、地域の福祉施設や学校と連携した訓練を働き掛ける。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的な実践的な訓練を行うよう努める。

#### 7 防災訓練における要配慮者への配慮〔福祉保健部 政策推進課 総務課〕

市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。また、地域においては、災害時等に自力での避難が困難なため、地域での支援が必要な避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

## 第16節 防災知識の普及

市をはじめ各防災関係機関は、地震・津波による被害を最小限にとどめるため、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

また、東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努める。

### 第1 地震に関する防災知識の普及

#### 1 住民に対する防災知識の普及〔総務課 建築住宅課 未来創造課 消防本部〕

市は、住民の防災知識の普及を図る。

##### (1) 普及の方法

###### ア 各種団体への普及・啓発

市は、富山県自主防災アドバイザーや富山県防災士会等と連携して、自治会、事業所団体及び消防団等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした市政出前講座、防災講演会、研修会等を開催し、被害防止に関する知識を普及啓発し、住民がそれぞれの立場から地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、各種団体においても、構成員の組織内部における防災知識の普及を図る。

###### イ 広報媒体による普及

市は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

(ア) 市のホームページなどインターネットを活用した情報発信による普及

(イ) 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動

(ウ) ラジオ、ケーブルテレビ等による普及

(エ) 新聞、雑誌による普及

(オ) 射水市防災ガイドブック、射水市地震防災マップ、射水市津波ハザードマップ等各種ハザードマップ、ふるさと富山防災ハンドブック（家庭版）、ビジュアルに富んだ地域防災計画概要版、広報誌、パンフレット、ポスター、その他の印刷物による普及

(カ) 映画、スライド、ビデオ、疑似体験装置による普及

(キ) 図画、作文の募集による普及

###### ウ 射水市防災センターや富山県広域消防防災センター等による普及

体験型学習施設における地震、流水、風雨災害、煙避難、初期消火などの体



験学習や、射水市や富山県ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、住民の防災意識を高める。

エ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

市は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼び掛け、訓練を通じて実際の体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制と自主防災組織の役割

イ 災害危険箇所等に関する知識

ウ 地震に対する一般的知識

(ア) 地震

a 地震の発生メカニズム（海溝型地震と内陸型地震の違い）

b 県内における主要活断層の位置

c 地震規模（マグニチュード）

d 震度分布

e 地震の発生確率 等

(イ) 過去の主な被害事例

(ウ) 平常時及び災害発生時の心得

< 平常時の防災一般に関する心得 >

a テレビ、ラジオ、携帯電話等からの緊急地震速報や防災情報を受信できるようにしておく。

b 射水市メール配信サービスにあらかじめ登録し、市からの防災情報を受信できるようにしておく。

c 避難場所や避難経路を事前に確認するとともに、災害時に隣近所の人と協力して避難などができるよう話し合っておく。

d 停電に備えて、懐中電灯、ラジオ等を用意しておく。

e 家具等の転倒防止対策をしておく。

f ブロック塀等の補修に努める。また、電気の引込線のたるみにも注意する。

g 付近の地形からみて、どんな災害が起こりやすいかよく知り、災害が起こったときの避難路を確かめておく。

h 避難するときの携行品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を非常用持出袋に入れ、準備しておく。

i LPガスのボンベが倒れたり、流されたりしないように安全に固定しておく。

j 電線に触れたりするおそれのある木の枝は切り落としておく。

- k 応急救護講習の受講などにより、けがの手当など、応急手当の方法を習得しておく。
- l 基本的な防災用資機材の操作方法を習得しておく。

< 平常時から家庭に備えておくもの（例） >

- a 消火器、バケツ等の消火用具
- b のこぎり、バール等の救出用具
- c 救急医療セット等の医療用品
- d 非常食料、水、燃料（最低3日分程度）
- e 衣服、毛布等の生活用品
- f 懐中電灯等の照明用品
- g ラジオ等の情報収集用品
- h 携帯トイレ、トイレトーパー等の排泄に関する用品
- i その他各家庭の事情に応じた品目（粉ミルク、おむつ、眼鏡、補聴器等）

2 緊急地震速報を見聞きしたときの行動〔総務課〕

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身の安全を確保する必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

(1) 家庭

- ア 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。
- イ あわてて外に飛び出さない。揺れが収まるまで待つ。
- ウ 無理に火を消そうとしない。

(2) 人が大勢いる施設

- ア 施設の係員の指示に従う。
- イ 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。

(3) 自動車運転中

- ア あわててスピードを落とさない。
- イ ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。
- ウ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。
- エ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

(4) 鉄道やバスなどに乗車中

ア つり皮や手すりにしっかりつかまる。

(5) エレベーター内

ア 最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

(6) 屋外にいるとき

ア 街中

- (ア) ブロック塀の倒壊等に注意する。
- (イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。
- (ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。
- (エ) 自動販売機の転倒に注意する。

イ 山やがけ付近では

(ア) 落石やがけ崩れに注意する。

<地震発生時に関する心得>

- a 緊急地震速報を受信したら、まず身の安全を確保して、揺れが収まるまで様子を見る。
- b 揺れが収まってから、あわてず火の始末をし、火災の発生を予防する。
- c 出火したときは、落ち着いて初期消火を行う。
- d 窓や戸を開けて、避難出口を確保する。
- e 防災行政無線、射水市メール配信サービス、テレビ、ラジオ等で正しい情報を収集し、防災上の注意事項をよく聞く。
- f 避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを「切」にする。
- g ブロック塀や自動販売機など、倒壊しやすいものには近寄らない。
- h がけの近くにいる人は、地震動によりがけ崩れの危険があるので十分注意する。
- i 家族間で連絡し、生存の確認をする。(NTTの災害用伝言ダイヤル「171」、各携帯電話事業者の災害用伝言板)

3 教職員及び児童・生徒に対する防災教育〔学校教育課〕

東日本大震災においては、津波により甚大な被害が生じたが、日ごろから津波等の防災教育が実施されていた小・中学校の児童や生徒が、迅速に避難することができ、無事であったという事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要である。

市教育委員会は、児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

(1) 防災に関する安全計画

- ア 校長は、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため火災、地震・津波、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようになることをねらいとして、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。
- イ 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、火災、地震・津波等の種別に応じて適切に設定する。
- ウ 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。

(2) 教職員・保護者に対する防災教育

- ア 学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、教職員や保護者を対象に、地震の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。
- イ 校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。
- ウ 初任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、状況に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- エ 校長は、教職員各人の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

(3) 児童・生徒等に対する防災教育

- 児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動を取れるよう次の事項に留意して教育する。
- ア 防災に関する教育は、各教科、道徳の時間に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
  - イ 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。
  - ウ 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
  - エ 防災教育の推進に当たっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブック、ビデオなど、分かりやすい教材を活用し指導する。
  - オ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」、「生きるたくましさ、勇気」

等について指導する。また、災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

#### 4 職員に対する防災教育〔総務課〕

防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災教育の普及徹底を図る。

また、専門的知見を有する防災担当職員の養成・教育に向けた取り組みを進める。

##### (1) 教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 現地調査、視察等の実施
- エ 職員行動マニュアル等印刷物の配布

##### (2) 教育内容

- ア 地震の特性や災害の基礎知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 業務継続計画（BCP）の理解と運用
- エ 各機関の防災体制
- オ 市の実施すべき災害時の応急対策等
- カ 災害時における各自の具体的役割と行動
- キ 非常参集の方法
- ク 情報収集の方法
- ケ 防災関係法令の運用
- コ その他必要な事項

#### 5 要配慮者等に対する啓発〔福祉保健部 政策推進課 総務課〕

防災知識等の普及に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者や旅行者等の一時滞在者にも配慮し、次の項目について実施に努める。

- (1) 障がい者、高齢者等の災害常備品の啓発
- (2) 介護者の役割の確認
- (3) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (4) 避難訓練等への参加の呼び掛け

#### 6 防災関係機関における防災教育・訓練〔総務課〕

防災関係機関は、職員に対し災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有の防災対応など、防災教育に努める。

また、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

## 7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育〔消防本部 各施設管理者〕

### (1) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し、災害発生時に備える。

### (2) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な者が多数所在・利用していることから、施設管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行う。また、付近住民からも避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

### (3) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示する。

### (4) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗、駅及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行う。

## 8 相談窓口〔総務課 建築住宅課〕

市は、それぞれの機関において所管する事項について、住民の地震・津波対策の相談に応じる。

## 9 災害教訓の伝承〔総務課 生涯学習・スポーツ課 学校教育課（図書

館) ]

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。また、学校や家庭において、自分が住む地域の災害危険性や災害教訓などの伝承に活かせるよう、石碑やモニュメント等を含めた災害に関する資料の一般公開を進め、自助・共助の意識を強化するよう努める。

#### 10 被災地支援に関する知識の普及〔総務課〕

市は、住民に対し、被災地支援に際して、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

## 第2 津波に関する防災知識の普及

市は、地震に関する防災知識の普及に合わせて、津波に関する防災知識の普及を進める。

### 1 普及の内容〔総務課〕

(1) 津波に対する一般的知識（本市における津波想定の数値等の正確な意味を含む。）

#### ア 避難行動に関する知識

(ア) 本市においても、津波が襲来する可能性があること。

(イ) 強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ内陸部若しくは高い場所に避難すること。

(ウ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。

(エ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民や児童・生徒の避難を促すこと。

#### イ 津波の特性に関する情報

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

#### ウ 津波に関する想定・不測の不確実性

(ア) 津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

(イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(り) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

エ 津波ハザードマップ

市が作成した津波ハザードマップを、住民等に対し周知する。

なお、市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 津波発生のおそれがある時、又は津波発生時に関する心得

ア 強い地震や長い時間揺れを感じた場合及び津波警報が発表された場合には、海岸や河口近くにいる人及び沿岸地区の住民は直ちに、内陸部若しくは高い場所へ避難する。

イ 自動車による避難は、渋滞により避難できなくなるおそれがあるため、原則として徒歩で避難する。

ウ 防災行政無線、射水市メール配信サービス、テレビ、ラジオ等で正しい情報を収集し、防災上の注意事項をよく聞く。



## 第17節 自主防災組織等の育成・強化

大規模な地震が発生した場合、被害の拡大を防ぐとともに、災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみではなく、住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る。」、「みんなのまちはみんなで守る。」と認識し、行動することが必要である。このため地域における防災活動の中心となる、自主防災組織の育成・強化を図るとともに地区防災計画の策定に努め、地域防災力の向上に努める。

なお、自主防災組織の育成、強化を図る際には、女性の参画の促進に努める。

また、事業所・企業は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所・企業単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

### 1 自主防災組織の充実（資料編6-6、14-12参照）〔総務課 地域振興・文化課〕

#### (1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織の結成拡充を図るため、県の自主防災アドバイザー制度等を活用し、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、市内の自主防災組織の組織率が100%となるよう取り組みを進める。

#### ア 自主防災組織の編成基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域住民が最も効果的な防災活動が行える区域を単位とし、次の点に留意する。

#### (ア) 適正規模で編成

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、自治会・町内会等、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

#### (イ) 地域の一体性を保つ編成

同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するよう編成する。

#### (ウ) 昼夜間の活動に支障がないよう編成

昼間人口と夜間人口が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要である。なお、災害時の安否確認のためにも、日ごろから昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

#### イ 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設け

て明確にする。また、平常時及び災害時に行う活動を具体的に盛り込んだ防災計画を整備する。

## (2) 自主防災組織の育成・強化

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、市は、県等と協力して、自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言に努める。地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織防災訓練テキスト配布、リーダー養成講習会の実施、防災講演会、市政出前講座等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努める。

## (3) 自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災活動を支援するため、自主防災組織が実施する防災資機材等の整備や防災訓練等の活動に要した費用に対し、財政的な支援を行う。

市及び県は、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対して支援する。

## (4) 連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが組織の活性化等に資することから、連絡協議会の設置を推進する。

## (5) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。更に、地域住民・団体等が連携し、地区防災計画の策定に努める。市は、地区防災計画の策定を支援すると共に、提案があった場合は、市防災会議において協議し、地域防災計画に定めることができる。

## 2 自主防災組織の活動〔総務課 地域振興・文化課 消防本部 消防団〕

自主防災組織は、市と連携し、「みんなのまちはみんなで守る。」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

### (1) 平常時の活動

ア 地区防災計画の策定及び改定

イ 防災知識の普及

ウ 防災訓練の実施

(ア) 情報の収集・伝達訓練

- (イ) 初期消火訓練
  - (ウ) 避難訓練
  - (エ) 救出・救援訓練
  - (オ) 給食・給水訓練
  - (カ) 緊急地震速報対応訓練
  - 工 地域内の危険箇所等の点検
  - オ 防災用資機材等の整備・点検
- (2) 災害発生時の活動
- ア 情報の収集・伝達
  - イ 出火防止及び初期消火
  - ウ 救出・救援活動の実施
  - エ 避難誘導
    - (ア) 避難誘導時の安全確認箇所
      - a 住宅密集地
      - b 山間部、起伏の多いところ
      - c 河川、海岸
    - (イ) 携帯品のチェック
    - (ウ) 要配慮者への配慮
    - (エ) 代替避難路の検討
  - オ 避難所の運営協力
  - カ 給食・救援物資等の配給及び市の給水・救護物資配給活動への協力
  - キ 防疫活動への協力
  - ク 他地域への応援等
- 3 事業所・企業等における防災の促進〔総務課 商工企業立地課 消防本部〕
- 事業所・企業等は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努める。
- (1) 事業所防災計画の作成
- 事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、地震時における発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図る。
- (2) 自衛消防組織

## ア 自衛消防組織の設置

## (ア) 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努める。

## (イ) 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

## イ 育成強化対策

## (ア) 消防法に基づく指導

市は、消防法に基づき消防計画、予防規程の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

## (イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

消防法の規定に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解の確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置されたときには、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定及び定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解の確保に努める。

## ウ 自衛消防組織の主な活動内容

自衛消防組織は、平常時及び災害発生時において、次の活動を行う。

## (ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 各種防災訓練の実施等

## (イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等

## (3) 事業所防災訓練の実施

事業所の自衛消防隊が、震災時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日ごろから防災訓練を積み重ね、企業のトップから一般職員に至る組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身に付けておくことが必要である。事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

市及び県は、企業の防災に係る取組みに対して、優良企業表彰など、積極的評価により、事業所の防災意識の高揚を図るとともに、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うための支援や、地域の防災訓練等への積極的参加の呼び掛け、震災時の活動マニュアルの整備などの防災に関するアドバイスをを行い、防災力向上の促進を図る。

#### 4 事業所・企業等における事業継続計画策定の促進〔総務課 商工企業立地課 消防本部〕

事業所・企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所・企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

このため、市及び県は、こうした取組みに資する情報提供等に努めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

## 第18節 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者が被災したとき、一般市民より大きな身体的危険が予想され、更に避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことも予想されるため、その対策について整備しておく。

### 1 在宅の要配慮者対策〔福祉保健部 政策推進課 総務課〕

#### (1) 要配慮者に対する意識啓発

市は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、国及び県の要配慮者に関するガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害時等に自力での避難が困難なため、地域での支援が必要であり、且つ下記に該当する者を避難行動要支援者とし、対象者が迅速で安全に避難できるよう、本市における避難行動要支援者の避難支援に関する要綱に基づき運用を図るものとする。

また、市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

- ア ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
- イ 高齢者のみの世帯
- ウ 介護保険の申請で要介護1以上と認定されたもの
- エ 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）
- オ 知的障害者（療養手帳A）
- カ 日常的に支援を受けている者
- キ 避難行動等に困難が生じる者
- ク 上記のほか、支援が必要な者

#### (3) 避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。また、名簿の作成に当たっては、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項に基づき、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記のほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

#### (4) 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、射水市消防本部、射水警察署、射水市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自治会及び町内会、自主防災組織の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。また、避難行動要支援者の実態に即した、避難所や避難路、避難手段等、具体的な避難支援計画についても避難支援者と情報を共有する。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

#### (5) 避難支援者の安全確保

避難支援者は、自己の安全が確保できる範囲で避難行動要支援者に対して避難支援を行うものとし、避難行動要支援者に対しては、名簿提供の同意を得る際に、その旨理解が得られるように努めるものとする。

#### (6) 情報伝達、避難誘導體制の整備

- ア 地域ぐるみの協力のもと、要配慮者が迅速で安全に避難するために、きめ細かな情報伝達、避難誘導體制の確立を図る。
- イ 避難所は、要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に配慮するとともに、福祉避難所の拡充に努める。
- ウ 要配慮者の支援活動の中心となる自治会・町内会、自主防災組織、民生児童委員等地域組織の育成に努める。
- エ 緊急通報システムの整備  
要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急通報システムの整備に努める。

#### (7) 自主防災組織の強化

- ア 自主防災組織は、民生委員児童委員、高齢者福祉推進員、身体障がい者相談員等の福祉関係者と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、要配慮者及び災害発生時に援助を必要とする避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。
- イ 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を援助できるの

は、家族及びその近隣の住民であるため、自治会・町内会等を単位とする身近な地域において、迅速に安否確認、避難誘導及び救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

ウ 自主防災組織は、市と連携し、要配慮者の安全確保、避難行動要支援者の避難誘導及び救助活動に十分配慮した防災訓練を実施する。

(8) 防災教育、防災訓練の実施

市は、要配慮者に対して、防災教育を実施するよう努めるとともに、防災訓練に参加するよう呼び掛ける。

(9) 公共施設等の安全性強化

市は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(10) 社会福祉施設等への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な寝たきりなどの高齢者や障がい者の生活を支援するため、社会福祉施設等への緊急入所の手順等、必要な事項をあらかじめ関係施設の担当者と協議し定めておく。

2 社会福祉施設等における対策〔地域福祉課 介護保険課〕

(1) 災害応急計画の策定

社会福祉施設及び介護老人保健施設の管理者は、災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努める。

ア 現行の消防計画中に風水害対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定に当たっては、特に次の事項に留意する。

- (ア) 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること。
- (イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。
- (ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること。  
（避難所、避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等）
- (エ) 施設の被災状況等に関する関係機関への情報伝達に関すること。
- (オ) 施設入所者の保護者の情報連絡に関すること。
- (カ) 防災教育・訓練の実施に関すること。

(2) 社会福祉施設等の管理者に対する啓発・指導

ア 防災点検及び防災資機材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、立地条件、建築年数、老朽度合い



等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難所を周知し、基本的な防災行動が取れるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておく。

ウ 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者は自力で避難が困難である者が多いが、施設職員だけでは迅速な対応が困難な状況も想定される。そこで、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民やボランティアの協力が得られる体制づくりを進める。

エ 緊急連絡先の整備

災害発生時には、保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう緊急連絡先の整備を進める。

オ 災害用備蓄の推進

災害発生直後から救援の物資が到着するまでの期間を施設自らの力で乗り切れるよう、必要な物資の備蓄に努める。

カ 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等においては、防火管理者のもとに施設の職員で構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き、防災業務を分担する。

キ 情報連絡及び応援協力体制の確保

社会福祉施設等においては、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設等との連絡会議を設置し、施設の内部構造・入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努める。

ク 夜間体制の充実

社会福祉施設等においては、夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等を総合的に勘案の上、夜間勤務職員の配置に努めるとともに、夜間における勤務形態については、施設の種別に応じて交代制・宿直制の確保に努める。

ケ 被災者の受入れ

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては災害時に援護の必要性の高い者を優先する。

このため、市及び県は、保健医療・福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努め、社会福祉施設等は近隣の施設と相互協力関係を結び、施設長は日ご

ろから受入可能な余裕スペースの確認に努める。

### 3 外国人対策〔政策推進課〕

災害発生時には、射水市民国際交流協会及び公益財団法人とやま国際センター等関係機関と協力し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

#### (1) 防災知識の普及・啓発

日本語が不自由な外国人のために、外国人対応のハザードマップ・行動マニュアルの配布や、ホームページ等における外国語による防災情報の提供など、日ごろから避難所等の周知や防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努めるとともに、外国人住民の参加を呼び掛ける。

#### (2) 災害時の支援体制の整備

市及び県は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。

#### (3) 案内表示板等の整備

避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

### 4 学校（園）における事前措置〔学校教育課 子育て支援課〕

(1) 各施設の責任者は災害の発生に備えて、避難訓練、災害時の事前及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、市、消防、警察等の防災関係機関との連絡網を確立する。

(2) 各施設の責任者は立地条件を考慮した上、災害時の応急対策の実施方法等について定めておく。

(3) 各施設の責任者は災害の発生に備えて、保存食料、飲料水の備蓄に努める。

(4) 保護者の引き取りがない場合に残留する園児・児童等の保護に関する対応について定めておく。

【要配慮者の種類別の周知重点事項等】

要配慮者の種類	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会（例）
一般高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における行動は、健常者とはほとんど変わらない。</li> <li>近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な防火防災対策（自宅・外出先）</li> <li>身体機能等の低下に備えた防火防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ、パンフレット</li> <li>防災訓練</li> <li>一般高齢者の集う各種行事（老人クラブ等）での周知</li> </ul>
在宅寝たきり高齢者 在宅認知症の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人よりもその介護者（女性が多い）を対象とした周知となる。</li> <li>本人も介護者も防災訓練や研修への参加が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害のときの対処方法（特に避難方法）</li> <li>防災力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャー、ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉・介護保険福祉サービスを通じた周知</li> <li>民生委員児童委員と連携した個別訪問指導</li> </ul>
虚弱高齢者 一人暮らし高齢者 高齢者夫婦のみ世帯 昼間高齢者のみ世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修への参加が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害のときの対処方法（特に避難方法）</li> <li>災害に関する情報の収集、伝達方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉サービスを通じた周知</li> <li>民生委員児童委員と連携した個別訪問指導</li> </ul>
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の種類によって周知内容が異なる。</li> <li>介護者を対象とした周知を配慮する必要がある。</li> <li>本人も介護者も防災訓練や研修への参加が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害のときの対処方法（特に避難方法）</li> <li>防災力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパー派遣、デイサービス等在宅保健福祉サービスを通じた周知</li> <li>スポーツ大会等参加行事での周知</li> </ul>

要配慮者の種類	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会（例）
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における行動は、健常者とほとんど変わらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な防火防災対策（自宅・外出先）</li> <li>身体機能等の低下に備えた防火防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ、パンフレット</li> <li>防災訓練</li> <li>妊産婦の集う各種行事（保健センター等）での周知</li> </ul>
乳幼児等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者を対象とした周知となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害のときの対処方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が参加する行事等での周知</li> </ul>
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動が困難な人がいる。</li> <li>人工呼吸器、人工透析機、在宅酸素等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害のときの対処方法（特に避難方法）</li> <li>防災力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ、パンフレット</li> <li>医療機関での周知</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語が分からない、話せるが読めない人が多い。</li> <li>防災訓練への参加が見込めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報</li> <li>危険度の認知</li> <li>災害のときの対処方法</li> <li>避難所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多言語によるパンフレット、チラシ</li> <li>ボランティア団体を通じての周知</li> <li>外国人同士のネットワーク</li> </ul>

## 第19節 災害救援ボランティア受入体制の整備

大規模な地震が発生したとき、市及び県、その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等災害対策の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や住民の対応力を超える災害においては、災害救援ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。また、効果的なボランティア活動を展開するためには、災害救援ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能や災害救援ボランティア同士の連携が不可欠である。

このため、市は、市社会福祉協議会、富山県民ボランティア総合支援センター、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、災害救援ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう活動環境の整備を行う。

### 1 ボランティアの定義と位置付け

ボランティアは、自らの意思により、自発的に様々な活動を行うものであり、市としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、市の被災状況・避難所開設状況等の行政情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、ボランティアと行政が連携して応急活動等が円滑に行われるよう努める。

### 2 ボランティアの活動内容

災害救援ボランティア活動には、専門的知識や技能、資格を必要とする「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的にだれでも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

#### (1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助、医療救護
- イ 建築物の危険度判定
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の捜索
- オ 特殊車両等の運転操作
- カ 手話、外国語の翻訳
- キ その他、特殊な技術を要する作業

#### (2) 一般的なボランティア活動

- ア 避難所管理運営補助
- イ 要配慮者の介助、誘導
- ウ 救援物資の仕分、運搬、配布

- エ 被災者への炊き出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、災害廃棄物の処理
- カ その他、被災者の生活支援

### 3 災害救援ボランティアの普及・養成〔地域福祉課 社会福祉協議会〕

#### (1) 災害救援ボランティア活動の普及・啓発

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、災害時のボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、事業所・企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力が得られるよう努める。

#### (2) 災害救援ボランティアの養成

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身に付けてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護やホムヘルパー、手話、通訳等として日ごろから活動しているボランティアを、災害時においても協力が得られるよう努める。

### 4 災害救援ボランティアの受入体制の整備〔地域福祉課 社会福祉協議会〕

#### (1) 災害救援ボランティア関係団体との連携強化

大規模災害発生時には、速やかな「市災害救援ボランティア本部」の設置が求められている。このため、市社会福祉協議会は、平常時から災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての諸問題の検討やボランティア関係団体等との連携強化を図る。

#### (2) 災害救援ボランティアコーディネーターの養成

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

#### (3) 防災訓練への参加

市及び市社会福祉協議会は、射水市災害救援ボランティア本部運営マニュアルに基づき、訓練を実施し、対応等を確認し、運営への理解を深める。また、訓練等へのボランティアの積極的な参加を呼び掛ける。

## 第20節 調査研究

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。

特に、近年、都市への人口集中、高層ビルの建設、高速道路や通信、電力、水道、ガス等ライフライン施設の発達により、ひとたび地震が発生すれば、その被害は甚大となることが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

### 1 地震・津波に関する調査研究〔総務課〕

市は、国の機関や県等が実施する地震・津波に関する調査研究の成果の情報収集に努め、防災体制の強化など防災対策に活用する。

地震により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ市、県、国に報告する。市、県、国は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

### 2 防災アセスメントの促進〔総務課〕

市は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づき、災害の危険性を本市の実情に即して的確に把握するため、防災アセスメントの実施に努める。

#### 防災アセスメント

主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 組織体制の確立

大規模な地震・津波災害が発生し被害が拡大するおそれがあるときに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、必要な職員の動員・配備を行う。

また、各機関は、市域に大規模な地震・津波災害が発生したときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てを挙げて災害応急対策活動に協力する。

#### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災		1 時間	24 時間	72 時間	1 週間
動員配備		他市町村等へ応援要 請			
災害対策本部設置 本部員の配置 連絡員の配置 本部会議の開催					→

#### 1 動員配備〔全部局〕

##### (1) 人員配備

##### ア 消防部及び上下水道部を除く市職員

種 別	配備基準	配備内容
第1次非常配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 市長(本部長)が必要と認めたととき。	情報収集及び連絡活動を主とし状況により第2次非常配備へ円滑に移行し得る態勢を執るため、総務班長及び財務管理部長が災害に関係があると認め指令した班長がこれに当たる。 【災害応急対策班】



種別	配備基準	配備内容
第2次非常配備	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたととき。	事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替え得る態勢で、各部長、班長、係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた上記以外の職員がこれに当たる(職員総数の3分の1程度)。
第3次非常配備	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたととき。	災害対策に万全を期するため各部各班全員が当たる。

イ 消防部及び上下水道部の市職員

種別	配備基準	配備内容
第1次非常配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたととき。	管理職全員及び職員の3分の1程度を各所属に配備し、応急対策活動に当たる。
第2次非常配備	(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長(本部長)が必要と認めたととき。	全職員をもって応急対策活動に当たる。

市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、上記(1)、(2)の基準とは異なる配備を指令することができる。

各部局長は、被害の種類、規模、発生時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(2) 参集場所等

職員の参集場所については、原則として下記の表のとおりとする。ただし、被害状況に応じ、随時、体制等を判断する。

【参集の伝達方法及び参集場所】

種別	参集基準（配備基準）	参集職員	参集伝達手段	参集場所
第1次非常配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害応急対策班	自動参集  < 補完 > 市メール配信サービス、電話	各所属庁舎
第2次非常配備	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	第2次非常配備職員 ・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 各部長 ・ 本部室要員	自動参集  < 補完 > 市メール配信サービス、電話	災害対策本部室（301会議室）
		第2次非常配備職員 ・ 都市整備部職員 ・ 上下水道部職員		各所属庁舎
		第2次非常配備職員 ・ 係長以上の職員及び所管部長が必要と認めた職員		各所属庁舎
第3次非常配備	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長（本部長）が必要と認めたとき。	災害対策本部関係者 ・ 本部長 ・ 副本部長 ・ 本部員 ・ 本部室要員	自動参集  < 補完 > 市メール配信サービス、職員参集メール配信	災害対策本部室（301会議室）
		避難所開設担当職員		各担当避難所
		第3次非常配備職員（上記以外の全職員）		各所属庁舎 所属出先機関

(3) 参集時の留意事項

- ア 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置を執った後に登庁する。
- イ 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨所属長に連絡し、その後の指示を受ける。
- ウ 職員は、参集途上において可能な限り、市域の被害状況を把握し、所属長へ報告する。
- エ 登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在のときには、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。このとき、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

(4) 動員配備の伝達

- ア 勤務時間内  
災害対策本部等の設置の通知と併せて、財務管理部総務班は庁内放送、防災行政無線等により庁内各部局に伝達する。
- イ 勤務時間外  
配備基準に該当する災害事象をもって伝達に替える（自動発令）。  
なお、職員は、市メール配信サービス、テレビ、ラジオにより震度情報、津波予報の把握に努める。  
また、災害事象によって配備基準の判断が困難なときは、上位の配備基準により参集する。

(5) 要員配備の調整

- ア 各部の要員配備の調整  
各部長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内のその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足するときは、企画管理部動員班に要員配備の調整を求める。企画管理部動員班は、要員配備の調整を求められた場合、各部の連絡調整班と調整を行う。
- イ 応援要請等  
市職員をもって動員が不足するときは、他市町村等へ応援を要請する。（本章第5節「応援要請」、第25節「労務供給」を参照）

2 災害対策本部の役割〔市長 副市長 部長 次長 総務班〕

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

3 災害対策本部の設置〔市長 広報班 総務班〕

(1) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、次の基準により必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準	
1	震度6弱以上の地震を観測したとき（自動設置）。
2	地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。

(2) 災害対策本部の解散基準

市長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。
- ウ その他災害対策本部の設置を不要と認められたとき。

(3) 災害対策本部の設置場所

市長は、次の場所に災害対策本部を設置する。ただし、市庁舎会議室が被災し、本部を設置できない場合には、事態の状況を勘案して、市有施設の中から本部を設置すべき施設を決定する。

第2次非常配備時	災害対策本部室 (301会議室)
第3次非常配備時	

(4) 設置・解散の通知等

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて、庁内、住民等に公表するものとし、また、次に掲げる者のうち必要と認めるものに通報する。

- ア 県知事
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 隣接市長

#### 4 災害対策本部の組織〔市長 副市長 部長 次長 総務課〕

市災害対策本部の組織及び分掌事務は、市災害対策本部の組織及び運営に関する規程による。

##### (1) 災害対策本部の組織

市災害対策本部は、本部長及び副本部長その他の職員をもって組織する。また、各部における班の編成及び分掌事務は、第1編第7節「市災害対策本部の組織」のとおりとする。

##### (2) 本部長及び副本部長

ア 市長を本部長とし、副本部長は、副市長をもって充てる。

イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部長の職務を代理する順序は、副市長、財務管理部長の順とする。

##### (3) 本部員

本部員は、次のとおりとする。

##### 【災害対策本部の本部員】

本部員となる部長	企画管理部長、財務管理部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、消防長、消防団長、教育長、教育委員会事務局長、病院長、病院事務局長
本部員となる次長	会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長及び各部等の次長

##### (4) 本部員会議

重要な災害対策について協議するため、本部員会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

本部員会議は、本部長、副本部長、各部長及びその他本部長が指名する者をもって組織し、必要の都度本部長が招集する。

##### (5) 本部室

本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

##### (6) 連絡員

本部が設置されたときは、各部長は、所属職員の中から必要な連絡員を本部室に常駐させる。

(7) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めるときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、緊急を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

ウ 現地災害対策本部の職員

(ア) 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。

(イ) 現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は災害対策本部の班長の中から、現地災害対策本部職員は災害対策本部職員の中から現地災害対策本部長が指名する。

(8) 災害情報連絡員

地域の被害情報の収集及び災害対策本部からの情報伝達を行うため、災害情報連絡員を地区等に派遣する。

## 第2節 地震・津波に関する情報の収集・伝達

市及び関係機関等は、地震及び津波に関する情報を関係機関との連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
地震・津波に関する情報の伝達	→				
被害の未然防止、拡大防止の住民への呼び掛け	→				
水防法に基づく津波に係る水防警報	→				

第2章第2節  
地震・津波に関する  
情報の収集・伝達

### 第1 共通事項

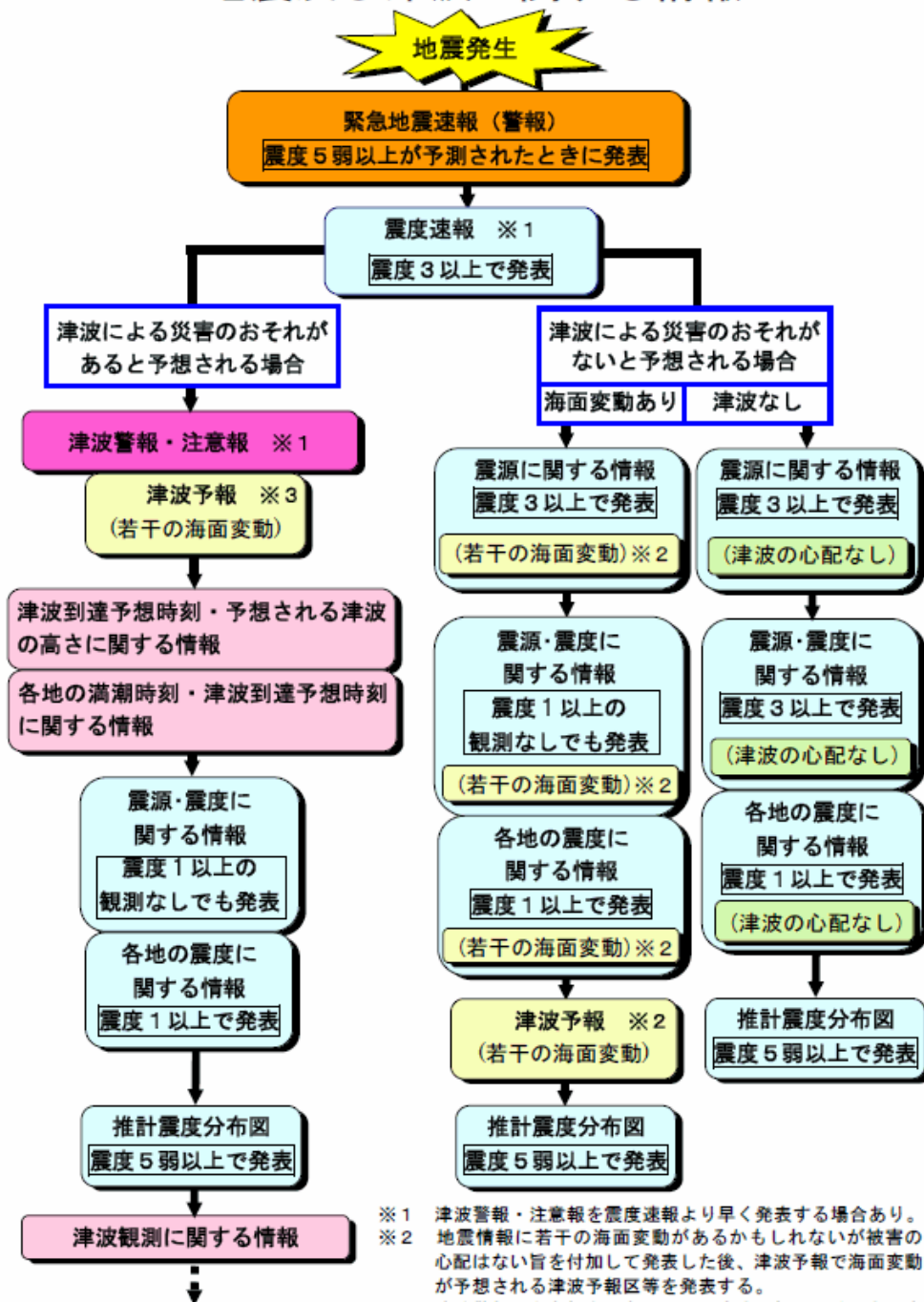
#### 1 情報の伝達〔広報班 住民衛生班 総務班 消防部〕

市はJ - A L E R T等から受信した情報を、直ちに住民等に周知する。

なお、津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、情報の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ及び広報車等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図る。

【本市への情報の発表の流れ】

## 地震及び津波に関する情報

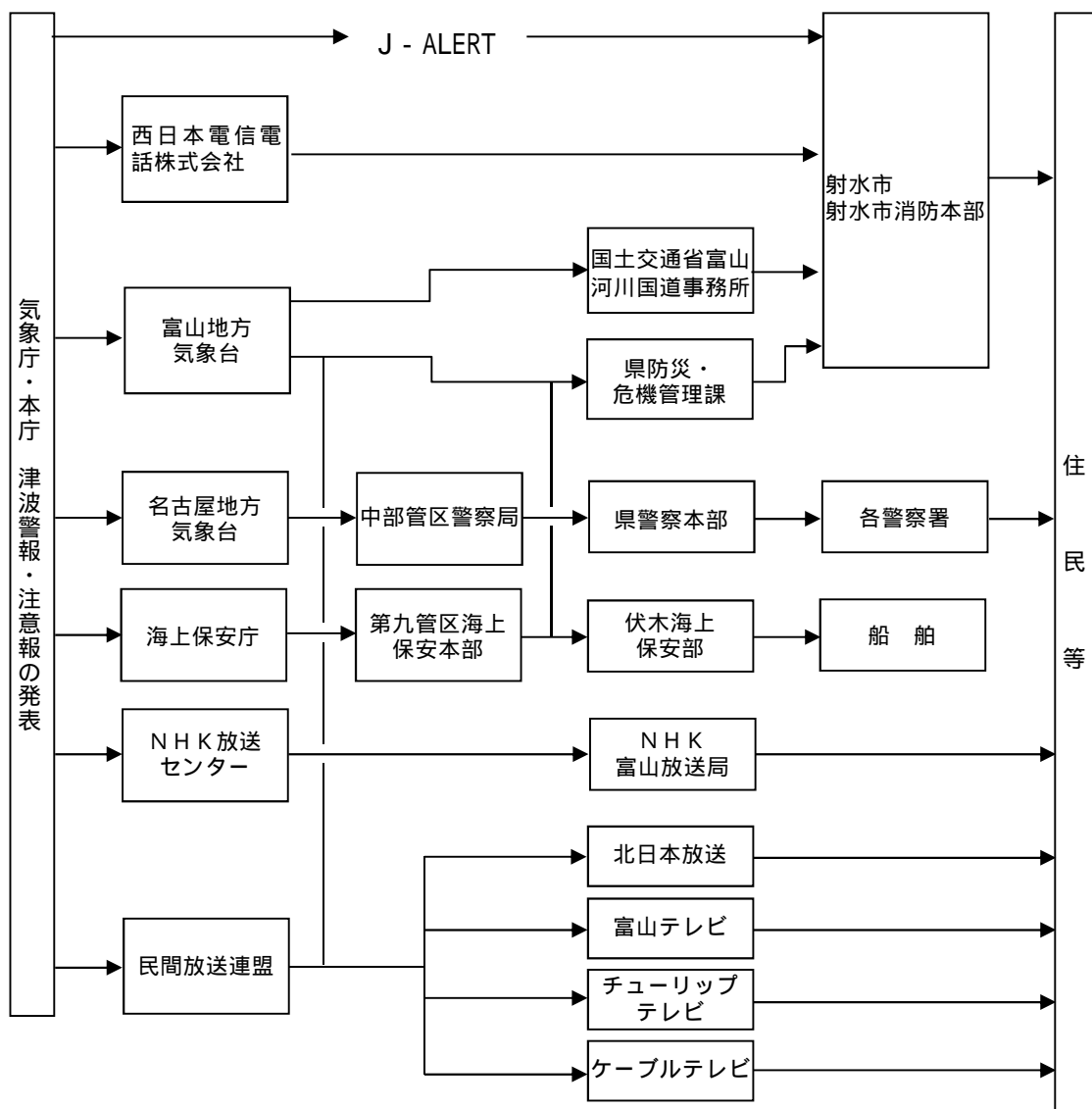


- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。



【津波警報等の伝達系統図】

市は、同報系防災行政無線や広報車等により、住民等へ周知するとともに、関係機関への伝達を行う。関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により、的確に伝達する。



第2章第2節  
地震・津波に関する  
情報の収集・伝達

## 第2 地震に関する情報

### 1 情報の内容

#### (1) 地震動警報・予報（緊急地震速報）

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。

区分	内容	名称
地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」

地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

#### (2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>震度3以上</li> <li>津波警報または注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> </ul>	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</li> </ul>	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上</li> </ul>	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

2 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼び掛け〔総務班 広報班 住民衛生班 商工港湾班 道路河川班 消防部〕

市内で震度5弱以上の地震が発生したとき、関係各部各班は、広報車等を活用し、住民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難等被害の未然防止、拡大防止を促す呼び掛けを行い住民に注意を喚起する。その際、要配慮者への呼び掛けに配慮する。

なお、甚大な被害が発生し呼び掛けを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、住民への周知に努める。

〔呼び掛けの例〕

こちらは、射水市災害対策本部です。

ただいま、市内で大きな地震がありました。

身の安全を確保してください。落ちついて行動してください。

津波やがけ崩れの危険のある地区の方は、速やかに避難してください。その際、自動車による避難はやめてください。

今後、余震に注意してください。余震の影響で、割れたガラスや看板等の落下や、がけ崩れ等が発生するおそれがありますので、十分注意してください。

テレビやラジオの情報に注意し、落ちついて行動してください。

3 土砂災害警戒情報等〔道路河川班 広報班 住民衛生班 総務班 消防部〕

(1) 土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報を発表している中で、土砂災害の危険度が高まった場合、富山県と富山地方気象台は、共同で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 情報の伝達

市は、防災行政無線や広報車などあらゆる手段を活用し、住民に対して土砂災害警戒情報の内容を迅速かつ的確に伝達する。

ウ 避難勧告・指示等の検討

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、当該地区への避難勧告又は避難指示（緊急）等の発令を判断する。また、土砂災害警戒情報を補足する雨量状況曲線や気象情報、土砂災害の前兆現象、近隣の災害発生情報等についても発令における判断・検討の客観的指標基準とする。

(2) 土砂災害緊急情報

ア 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うこととなっている。

イ 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町村に対し通知することになっている。

市は、国及び県の実施した緊急調査結果に基づき、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、県等と連携して説明会等により、住民に説明を行う。また、報道機関やホームページ等を通じ、住民への周知を図る。

### 第3 津波に関する情報

#### 1 情報の内容

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

##### (1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

#### 【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに避難ビルなど堅牢な高い安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ 10m	10m		
		3m < 高さ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ 3m	3m	高い	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1m	1m	(表記なし)	

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表

【津波予報の発表基準と発表内容】

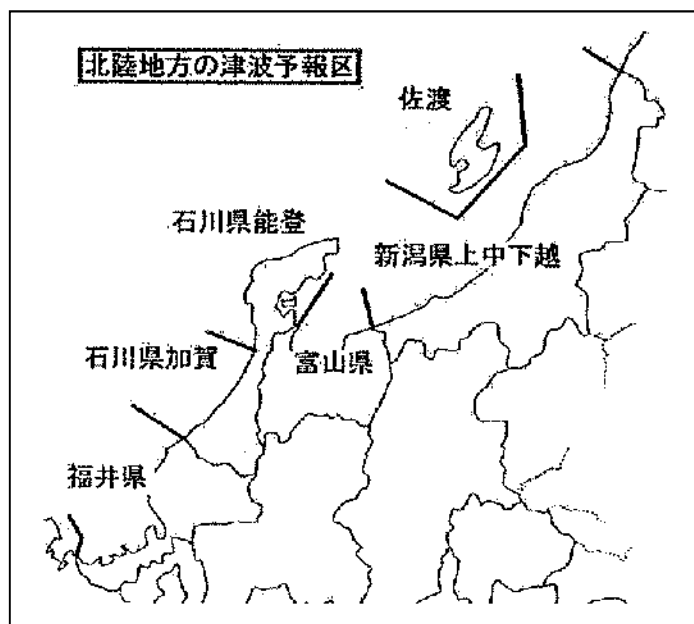
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

【津波の予報区】

津波予報区	区 域
富 山 県	富 山 県



第2章第2節  
地震・津波に関する  
情報の収集・伝達

2 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼び掛け〔総務班 住民窓口・広報班 住民衛生班 商工港湾班 道路河川班 消防部〕

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。

したがって、日ごろから沿岸部の住民に対し、地震情報に関する啓発活動を行うとともに、地震を感じたとき、又は津波警報が発表された場合は、防災行政無線、広報車等を活用して、住民に周知徹底を図る。

(1) 海面状態の監視

津波注意報又は津波警報が発表された場合、また、震度4程度以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、堅牢な高い場所等津波の危険性のない場所において、商工港湾班及び消防部は直ちに海面の状態を監視する。

(2) 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼び掛け

津波予報区（富山県）に津波予報（警報、注意報）が発表された場合、また、(1)の海面監視で異常を覚知した場合、商工港湾班及び消防部は、消防団及び沿岸部を所管する防災関係機関（伏木海上保安部等）の協力を得ながら、広報車、防災行政無線等を通じて住民等に対して安全な場所への避難を呼び掛ける。

更に、多数の人出が予想される漁港、港湾、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地などの行楽地でも、サイレン・スピーカーによりその場の公衆に周知するよう努める。

なお、甚大な被害が発生し呼び掛けを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、住民への周知に努める。

また、市長は、必要に応じ避難勧告、避難指示（緊急）を行う。



防災行政無線放送文

[ 大津波警報 ]

サイレン        = = = = = . . = = = = = . . = = = = = . . = = = = =  
< 2回連続 >     3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒

大津波警報。大津波警報。  
ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難してください。  
こちらは、射水市です。 < 2回 繰り返す >  
チャイム        1回

【命令調で伝達する場合】

大津波警報。大津波警報。大至急、避難せよ。  
ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難せよ。  
こちらは、射水市です。 < 2回 繰り返す >  
チャイム        1回

[ 津波警報 ]

サイレン        = = = = = . . = = = = = . . = = = = = . . = = = = =  
< 2回連続 >     5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒

津波警報。津波警報。高い津波がきます。  
ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難してください。  
こちらは、射水市です。 < 2回繰り返す >  
チャイム        1回

[ 津波注意報（津波注意） ]

サイレン        = = = = = . . = = = = = . . = = = = = . . = = = = =  
< 2回連続 >     10秒 2秒 10秒 2秒 10秒 2秒 10秒

ただいま、津波注意報が発表されました。  
海岸付近の方は注意してください。すぐに、海岸から離れてください。  
こちらは、射水市です。 < 2回繰り返す >  
チャイム        1回

[ 津波警報・注意報解除 ]

チャイム        1回  
こちらは、射水市です。  
「津波警報（注意報）は解除されました。」  
< 2回繰り返す >  
チャイム        1回

3 水防法に基づく津波に係る水防警報〔道路河川班 広報班 住民衛生班 総務班 消防部〕

(1) 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、洪水、津波又は高潮により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川等について、水防警報を発表することとなっている。

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準（津波に関するもの）

市長は、国又は県から津波に係る水防警報を受けた場合、被害の危険性が高いと判断される地域の住民に対して、避難又は避難準備を指示する。同時に、その内容を射水警察署に通知する。

津波に係る水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき。

(3) 水防警報海岸及び河川

市内における水防警報河川は、次のとおりである。

国直轄：庄川、小矢部川

県管理：下条川、和田川（庄川）

水防警報海岸・河川及び発表基準は平成23年12月27日現在のもの。

### 第3節 被害情報の収集・伝達・共有

大規模な地震が発生したとき、関係機関は直ちに被害状況調査態勢を執り、あらかじめ定められた分担、様式、連絡ルート等に基づき迅速かつ的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行う。

#### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
被害状況等の収集・伝達活動	→				
通信連絡体制の整備 (通信の確保)	→				

#### 1 被害状況等の収集・伝達活動〔全部局〕

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し関係機関に伝達する。

##### (1) 被害状況等の収集すべき情報

地震発生後、市は、直ちに地震規模に応じ動員体制を確立し、迅速な情報収集に当たる。なお、初期段階においては、人命を最優先した情報収集に努め、救助・救急、応急対策活動に活用する。

- ア 地震及び津波の発生情報（震度、規模等）
- イ 人的被害
- ウ 園児・児童・生徒等の安否状況
- エ 火災の発生状況
- オ 住家被害状況
- カ 住民避難状況
- キ 主要道路・施設被害状況
- ク ライフライン施設被害状況
- ケ 市民病院等医療機関の被害状況及び受入可否
- コ 市有施設の被害状況
- サ 避難所の被害状況

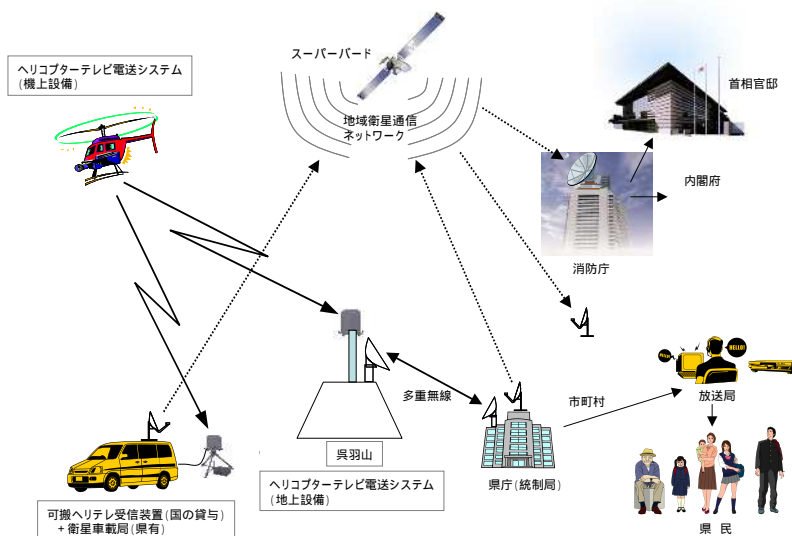
シ 福祉避難所の被害状況 等

(2) 被害状況の収集手段

総括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、災害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠であり、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- ア 富山県総合防災情報システムや消防本部から情報収集する。
- イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。
- ウ 住民からの通報により情報を収集する。
- エ 避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し情報を収集する。
- オ ライフライン、公共交通関係機関、報道機関等から情報を収集する。
- カ 県消防防災ヘリコプター、自衛隊、海上保安部、国土交通省等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。

【富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム】



(資料：富山県地域防災計画)

(3) 被害情報等の共有

財務管理部総務班は、収集した被害情報について各部連絡員を介し、情報の共有化を図る。なお、被害状況に関する内容は次のとおりとする。

- ア 被害の原因
- イ 被害が発生した日時
- ウ 被害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況

カ その他必要な事項

(4) 被害状況等の伝達活動

被害が発生し、又は発生のおそれのある状況を発見した者は、直ちに市、消防本部、警察署又は伏木海上保安部に通報する。

この場合において、通報を受けた警察署又は伏木海上保安部は、速やかに市に通報する。また、市は、必要な関係機関に通報する。

(5) 被害情報等の伝達手段

市及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 電話、FAX、富山県総合防災情報システム等

イ 有線が途絶したときは、高度情報通信ネットワーク、消防無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

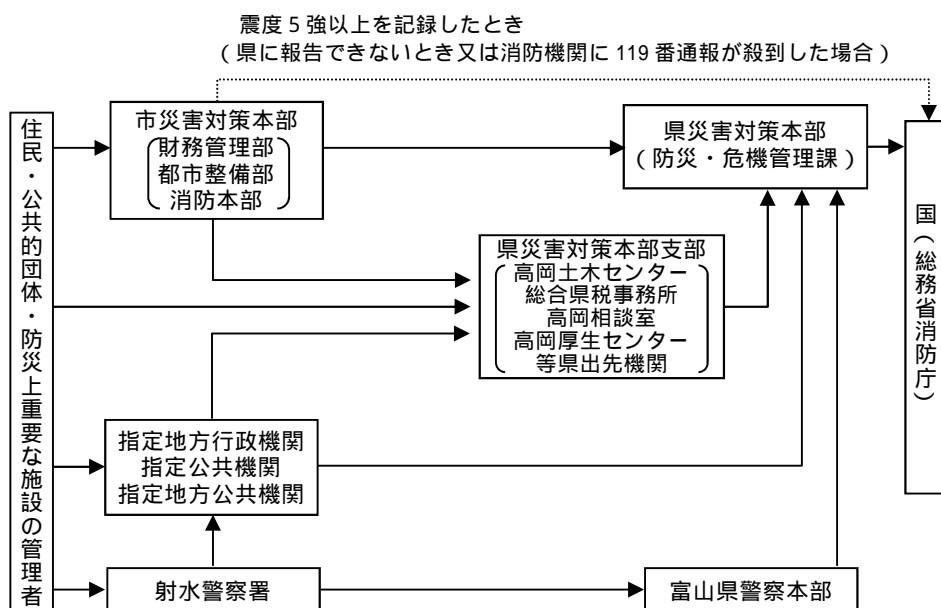
ウ 全ての通信施設が不通のときは、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

エ 被害情報の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このためヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛星通信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。

オ 市アマチュア無線協力会に情報収集を依頼し、インターネット等についても有効に活用する。

(6) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は、次のとおりである。



( )内は、災害対策本部が設置されない場合を示す。

## (7) 被害情報の報告（様式1～3参照）

## ア 災害即報

財務管理部総務班及び消防部は、市域内に被害が発生した場合、人的被害の状況、建築物の被害の状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努める。被害が大規模であると認められる場合は、被害規模及び総括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告するとともに、119番の通報の殺到状況についても、併せて国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）に通報する。

また、被害状況、市災害対策本部の設置・解散状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

なお、県が被災し報告できない場合は、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。

## イ 災害確定報告

財務管理部総務班及び消防部は、応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

## 2 通信連絡体制〔総務班 広報班〕

財務管理部総務班及び企画管理部広報班は、災害応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、加入電話や専用電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、高度情報通信ネットワーク、テレビ・ラジオ、インターネット、衛星携帯電話等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

## (1) 有線電話

## ア 災害時優先電話

電話回線が異常にふくそうした場合においても、NTTが行う発信規制やふくそうしている所への通話規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめ西日本電信電話株式会社富山支店の指定を受けるとともに、着信防止対策を取り、災害対策上支障がないよう措置しておく。

## イ 非常・緊急電話

電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急電話のときは、災害時優先指定電話のうち直通回線の電話から、市外局番なしの「102」をダイヤルし、NTT所轄支店のオペレーターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。

(ア) 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること。

(イ) 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称

(ウ) 相手の電話番号及び通話内容

## ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

## (2) 無線電話

## ア 高度情報通信ネットワーク

高度情報通信ネットワークが有する電話、FAXの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用する。また、必要に応じ県との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

(ア) 県災害対策本部 81～83-111-3360、3361、3363～3366、3373

(イ) 消防庁消防防災・危機管理センター 81～83-048-500-49414

## イ 携帯電話

市が所有する携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

## ウ 衛星携帯電話

衛星携帯電話の配備に努める。

## エ 無線通信による通信

災害時応援協定に基づき、アマチュア無線局については、非常通信に協力を要請する。

## オ エリアメール等

エリアメール等のサービスを、積極的に活用する。

## (3) 放送

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、予め放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市長は、知事を通じて依頼するものとする。

依頼に必要なもの	放送の依頼先
ア 放送を求める理由	ア 日本放送協会富山放送局
イ 放送の内容	イ 北日本放送株式会社
ウ 発信者名及び受信の対象者	ウ 富山テレビ放送株式会社
エ 放送の種類	エ 株式会社チューリップテレビ オ 富山エフエム放送株式会社 カ 富山県ケーブルテレビ協議会

依頼は文書を基本とするが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

(4) その他

有線電話及び無線電話が利用できないときは、災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市町村防災行政無線（地域防災無線を含む。）等、他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

ア 利用できる主な施設

警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第28条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び国土庁（防災関係省庁を含む。）と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線

イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

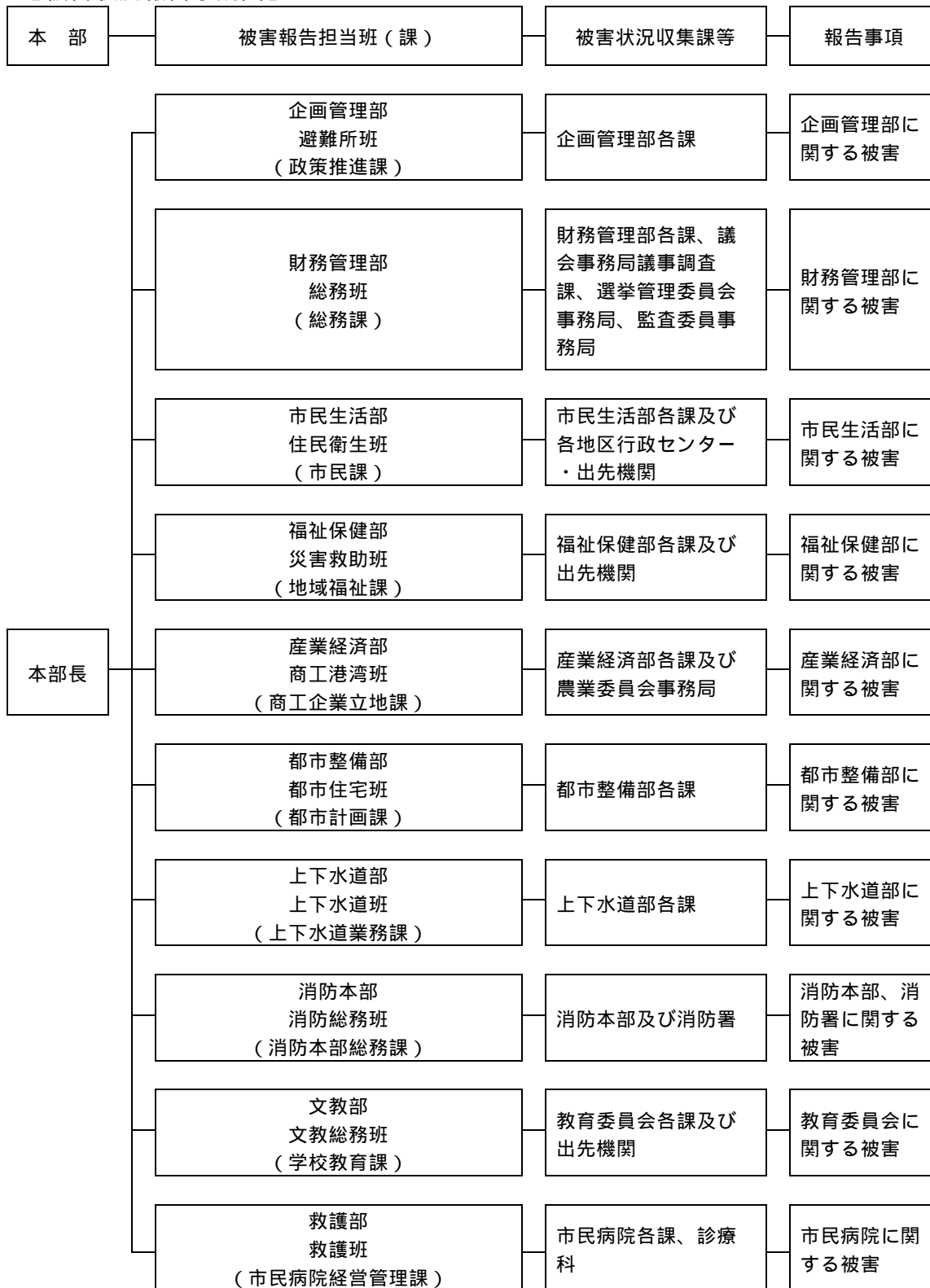
ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線



3 被害情報等の収集担当部班〔全部局〕

被害情報等の収集担当部班は、次図のとおりである。

【被害状況報告系統図】



第2章第3節  
被害情報の収集・  
伝達・共有

## 第4節 市民への広報・広聴

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。なお、活動に際しては、要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
	広報活動 →		広聴活動 →		

### 1 広報活動〔広報班 住民衛生班 総務班 消防部 災害救助班 避難所班〕

市は、県、放送局及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱、流言飛語等も予想され、的確な情報の伝達や効果的な応急活動の実施のためには、報道機関への適切な対応も重要である。

#### (1) 活動体制

企画管理部広報班は、関係機関の協力を得て、住民等への広報活動及び報道機関への取材対応を実施する。

#### (2) 広報手段

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、地震に関する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるため、住民に対し、防災行政無線、J-ALERT、広報誌、広報車、ホームページ、市メール配信サービス、エリアメール等緊急速報メールサービス、掲示板、ソーシャルメディア(ツイッター、フェイスブック)、動画共有サイト、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ等のあらゆる手段を活用して、広報活動を実施する。

#### (3) 広報内容

災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

##### ア 地震発生直後の広報

##### (ア) 地震・津波に関する情報

イ 発災直後の広報

- (ア) 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）
- (イ) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- (ウ) 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- (エ) 地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼び掛け等）
- (オ) 避難の指示、勧告（避難地域の状況、避難所の開設状況等）
- (カ) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

ウ 応急復旧活動段階の広報

- (ア) 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- (イ) 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）
- (ウ) 支援受け入れに関する広報
  - a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
  - b 義援金・救援物資の受け入れに関する情報
- (エ) 被災者に対する広報
  - a 被災者への相談サービスの開設状況
- (オ) その他必要事項

(4) 庁内及び関係機関への連絡

財務管理部総務班は、災害情報、被害状況の推移等について各部連絡員を通じ、職員に周知させるとともに、各部に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて、関係機関等に災害情報を提供する。

(5) 報道機関への対応

ア 報道機関に対する発表

災害発生後において把握した市内の被害状況及び対策等の情報について、企画管理部広報班が報道機関を通じて発表する。また、定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表する。なお、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行う。

報道機関による発表に併せ、災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。

イ 放送機関に対する要請

- (ア) テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。
- (イ) ケーブルテレビを通じた広報は、協定に基づき、射水ケーブルネットワーク株式会社に要請する。

(6) 災害記録の作成

企画管理部広報班は、大規模な災害、特異な災害と認められるとき、若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、住民の了承を得て活用する。

(7) 障がい者、外国人に対する広報

ア 障がい者に対する広報

聴覚障がい者に対する広報は、福祉保健部災害救助班の協力を得て、メール、FAX、チラシ等により実施する。

視覚障がい者に対する広報は、福祉保健部災害救助班の協力を得て、防災行政無線、広報車等により実施する。

イ 外国人に対する広報

外国人に対する広報は、企画管理部避難所班が、語学ボランティアの協力を射水市民国際交流協会及び公益財団法人とやま国際センター等関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、ホームページへの掲載、拡声器での街頭広報等により実施する。

2 広聴活動〔広報班〕

(1) 活動体制

企画管理部広報班は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡しながら適切な処理に努める。

(2) 相談窓口の開設等

市は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、必要に応じ、専用電話・FAX、専任相談職員の配置等、災害の状況に応じた相談窓口を設置する。

3 安否情報受付体制の確保〔避難所班 住民衛生班〕

企画管理部避難所班は、市民生活部住民衛生班等と連携しながら、安否情報システムを活用し、安否確認受付体制を整備する。

(1) 安否情報の範囲

ア 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この段階では警察等

での検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

イ 一定時間経過後

発災後、時間経過とともに、被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むことから、原則として、次の情報を取り扱う。

- (ア) 死亡者、行方不明者
- (イ) 避難施設等の避難者
- (ウ) 病院収容者

(2) 避難所における安否確認対策

発災後における安否確認に関する問い合わせの混乱を極力避けるため、避難所における安否確認対策として、企画管理部避難所班は、早期に避難者名簿を作成するとともに、各避難所で作成された避難者名簿を取りまとめる。（様式6参照）

なお、安否情報の公開に当たっては、個人のプライバシーの保護に留意しながら行う。

## 第5節 応援要請

大規模な地震・津波災害が発生した場合において、概括的な被害状況等を迅速に把握し、市だけでは十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断したときは、法令及び応援協定等に基づき、速やかに応援要請を実施する。なお、応援要請に当たっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮する。また、他の市町村が被災したときには、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
応援要請 消防応援要請		応援協定締結市に対する 応援要請	応援の受け入れ 職員の派遣要請・ あっせん要請		
警察官の出動要請 自衛隊の災害派遣 要請					

#### 1 他市町村への応援要請〔総務班 動員班〕

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条及び地方自治法第252条の17に基づき、他の市町村長に対し、次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、企画管理部動員班で処理することとし、応援が必要と判断した各部各班は、企画管理部動員班にその旨を申し出る。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を必要とする職種別人員、物資等
- (3) 応援を必要とする場所、期間
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) 応援の受入地
- (6) その他応援に関し必要な事項

#### 2 県への応援要請〔総務班 動員班〕

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条、第68条及び地方自治法第25

2条の17に基づき、知事に対し、次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、企画管理部動員班が処理することとし、応援が必要と判断した各部各班は、企画管理部動員班にその旨を申し出る。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資等
- (3) 応援を必要とする場所、期間
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) 応援の受入地
- (6) その他応援に関し必要な事項

### 3 指定地方行政機関、指定地方公共機関及び指定公共機関への要請〔総務班〕

市は、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び指定公共機関に対して、災害対策基本法第6条、第29条及び第57条に基づき応援の要請ができる。

#### (1) 北陸地方整備局による情報連絡員（リエゾン）の派遣

市は、国土交通省北陸地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」を締結しており、大規模災害発生時、国土交通省北陸地方整備局が、被災状況の把握や災害応急対策について、迅速かつ的確に初動対応が行えるよう、市災害対策本部等へ情報連絡員（通称：リエゾン）を派遣し、災害時における速やかな情報交換を図る体制を構築している。

市は、平常時から双方の連絡窓口を明確にし、情報連絡員が派遣される際は、可能な範囲で、市災害対策本部等に情報連絡員の活動場所を確保するよう努める。

リエゾン：フランス語で「組織間の連絡、連携」

### 4 公共的団体、民間団体等に対する要請〔総務班〕

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体等に協力を要請する。

なお、本項の事務は、財務管理部総務班が処理することとし、応援が必要と判断した各部各班は、財務管理部総務班にその旨を申し出る。

### 5 消防応援要請〔消防部〕

#### (1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県内の他の消防に対し、次の事項を示して応援要請を速やかに行う。

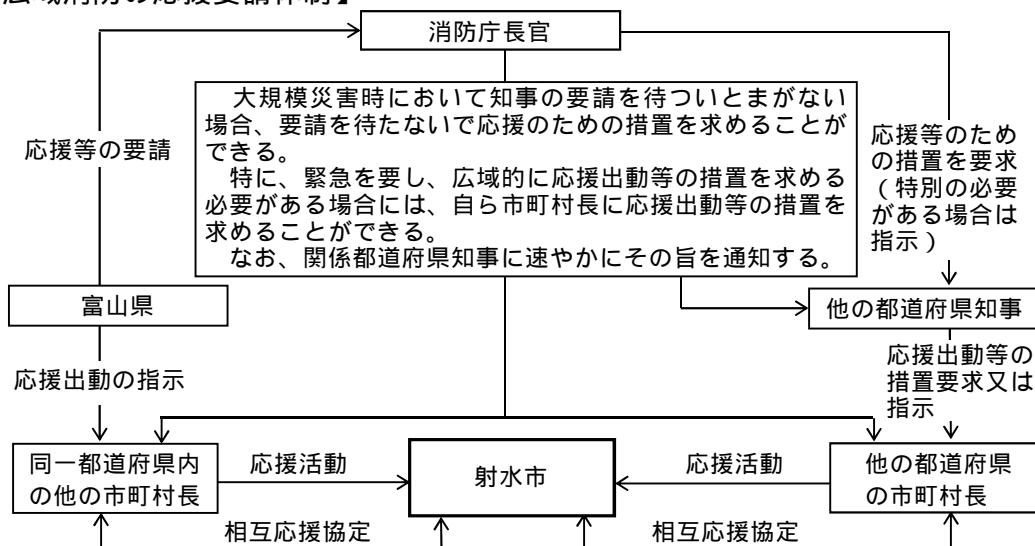
なお、本項の事務は、消防部消防総務班で処理することとし、応援が必要と判断した各部各班は、消防部消防総務班にその旨を申し出る。

- ア 災害の種別
- イ 災害の状況
- ウ 応援隊の種別、隊員数及び人員
- エ 防御に必要な資機材の種別及び数量
- オ 応援の場所及び誘導員の配置場所
- カ その他必要な事項

(2) 広域消防の応援要請

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請する。

【広域消防の応援要請体制】



(3) 緊急消防援助隊の出動要請

国内で発生した地震等の大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第45条の規定に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編成されている。

市は、緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出する。

- ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
- イ 応援要請日時、必要応援部隊
- ウ その他の情報（必要資機材、装備等）



#### (4) 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておく。

ア 地理の情報（広域地図、住宅地図等）

イ 水利の情報

(ア) 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）

(イ) 水利の所在地

(ウ) 水利地図（広域地図、住宅地図等）

ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報

エ 住民の避難場所の情報

オ 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

#### 6 応援協定締結市に対する応援要請（資料編12参照）〔動員班〕

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、長野県千曲市、東京都荒川区及び他市町村に対し相互応援協定に基づき応援を求める。要請の事務は、企画管理部動員班が処理することとし、応援が必要と判断した各部各班は、企画管理部動員班にその旨を申し出る。なお、消防活動については、特に迅速な対応が必要であるため、消防部が直接要請し、その旨を本部室に報告する。

#### 7 応援の受入れ〔動員班〕

##### (1) 連絡体制の確保

市は、応援を受け入れる場合、所管する部は連絡責任者を指定し、企画管理部動員班との連絡体制を確保する。

##### (2) 受入拠点の指定

企画管理部動員班は、応援を受け入れるとき、公園等を受入拠点として指定する。また、応援職員の宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難な場合は、県災害対策本部等の協力を求めて確保する。

##### (3) 活動の調整

応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となって行う。

##### (4) 応援活動における担当の業務

担当の業務は、おおむね次のとおりとする。

ア 火災防御活動

イ 水防活動

- ウ 人命救助
- エ 負傷者の搬送
- オ 死体の捜索・収容
- カ 給食・給水
- キ 防疫
- ク その他緊急を要する業務

(5) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として、市で負担する。

8 県消防防災ヘリコプターの出動要請〔消防部〕

(1) 要請の範囲

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合、県（総括管理者）に県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

- ア 救急搬送等の緊急性があると認められる場合
- イ 市の消防力だけでは、災害の防御等が著しく困難と認められる場合
- ウ その他、ヘリコプターの出動が必要であると判断される場合

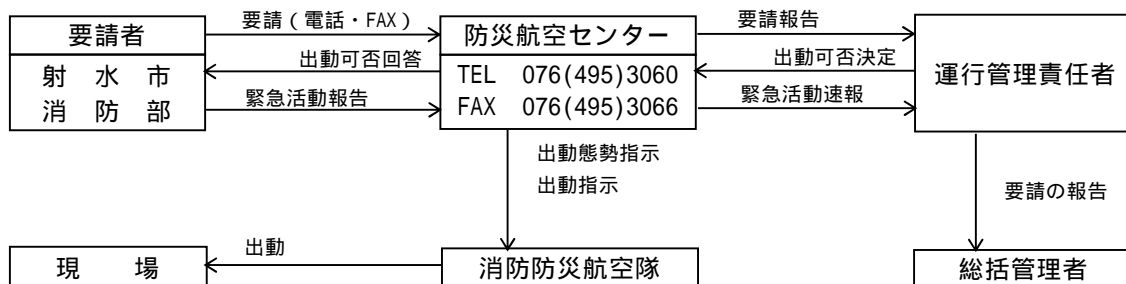
(2) 要請の方法

消防部消防総務班は、県（総括管理者）に対し、次の事項を明らかにして、出動要請する。

- ア 災害等の種別
- イ 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害等の発生現場の気象状況
- エ 災害等の現場最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- カ 支援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要事項

(3) 要請の流れ

要請の流れは下図のとおりである。



### 9 警察官の出動要請〔総務班 住民衛生班〕

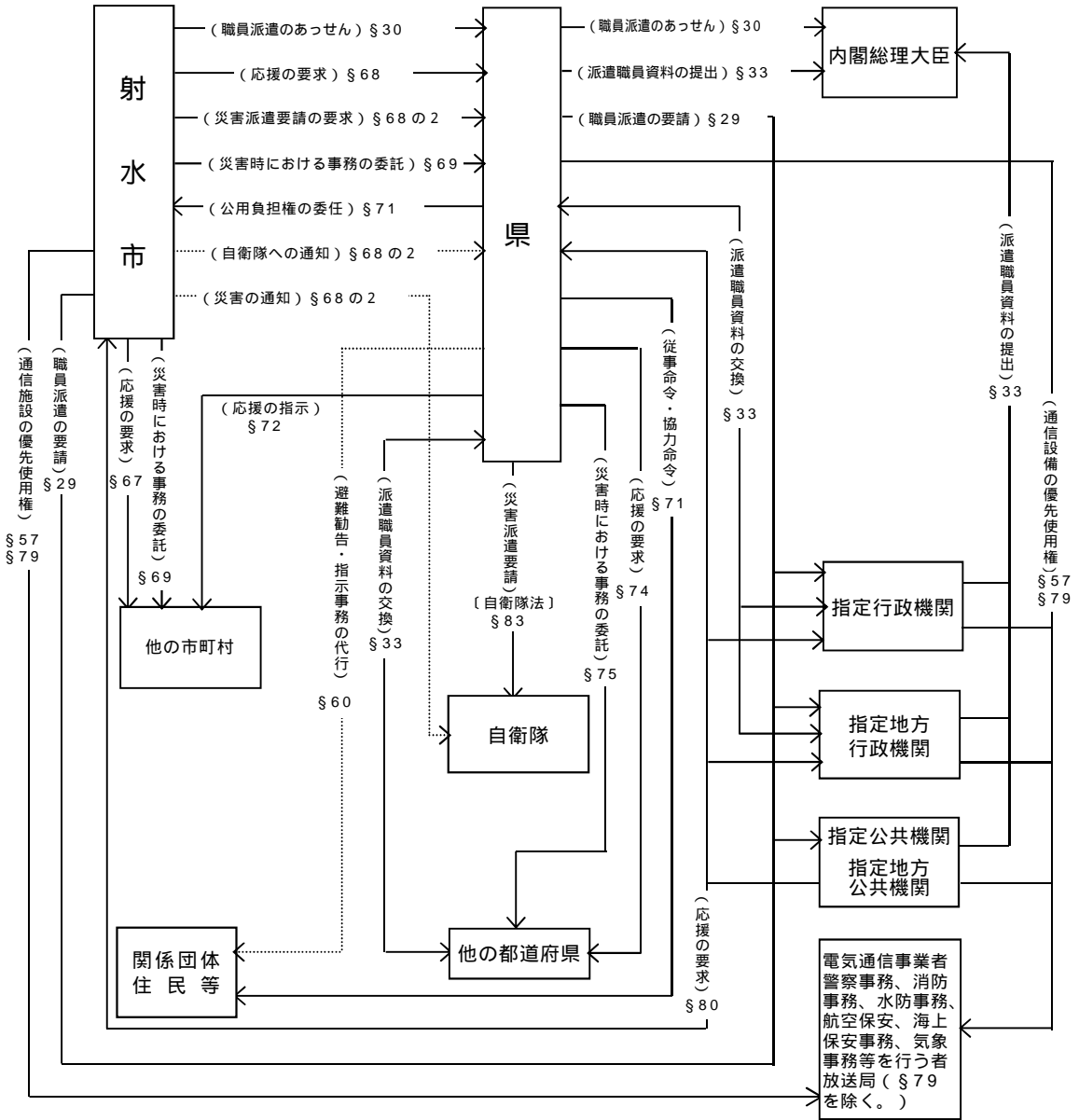
各部各班は、警察官の出動を要請する場合には、本部室（財務管理部総務班）を通じ所轄警察署長に対し、出動を要請する。本部室に要請を依頼するいとまがない場合は、当該部班において直接要請し、その旨を本部室に報告する。

なお、大規模災害に即応でき、かつ高度の救出救助能力と自活能力を持つ災害対策専門の「広域緊急援助隊」があり、本部室は必要に応じ、この部隊の派遣を要請する。

### 10 相互応援・協力〔動員班〕

市長は、知事、他市町村長等から応援、又は協力を求められたときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を実施する。

【災害時の応援協力体制（災害対策基本法）】



§は「災害対策基本法第 条」を示す。

第2章第5節  
応援要請

### 1.1 自衛隊の災害派遣要請〔総務班〕

大規模な地震が発生し、市だけでは、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な状況となった場合、人命又は財産を保護するため、自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

#### (1) 災害派遣要請依頼の基本方針

市長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

#### (2) 災害派遣の活動内容

災害派遣に関する活動内容を下表に示す。

救援活動区分	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、速やかに搜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は救助品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(3) 災害派遣要請の依頼手続（様式4参照）

市長が災害派遣要請の必要性を認めたととき、財務管理部総務班は、知事（防災・危機管理課）に対して文書により災害派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。その際、被災地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、市長が不在等の場合で連絡が取れないときは、副市長がその権限を代行する。

また、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通知する。このとき、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。

【通知先】

自衛隊区分	所在地・電話番号・活動内容	
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動	
海上自衛隊 舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250
	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等	
航空自衛隊 第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戌267	0761-22-2101
	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送	

(4) 災害派遣部隊の受入れ

ア 受入体制

(ア) 被災地に自衛隊を速やかに到着させるため、誘導業務を警察官等に要請する。

(イ) 作業に必要な資材を確保し、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所
- d 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(ウ) 自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに、随時、市長に報告する。

(I) 自衛隊の作業が1日を越えて実施されるときは、宿泊及び食糧計画等により作業が円滑に進むように配慮し、次の活動拠点を確保する。

- a 宿舎（テント設営敷地を含む。）
- b 資機材置場、炊事場
- c 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- d ヘリコプター発着場

イ 派遣部隊到着後の措置

財務管理部総務班は、各部各班と連携し、派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、効果的に作業が進められるよう派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置を執るとともに、到着後、県に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (I) 作業内容及び進ちょく状況

(5) 災害派遣部隊の撤収要請（様式5参照）

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、災害派遣要請の依頼手続に準じて撤収要請を行う。

(6) その他

ア 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- (ア) 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等
- (I) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた損害の補償
- (オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議する。

イ 自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ地

(ア) 活動拠点の確保

活動拠点は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊（1千人規模）で約15,000m<sup>2</sup>、師団（約1万人程度）で約140,000m<sup>2</sup>以上の地積が必要である。

(イ) ヘリコプターの離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。  
通常は、垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしない。

(ウ) ヘリコプターの発着場選定基準

a 地面は堅固で傾斜6度以内

b 少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北  
100m×100mの地積があれば良い。

(I) 場外離着陸場（資料編8-3参照）



## 第6節 応急公用負担

大規模な地震・津波災害が発生したとき、市長は、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用及び収用し、若しくは住民等を応急措置の業務に従事させる等の必要な措置を講ずる。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災		1 時間	24 時間	72 時間	1 週間
		応急公用負担の 手続き等	公用令書の交付	損害補償・ 損失保障	

### 1 応急公用負担等の応急措置の内容〔各部各班〕

市長は、災害対策基本法第64条、第65条及び第71条の規定に基づく応急公用負担等について、次の措置を講ずることができる。

- (1) 市域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置を執ることができる。
- (3) 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- (4) 知事が行う従事命令等の権限を委託された場合は、その委託された公用負担等の処分を行うことができる。なお、この場合は、法第81条の規定に基づき、公用令書を交付して行う。
- (5) 市長又はその職権を行うことができる者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、警察官及び海上保安官は、前記の(1)～(3)について市長の職権で行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

## 2 応急公用負担の手續等〔総務班〕

- (1) 土地、建物等の所有等権限を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとし、所有者等が不明な場合は、市又は警察署若しくは伏木海上保安部の事務所に必要な事項を掲示する。
- (2) 除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から14日間、市又は警察署若しくは伏木海上保安部の事務所に返還に必要な事項を掲示する。
- (3) 保管した工作物等が、滅失し、又は破損するおそれがあるとき、若しくは保管に費用、手数料がかかるときは、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。
- (4) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、その工作物等の返還を受けべき占有者等が負担する。
- (5) 未返還工作物は、公示の日から6月を経過しても返還することができないときは、次のとおり保管者にその所有権が帰属する。
  - ア 市長が保管するとき。 市
  - イ 警察署長が保管するとき。 県
  - ウ 伏木海上保安部長が保管するとき。 国
  - エ 自衛隊の部隊等の長が保管するとき。 国

## 3 公用令書の交付〔総務班〕

市長又は知事は、災害対策基本法第71条の規定に基づく処分について、公用令書を交付して行う。

## 4 損害補償、損失補償等〔総務班 物資配分班〕

損害補償、損失補償等その他必要な事項については、災害対策基本法に基づいて実施する。

## 第7節 災害救助法の適用

市域内の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法の規定に基づく救助は、知事が実施し、市長が補助する。ただし、知事から委任された救助事務については、市長が実施する。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
災害救助法に関する被害情報の収集と判断	→				
災害救助法適用申請と運用	→				

### 1 災害救助法適用に関する被害情報の収集と判断〔災害救助班〕

#### (1) 被害情報の収集

福祉保健部災害救助班は、本部室で入手した情報等を参考に、住家被害等災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

#### (2) 災害救助法適用申請要否の判断

福祉保健部災害救助班は、災害救助法施行令の適用基準を満たすか否かを判断する。

### 【適用基準（人口が5万人以上10万人未満）】

市内で、全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上であるとき。
被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が40世帯以上に達したとき。
被害世帯数が 又は の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。
「滅失世帯」とは、住家の滅失した世帯であるが、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の

堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

【（参考）被害状況認定基準】

住家の全壊、全焼、全流出	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも
住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度のも、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額が住家時価の20%以上50%未満のも
住家の床上浸水、土砂の堆積等	上記、に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態になったもの
世帯	生計を一にしている実際の生活単位
住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」内閣府平成21年6月改定を参照

2 災害救助法適用申請と運用〔災害救助班〕

(1) 災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、知事に対し、被害状況を報告し、災害救助法の適用申請を行う。

なお、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、厚生労働省に対して緊急報告を行う。

(2) 救助の種類・期間

ア 救助の種類、期間については下表のとおりである。災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市は、その補助機関として活動する。なお、災害救助法第30条第1項及び富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）第16条の規定に基づき、救助の実施に関する権限に属する事務の一

部を市長が行うこととされたときは、当該救助の実施に関する事務を処理する。  
イ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

【救助の種類・期間】

救助の種類	期 間
避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与(教科書) (文房具)	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

救助の適切な実務が困難な場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる(令第9条第2項)。また、医療、助産、死体の処理(死体の洗浄・縫合等)については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

(3) 救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次のとおり把握し報告する。

ア 救助実施記録日計票の作成

福祉保健部災害救助班は、救助の実施を行う各部に「災害救助の実務」（災害救助実務研究会監修）に記載された救助実施様式を救助の種類ごとに配布する。

救助実施様式の配布を受けた各部は、所定の事項を記入の上、毎日、福祉保健部災害救助班に報告する。

イ 救助日報の作成

福祉保健部災害救助班は、救助実施様式をとりまとめて救助日報（「災害救助の実務」による。）を作成し、適時県に報告する。

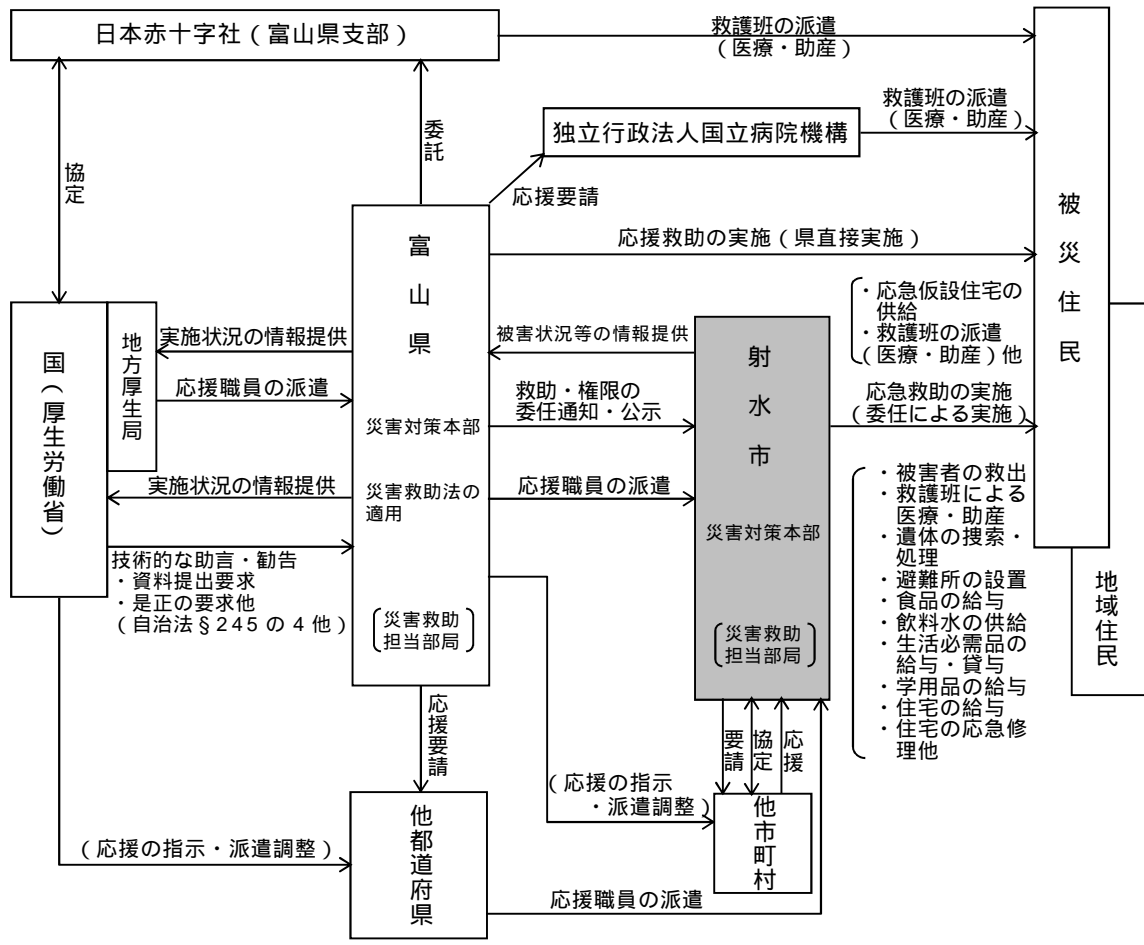
3 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置〔災害救助班〕

災害救助法による救助の対象とならない場合においては、災害の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

4 災害救助法に関する事務手順〔災害救助班〕

災害救助法に関する事務手順は、以下のとおり行う。

【災害救助法の規定に基づく応急救助の実施概念図】



## 第8節 避難勧告・指示等、避難誘導

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
避難勧告・指示等の 発令					
避難勧告・指示等の 伝達・周知					
避難誘導		警戒区域の設定			

### 第1 避難勧告・指示等、避難誘導

#### 1 避難勧告、指示等の発令と行動〔総務班〕

避難勧告等の標準的な判断基準については、下記のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに状況が異なり、住民に求められる行動も異なる。

そのため、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に、避難勧告等発令の客観的な判断基準を整理し、避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努め、**避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）**の3段階で発令する。

【避難勧告等に関する発令の3類型】

	発令時の状況	住民に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動</li> </ul>

津波発生時は、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に依じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 発令基準〔総務班〕

避難勧告、指示等は、次の状況が認められる場合に発令する。

- (1) 地震による火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
- (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- (4) 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が予想される時、又は土砂災害の前兆現象が認められ、切迫性が高いとき。
- (5) 地震により被害を受けた建物、構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。



- (6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等の防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- (7) その他災害の状況により、市長が認めるとき。

### 3 避難勧告、指示等の実施責任者

避難勧告、指示等の実施責任者は次のとおりとする。

実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者を定めておく（本章第1節「組織体制の確立」を参照）。実際に避難勧告、指示等を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとし、市長が避難勧告、指示等を行ったときは、知事に対し速やかに報告する。

なお、避難の勧告、指示等に関する意思決定に当たり、必要に応じ、県に助言を求める。

#### 【避難勧告、指示等の実施責任者】

	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	市長	要配慮者及びその支援者へ避難行動の開始を求める。	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 (知事が発令する場合は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)

	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示 (緊急)	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法(昭和24年法律第193号)第29条)	立ち退きの指示	・洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条)	立ち退きの指示	・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 知事が発令する場合は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条) 海上保安官	立ち退き及び立ち退き先の指示 警告 避難の指示	・市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められるとき。 ・市長から要請があったとき。 ・重大な被害が切迫したと認める場合は、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置を執る。
	自衛官 (自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条)		・被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置を執る。

#### 4 避難勧告、指示等の内容〔総務班〕

財務管理部総務班は、次の内容を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）等を発令する。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示等の理由
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示等の発令者
- (5) その他避難時の注意事項等

#### 5 避難勧告・指示等の伝達・周知〔総務班 広報班 住民衛生班 消防部〕

要避難対象地域の住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、勧告・指示等の伝達・周知の方法は、次のとおりとする。

- (1) 防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達
- (2) 消防車・広報車による市内巡回放送
- (3) 消防団員による各戸伝達
- (4) 自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達
- (5) コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達
- (6) ホームページ、エリアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知

#### 6 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

##### (1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- イ 消防団長、消防団員、消防吏員（水防法第21条）
- ウ 消防長、消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、消防法第28条）
- エ 警察官、海上保安官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定に基づき、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項（市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。））

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

ウ 通知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

7 避難誘導〔全部局 自主防災組織〕

市は、避難勧告、指示等を行った場合、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導

避難の誘導は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防本部、警察署等の協力を得て実施する。

(2) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

なお、避難勧告、指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

(3) 誘導の方法

ア 留意事項

(ア) 誘導員は、避難所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあっては、舟艇又は口 - プ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

イ 車両等による移送

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコ

プターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

#### ウ 応援の要請

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村と連絡して実施する。

#### (4) 避難住民の心得

住民等は、避難に際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、原則として徒歩による避難とし、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

## 第2 津波災害時に留意すべき点

### 1 基本的な考え〔全部局〕

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

また、東日本大震災における住民の避難行動を見ると、避難するきっかけとして、地域における避難の呼び掛けや率先避難が大きな要因であったことから、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

### 2 避難場所の周知〔全部局〕

避難場所については、津波避難ビル等、一時的な避難場所となる「津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校やコミュニティセンターなどの「避難生活を送るために避難する場所」があるが、両者の違いについて、津波発生時に住民等が間違わないよう周知徹底を図る。

### 3 徒歩避難の原則〔全部局〕

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討する。

#### 4 住民に求められる津波からの避難等〔全部局〕

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高い場所等の安全な場所に避難すること。  
また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに内陸部若しくは高い場所など安全な場所に避難すること。
- (2) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなく更に高い場所へ避難すること。
- (3) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。
- (4) できるだけ正しい情報を、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。
- (5) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。
- (6) 津波は繰り返し襲って来るので、津波警報等が解除されるまで注意すること。

#### 5 船舶に求められる津波からの避難等〔産業経済部〕

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。  
また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外に待避し、急いで安全な場所に避難すること。
- (2) できるだけ正しい情報を、ラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (3) 港外に待避できない小型船舶については、時間的に余裕がある場合にのみ、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること。
- (4) 津波は繰り返し襲って来るので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

#### 6 避難の勧告、指示〔総務班 広報班 住民衛生班 消防部〕

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避

難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに避難の勧告又は指示を行う。具体的には、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づく。

避難勧告等の周知に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、漁業・港湾関係者、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図る。

#### 7 避難誘導の行動ルール化〔消防部〕

避難誘導に当たっては、避難誘導や防災対応に当たる者についても、人命優先の観点から、安全な高い場所等に避難するよう、事前に行動のルール化をしておく。

## 第9節 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者は、災害発生時において、自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者が置かれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
在宅の要配慮者の安全確保	→				
社会福祉施設等における入所者の安全確保	→				→
外国人の支援対策	→				→

### 1 在宅の要配慮者の安全確保〔災害救助班 避難支援者〕

#### (1) 要配慮者の安全確保

- ア 市は、高齢者、障がい者等、要配慮者の避難について、援護及び救護を行う。
- イ 市は、要配慮者の態様に応じ、手話、筆談、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫する等、情報伝達手段について配慮する。
- ウ 自主防災組織等は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等と連携し、在宅の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

#### (2) 避難行動要支援者の安全確保

- ア 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
- イ 市及び避難支援者は、国・県の要配慮者に関するガイドラインを踏まえて市が作成した災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、避難行動要支援者の援護及び救護を行う。
- ウ 市は、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら、震度5弱以上の地震を観測したときは安否確認を行うと共に居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。



## (3) 要配慮者の生活支援

## ア 福祉避難所への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の福祉避難所への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

## イ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子の利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制の整備に努める。

## ウ 要配慮者の実態調査とサービス提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において、被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

なお、市は、対応職員が不足する場合、必要に応じて、県を通じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。

## 2 社会福祉施設等における入所者の安全確保〔災害救助班〕

## (1) 入所者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ策定した災害応急計画等に従い、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

## (2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ市及び県と定めた手順に従い、市又は県へ被害状況の報告を速やかに行う。

## (3) 入所者の移送

施設の損壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県が、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 外国人の支援対策〔避難所班〕

(1) 外国人の救護

市は、地域の自治会・町内会、自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人への生活支援

ア 外国人への情報提供

市及び県は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

## 第10節 帰宅困難者支援対策

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
	帰宅困難者の安全確保				▶
		宿泊者の安全確保			▶

### 1 帰宅困難者の安全確保〔総務班 商工港湾班〕

#### (1) 帰宅困難者への情報提供

財務管理部総務班及び産業経済部商工港湾班は、被害の状況、公共交通機関の運行状況、道路の状況等の情報を収集し、帰宅困難者に提供する。

#### (2) 徒歩帰宅者への支援

##### ア 徒歩帰宅支援ステーションの設置

一般社団法人日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店は、県と締結している「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため、徒歩帰宅支援ステーションを設置する。

徒歩帰宅支援ステーションでは、水道水、トイレ等の提供や、道路情報の提供などの支援が実施される。

##### イ 徒歩帰宅者への情報提供

財務管理部総務班及び産業経済部商工港湾班は、徒歩帰宅者に対して、通行可能な道路や徒歩帰宅支援ステーションに関する情報を提供する。

#### (3) 避難所の設置

帰宅困難者が多数発生した場合、財務管理部総務班及び産業経済部商工港湾班は、必要に応じ、帰宅困難者を収容するための避難所を設置する。

### 2 宿泊者の安全確保〔商工港湾班〕

#### (1) 宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

産業経済部商工港湾班は、市内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。

#### (2) 宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一次的には各宿泊施設の責任において万全を期すこととし、宿泊者に人的被害が発生したとき、あるいは発生するおそれがあるときには、消防部に通報する。また、産業経済部商工港湾班は、各宿泊施設から避難等に関する支援要請を受けたときは、可能な限り支援を行う。

## 第11節 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、「射水市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
	避難所の開設	避難所の管理・運営	被災者の他市町村 への移送		

### 1 対象とする避難者

- (1) 避難勧告又は指示等による避難者
- (2) 災害によって住居を失った者並びに宿泊者、通行人等
- (3) 高齢者、障がい者等の要配慮者
- (4) 通勤者、旅行者等の帰宅困難者
- (5) 在宅の避難者

### 2 避難所の運営主体〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民〕

避難所は、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営する。ただし、震災などの大規模かつ突発的な災害時には、住民だけでなく市職員及び施設管理者も被災者となり、市による避難所開設が間に合わない状況も予想されるため、避難者による自主的な避難所運営が必要となる。この場合、避難者が避難所運営の主体となり、市及び施設管理者は、後方支援を行う。

#### (1) 避難所運営委員会の設置

避難所は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき運営するため、避難者（住民）が主体となり設置する避難所運営委員会が担うものとし、避難所開設担当職員及び施設管理者は、委員会を補佐することとする。

### 3 避難所の開設〔避難所班 避難所開設担当職員 各施設管理者 税務班 文教総務班 各施設所管課〕

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

## (1) 避難所の選定

避難所を開設する施設は、災害及び地域の状況を考慮し、安全な施設を選定する。なお、事前に指定している避難所だけでは避難者の収容が困難な場合には、他の公共施設、民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。また、要配慮者に配慮して、市内の福祉避難所や、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

## (2) 施設管理者への連絡

企画管理部避難所班、財務管理部税務班及び文教部各班は、避難所を開設しようとするときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。ただし、事態が緊迫し、緊急やむを得ない場合は、直ちに避難所を開設し、その後施設管理者に連絡する。

## (3) 避難所の公示

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

## (4) 避難所の開設期間

避難所の運営については、災害発生の危険、ライフラインの復旧状況、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、設置期間を定める。ライフラインや道路途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、災害発生の危険及びライフラインの復旧状況等から、以下について留意する。

## ア 初動期（災害発生直後）の避難所 [ 発災直後～24時間 ]

大規模で突発的な災害の場合や休日又は平日の夜間や早朝に発生した災害の場合、避難所に最初に到着するのは避難してきた地域住民であることが想定される。この場合、避難してきた住民は初期の避難者の中から代表者を選んで応急的に避難所の開設と運営を行う組織を作る。この組織のもと、行政担当者や施設管理者が不在の場合でも無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難施設の安全確認後に避難者を施設内へ誘導する。

## イ 展開期～安定期の避難所 [ 24時間～2週間、2週間目以降 ]

避難者が主体となって本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）を立ち上げる。更には、到着した避難所開設担当職員や施設管理者の協力のもと、市災害対策本部へ避難所の状況を報告し、必要な資機材、物資等を要請する。大規模な災害で避難生活が長期化した場合は、避難者だけでなく地域住民やボラ

ンティアとの連携も重要となる。

#### ウ 撤収期の避難所〔ライフライン回復後〕

ライフラインが回復し、仮設住宅等への入居が開始される時期になると、避難所は撤収に向けた準備に入る。この時期には、退所する避難者の数も増え、避難所運営組織も縮小傾向になる。一方で、避難所には自立困難な避難者が次第に目立って来る時期でもあり、避難所運営組織のリーダーは、地域の世話役として最後まで適切な対処に努めることが望まれる。

### 4 避難所の管理運営〔避難所開設担当職員 各施設管理者 住民 避難所班 住民衛生班 災害救助班〕

避難所の運営責任者は、「避難所開設・運営マニュアル」を活用し、避難所開設担当職員、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難所の管理運営に当たる。

#### (1) 避難者の把握

運営責任者は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を把握する。管理責任者は、給水等の必要数量企画管理部避難所班に報告する。また、避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、企画管理部避難所班に報告する。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について管理責任者に報告する。安否確認に関する問い合わせの混乱を極力避けるため、避難所における安否確認対策として、企画管理部避難所班は、早期に避難者名簿を作成するとともに、各避難所で作成された避難者名簿を取りまとめる。

#### (2) 避難所の運営

運営責任者は、避難所における秩序の維持、情報の伝達、食料、水、清掃等について、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。役割分担の決定に際しては、被災者に過度の負担がかからないよう留意する。

管理責任者は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮、エコノミークラス症候群への注意呼び掛けを行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、インフルエンザ等集団感染の予防、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。

## (3) 女性や子育て家庭に配慮した避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

## (4) 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得ながら、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロ - プや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等は、要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のとおり組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。

(ア) ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

(イ) 入浴サ - ビス等在宅福祉サ - ビスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入委託、里親への委託等

エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、こころのケア、巡回健康相談等を実施する。

オ 文字放送テレビ、FAX等の設置、手話通訳者の派遣等、要配慮者に対する情報伝達手段の確保に努める。

## (5) 外国人への支援対策

ア 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

イ 外国人の生活支援

(ア) 外国人への情報提供

市及び県は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

(イ) 避難所の運営に際しての外国人への配慮

市は、関係機関と協力して、言語、食生活、日常習慣の異なる外国人に配

慮した避難所の運営体制を構築する。

(ウ) 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

(6) 家庭動物等の保護

飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、市民生活部住民衛生班、福祉保健部災害救助班が避難所の隣接地にその動物の収容所を設置する等、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。また、市は、動物の収容所を設置する際に、県の適正な飼養の指導のもと動物愛護ボランティア団体等と協力し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(7) 避難所の早期解消

避難所での生活が長期化して来ると、被災者の健康状態や栄養状態が悪化するなどの悪影響があるため、被災者の生活環境を早期に整えることが重要である。また、避難所として利用している学校等を再開するため、できる限り早期に避難所を解消できるよう努める。

このため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

5 避難住民の心得〔住民〕

住民は、避難所の管理運営について、運営責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

6 経費の負担〔出納班〕

(1) 費用の範囲

- ア 賃金職員雇上費
- イ 消耗機材費
- ウ 建物等の使用謝金
- エ 器物の借上費又は購入費
- オ 光熱費
- カ 仮設トイレ等の設置費



(2) 負担方法

避難所の設置を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

7 避難所の標準設備等〔避難所班 税務班 文教部〕

企画管理部避難所班、財務管理部税務班及び文教部各班は、避難所の開設が3日以上に及ぶときには、次の事項を参考に設備等の充実に努め、各部各班及び関係機関はそれに協力する。

【避難所の標準設備等】

屋内特設コーナー 広報広聴コーナー 避難所救護コーナー（保健室等） 情報連絡室（無線、電話、FAX、パソコン等） 更衣室	
屋外スペース 駐車場 仮設トイレ用地 仮設風呂場 給水タンク用地	簡易焼却場 掲示板設置場所 資機材置き場
資機（器）材等 寝具 被服 日用品（タオル、歯ブラシ等） 常備薬 仮設トイレ（車イス対応型含む。） 簡易焼却炉 炊き出し備品 電話 畳・カーペット 間仕切り用パーティション 洗濯機 非常用小型エンジン発電機	テレビ、ラジオ 簡易シャワー・仮設風呂 扇風機 網戸 ストープ・暖房機 電線設備 給水タンク 掲示板 パソコン 車イス 乾燥機 懐中電灯

## 8 被災者の他市町村への移送〔総務班〕

- (1) 市内の避難所だけでは被災者を収容できない場合、財務管理部総務班は、県に対し被災者の他市町村への移送について要請する。
- (2) 本部室は、所属職員の中から避難所管理責任者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

## 第12節 消防・水防活動

大規模地震・津波災害発生時においては、関係機関及び自主防災組織等と連携し、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を迅速かつ効果的に実施する。

また、市内の消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
< 消防活動 > 消火活動	→				
市民による対策 (初期消火、救助活動等)	→				
< 水防活動 > 監視・警戒活動	→				
	水防活動の実施		→		
		応援による水防活動の実施		→	

### 第1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生したとき、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

#### 1 消火活動〔広報班 住民衛生班 消防部〕

##### (1) 出火防止及び初期消火

消防部は、企画管理部広報班及び市民生活部住民衛生班と協力して、住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

##### (2) 情報収集及び効率的部隊配置

###### ア 情報収集

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路

管理者との連携による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的かつ効果的な部隊の配置を行う。

イ 同時多発火災発生時の運用

大規模な同時多発火災発生時には、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

ウ 関係機関及び自主防災組織等との連携

関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(3) 応援要請等

ア 応援要請

市長及び消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測されるなど、緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対し応援を要請する。（本章第5節「応援要請」を参照）

イ 県消防防災ヘリコプターの要請

（本章第5節「応援要請」を参照）

2 住民、自主防災組織及び事業所・企業等が実施する対策〔住民 自主防災組織 事業所・企業〕

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、火災が発生したときは、速やかに消防機関へ通報し、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

(2) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 第2 水防活動

地震・津波が発生すると、河川堤防が直接被害を受けるばかりでなく、その後の降雨や津波による浸水など二次災害の発生が懸念される。このため、市水防計画に基づき、水防本部の非常配備態勢を執るなど、適切な水防活動を行う。

### 1 監視・警戒活動（資料編14-7参照）〔道路河川班 商工港湾班 農林水産班 消防部〕

都市整備部道路河川班は、産業経済部農林水産班、商工港湾班及び消防部と連携し、大規模な地震が発生した場合、その管轄する水防区域において、河川・海岸を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。その際、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に通報し、必要な措置を講ずるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

ただし、津波発生時の水防活動については、水防活動に従事する者の安全確保を前提とする。

### 2 水防活動の実施〔道路河川班 消防部〕

本部室は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大を防ぐため、応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮した、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合などにおいては、必要に応じて民間業者等の協力を要請する。

### 3 応援による水防活動の実施〔動員班 総務班〕

市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対し応援を要請する。（本章第5節「応援要請」を参照）

### 第13節 救助・救急及び医療救護

大規模な地震・津波災害が発生したときには、家屋の倒壊等により多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、消防、警察、伏木海上保安部、自衛隊、施設等の管理者、防災関係機関等と緊密に連携し、人命を最優先とした、救助・救急活動を迅速に行う。また、自治会・町内会、自主防災組織の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

#### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
< 救助活動 >					
情報の収集・伝達 (救助活動)	→	→	→	→	→
応援要請					
救助資機材の調達	→	→	→	→	→
自主防災組織の活動	→	→	→	→	→
< 救急活動 >					
自主防災組織、自治会 等による応急手当					
情報の収集 (救急活動)	→	→	→	→	→
医療機関との連携					
ヘリコプターの活用		→	→	→	→
< 惨事ストレス対策 > 惨事ストレス対策			→	→	→
< 医療救護活動 >					
救護部救護班の派遣	→	→	→	→	→
医療救護所の設置・ 運営		→	→	→	→
後方医療機関への搬 送		→	→	→	→
医薬品、医療資機材等 の確保		→	→	→	→
医療関係の情報提供	→	→	→	→	→
こころのケアの 実施			→	→	→

## 第1 救助活動

### 1 情報の収集・伝達〔消防部〕

消防部は、119番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、県消防防災ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

### 2 救助の対象及び応援要請等〔消防部 総務班 動員班〕

#### (1) 救助の対象

救助の対象は、災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者でおおむね次のようなときとする。

なお、同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。

ア 火災時に火中に取り残されているとき。

イ 倒壊家屋の下敷きになっているとき。

ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残されているとき。

エ 山崩れ、雪崩等の下敷きになっているとき。

オ 大規模な爆発、自動車等による大事故が発生しているとき。

#### (2) 関係機関等への応援要請

市長は、災害が甚大なとき、あるいは同時に発生したとき、消防部により救助が困難なときは、県、警察、隣接市の消防機関及び自衛隊に対し、応援を要請し、NPO法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。また、各防災関係機関は緊密に連携し、迅速かつ的確、計画的な救助活動を行う。（本章第5節「応援要請」を参照）

#### (3) 警戒区域の監視

災害の防止と同時に警戒区域を設定し、消防団員、警察官等により区域内の監視に努め、救助活動の迅速化を図る。

### 3 救助資機材の調達〔物資配分班〕

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、市建設業協会の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

### 4 自主防災組織の活動〔自主防災組織〕

(1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所・企業内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、

消防部に連絡する。

- (2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防部に協力する。

## 第2 救急活動

消防部等は、災害時に大量に発生する傷病者に迅速かつ的確な応急処理を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、自治会・町内会、自主防災組織等は、できる限り応急手当を行い、救急活動に協力する。

### 1 自主防災組織、自治会・町内会等による応急手当〔自主防災組織 自治会・町内会〕

自主防災組織、自治会・町内会、消防団等は、救急関係機関等が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む。）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

### 2 情報の収集〔消防部〕

消防部等は、傷病者の発生状況、病院等受入体制、通行可能な道路等について速やかにその実態を把握し、救急体制を整える。

### 3 救急体制〔消防部〕

- (1) 救急隊は、消防法施行令第44条の規定に基づき、救急車1台及び救急隊員3名以上をもって編成する。

- (2) 搬送は、原則として、消防部が行う。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市、救護部救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

- (3) 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急措置を行う。

トリアージ（Triage）：多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める方法

### 4 医療機関との連携〔消防部 救護班〕

- (1) 救護部救護班は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、消防部及び医療関係機関と連携の上、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。



(2) 消防部は、救急医療情報システムを活用して災害時後方医療機関の被災状況や重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

#### 5 ヘリコプターの活用〔消防部〕

道路・橋りょうの冠水・流出、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合、又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを要請する。ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できないときは、他県、伏木海上保安部及び自衛隊に応援を要請する。

### 第3 惨事ストレス対策〔健康班 救護班 消防部〕

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 第4 医療救護活動

地震・津波災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、更に交通、通信の途絶による混乱やライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は住民の生命と安全に直接かかわることであり、迅速な活動が要求されるため、市及び県は、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携を図り、被災者の救護に万全を期する。

#### 1 救護部救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営〔救護班 健康班〕

##### (1) 救護部救護班の派遣

救護部救護班は、把握した情報を基に必要と認める場合は、市内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会と連携・協力して災害現場、避難所等に救護班を派遣する。災害救助法が適用されたときは、県の補助機関として県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

##### (2) 医療救護所の設置・運営

救護部救護班は、日本赤十字社富山県支部等と連携し、以下のとおり医療救護所の設置・運営を行う。

ア 把握した情報を基に医療救護所の設置の必要性を判断し、必要と認めるときは、災害現場、避難所等に医療救護所を設置する。

イ 設置した医療救護所に救護班を受け入れるとともに、医薬品、医療資器材の

確保等救護班の活動を支援する。

(3) 他医療救護班の要請

ア 医療救護班の要請

医療・救護活動が、市だけの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して、他の医療救護班の応援を要請する。

また、医薬品、医療資器材等が市内業者から十分に確保できないときは、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

市は、大規模災害時において、市域内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、必要に応じて、県に対し災害派遣医療チームの派遣要請を依頼する。

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、略称「DMAT（ディーマット）」）：災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持つ医療チーム

ウ 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の要請

市は、大規模災害において、市域内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、必要に応じて、県を通じ、富山県医師会に対し、日本医師会災害医療チームの派遣要請を依頼する。

日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team、略称「JMAT（ジェイマット）」）：日本医師会が被災地に派遣する災害医療チーム、及びその枠組み

(4) 保健師等による健康管理

市は、「災害時の保健活動マニュアル（改訂版）」（平成21年3月）に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

なかでも、エコノミークラス症候群、生活不活発病（廃用症候群）、インフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下等について留意する。

(5) 医療救護所の医療救護活動

救護部救護班は、設置した医療救護所において次の医療救護活動を行う。

ア 活動内容

(ア) 初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）

(イ) 地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配

(ウ) 医療救護活動の記録

(エ) 死亡の確認

(オ) 医療救護所の患者収容状況等の活動状況報告

イ 患者等の搬送

救護部救護班は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材の搬送体制を確保する。また、消防部との連携を図り、広域的な搬送体制を確保する。

ウ 救護班の編成

救護班は、医師1名、看護師2名、その他2名を基準として編成する。

エ 医療資器材等の供給

救護部救護班は、救護活動に必要な医療資器材等の調達を行う。

2 後方医療機関への搬送〔消防部 救護班〕

(1) 後方医療機関への搬送

医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認める場合は、後方医療機関へ搬送する。搬送は、消防部が実施する。

(2) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察に誘導を要請するなど、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(3) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(4) ヘリコプターによる搬送

市は、車両による搬送が困難と認められるときは、ヘリコプターによる搬送を検討し、県に要請する。

3 医薬品、医療資器材等の確保〔救護班 健康班〕

(1) 救護部救護班は、住民の在庫備蓄及び取扱業者等の流通備蓄により医薬品、医療資器材等を調達する。

(2) 必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

4 血液の確保〔救護班 健康班〕

(1) 救護部救護班は、血液が必要なときは、富山県赤十字血液センターに依頼し確保する。

(2) 必要数が確保できないときは、住民等に協力を呼び掛けることとする。

## 5 医療関係の情報提供〔健康班 救護班〕

市は、医療機関等における在宅人工呼吸器、在宅酸素療法及び人工透析の実施状況など、医療を必要とする被災者に有益な情報を積極的に提供する。

## 6 こころのケアの実施〔健康班 救護班〕

### (1) 被災者等のこころのケア

福祉保健部健康班は、精神科医や救護部救護班と連携し、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行う。また、被災者が気軽に相談できるように、避難所において、こころのケアのための相談室を開設する。

更に、過酷な被災現場での救援活動等により「惨事ストレス」の症状が発生することがあるため、災害救援ボランティアや職員等救護活動に従事している者のこころのケアにも十分留意する。

### (2) 長期にわたるこころのケア

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、福祉保健部健康班はじめ、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応する専門的な支援を実施するなど、住民の心の健康の保持や治療に努める。

#### 心的外傷後ストレス障害

(Post-Traumatic Stress Disorder . 略称「PTSD(ピーティーエスディ)」) :

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ・ 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ・ その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ・ 緊張の強い興奮状態が続く。

## 第14節 都市施設の応急復旧対策

道路、橋りょう、港湾、漁港、河川及び鉄軌道等の公共施設は、道路交通、物資運輸など都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に災害で破損したときは、消火活動、救助・救急活動、緊急輸送活動及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼす。また、電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、住民の依存度も著しく高まっている。

こうした都市施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。このため、これら施設が被災したときは、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災		1時間	24時間	72時間	1週間
		公共土木施設等の 応急復旧対策	→		
		鉄軌道施設の応急 復旧対策	→		
		ライフライン施設の 応急復旧対策	→		

### 第1 公共土木施設等

災害が発生したときは、速やかに被害状況を把握し、県及び関係機関と連携し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずる。

#### 1 道路・橋りょう〔道路河川班〕

災害が発生したときは、各道路管理者は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、又は、う回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール及び広報を行う。被災道路、橋りょうについては、周辺住民の安全を確保した上で、応急・復旧対策を実施するとともに、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後の本格的な復旧作業に着手する。

##### (1) 応急措置

市道の亀裂、陥没等の損壊、倒壊物等及び落橋などによる通行不能箇所について調査し、速やかに応急措置を実施する。

(2) 応急・復旧対策

被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助・救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。

なお、作業は市において選定した緊急通行確保路線の障害物除去を最優先に行うものとし、その後、一般市道の復旧作業を行う。

2 河川〔道路河川班〕

災害により堤防等に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くす。

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所又は被害を生ずるおそれのある状況等については、直ちに河川管理者に報告するとともに、必要な措置を実施する。

3 海岸〔商工港湾班 農林水産班〕

市は、海岸施設が地震・津波災害等により被害を受けたときは、県が行う応急復旧措置に協力する。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

(1) 堤防の決壊

(2) 堤防の決壊のおそれがあるもの

(3) 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は決壊でこれを放置した場合、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4 港湾・漁港〔商工港湾班 農林水産班〕

市は、地震・津波災害により、水域施設、外かく施設、係留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、県及び関係機関が行う応急復旧措置に協力する。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

(1) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

(2) 臨港交通施設又は輸送施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設又は輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの

(3) 港湾・漁港の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(4) 外かく施設の破壊で、これを放置した場合、著しく被害を生じるおそれがあるもの

5 農林業用施設〔農林水産班〕

農道・林道の亀裂、陥没等の損壊、農業用排水路の埋そく、排水機場等施設の損傷、ため池堤体の決壊、山腹水路の溢水や滑落など、特に人家・人命及び公共

施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者が、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・しゅんせつ等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

## 第2 鉄軌道施設〔鉄道事業者〕

災害時において、多数の人員を輸送している鉄軌道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関は、迅速かつ的確な応急措置を次のとおり実施する。

### (1) 災害対策本部の設置

被害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

### (2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

### (3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害情報の早期収集に努める。

### (4) 危険防止措置

乗務員は、路盤の崩壊、浸水、土砂崩れ、津波等の災害が発生するおそれがあるときは、徐行運転、運転の一時停止又は出発の見合せ等の必要な措置を執る。

### (5) 駅構内等の秩序の維持

駅舎等の破損（倒壊）、停電、出火等に伴う混乱の防止、秩序の維持を図るため駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理・誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客公衆の安全を確保する。

### (6) 輸送の確保

不通区間が生じた場合、自動車等による代替輸送の確保に努める。

### (7) 資機材及び車両の確保

鉄軌道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急に確保する。

(8) 応急復旧

早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出勤を求めるなど必要な措置を執り、応急復旧工事を実施する。

### 第3 ライフライン施設

ライフライン関係機関は、大規模な地震発生時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できる限り早急な応急復旧対策を迅速かつ的確に実施する。

#### 1 電力・ガス・通信施設の応急対策〔各事業者〕

(1) 応急対策の基本方針

電力、ガス、通信にかかわる各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時には、被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。市は、事業者からの要請があったときは、その応急対策に可能な限り協力する。

(2) 災害発生時の連絡体制

ア 連絡職員の市災害対策本部への受入れ

市災害対策本部は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請するなど随時連絡できる体制を確保する。連絡職員が派遣される場合は、本部室等に所要のスペースを確保する。

イ 被害発生時の通報

各事業者は、人身にかかわる二次災害が発生するおそれのあるとき、又は発生したときは、市災害対策本部又は消防部に通報する。

(3) 市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施するとき、又は住民向けの広報を行うときは、事業者からの要請に基づき、本部室及び関係各部各班は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、広報車両の貸出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

災害の発生時には、電力、ガス、通信にかかわる各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧状況を各関係機関に報告する。

#### 2 上水道施設の応急対策〔上下水道班〕

上下水道部上下水道班は、計画に基づき可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画を立て、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。



## (1) 応急給水対応

上下水道部上下水道班は、災害時においても必要最小限度の給水を確保するよう努める。また、給水に当たっては、全ての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先されるよう配慮する。

また、被害の状況に応じて日本水道協会富山県支部に対し、他の市町村からの支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を依頼する。（本章第19節「応急給水及び食料等の供給」を参照）

## (2) 応急復旧対応

上下水道部上下水道班は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次に、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行えるよう努める。

復旧作業に当たっては、射水市管工事業協同組合との調整を行う。

また、被害が甚大な場合は、日本水道協会富山県支部に対し、近隣市町村からの応援を要請し、応急復旧等を受ける。

被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、「日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定」に基づき、日本水道協会富山県支部から他の県支部へ応援を要請し、県外市町村からの応急復旧等の応援を受ける。

## 3 下水道施設の応急対策〔上下水道班〕

## (1) 応急復旧対応

上下水道部上下水道班は、災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動に当たっては、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

## ア 被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害の発生のおそれがある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

## イ 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。なお、策定に当たっては、応急復旧の緊急度、応急復旧工法、応急復旧資機材及び作業員の確保、計画及び監督技術者の確保、復旧財源措置等を考慮する。

## ウ 二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次のとおり遅滞なく適切な措置を講ずる。

(ア) 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置

(イ) 処理場・ポンプ場施設

- a ポンプ設備の機能停止に対する措置
- b 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置
- c 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置
- d 塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏えいに対する措置

エ 応援要請

被害が甚大な場合は、県を通じて近隣市町村へ応援を要請し、応急復旧等を受ける。

被害が甚大であり、県内市町村での復旧活動等が困難と予想される場合には、市は、県に対して「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づく支援を要請し、応急復旧等を受ける。

(2) 他部局との連携

応急復旧に当たっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進ちょく状況を確認するなど整合性を保ちながら進める。

(3) 広報活動

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

## 第15節 輸送手段の確保

大規模な地震・津波災害が発生したときの救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機及び船舶の活用を含む総合的な輸送確保を行う。ただし、緊急通行車両の確認申請の準備については、市内で震度5弱以上の地震が発生したときに行う。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
		輸送手段の確保 輸送拠点等の確保 緊急交通路の確保 輸送活動の実施			→

### 1 緊急輸送の対象活動及び優先順位〔輸送計画班〕

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命救助、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

### 【対象活動及び優先順位】

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助</li> <li>・被害の拡大防止</li> <li>・ライフライン復旧</li> <li>・交通規制</li> </ul>	(第1段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、水等の輸送</li> <li>・被災者の救出搬送</li> <li>・応急復旧</li> </ul>	(第1、2段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧</li> <li>・生活必需物資輸送</li> </ul>

### 2 輸送手段の確保〔輸送計画班 住民衛生班 商工港湾班 農林水産班〕

#### (1) 自動車による輸送

##### ア 輸送車両の調達

##### (ア) 市有車両

財務管理部輸送計画班は、効率的な輸送体制を確保するために、各部の協力を得ながら市有車両の活用を最大限図る。市災害対策本部を設置した場合は、財務管理部輸送計画班が車両（消防機関の車両及び各部課の特殊車両を除く。）を集中管理する。

各部各班において車両を必要とするときは、財務管理部輸送計画班に配車要請を行う。

## (イ) その他車両の調達

市有車両のみでは応急対策の実施に必要な車両が不足する場合には、次の順序で借上げを行うほか、県、自衛隊等に車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

- a 官公署及び公共団体の車両等
- b 民間輸送業者の車両等
- c その他自家用車両等
- d 自衛隊の車両等

## イ 緊急通行車両の確認手続

財務管理部輸送計画班は、災害対策基本法第76条の規定に基づく交通規制が行われた場合には、所轄警察署長に申し出て、緊急輸送に必要な車両の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び同標章を収受する。

なお、発災直後の緊急時には、事前届出車両を活用し、確認事務を円滑に受ける。

## ウ 燃料等の調達

財務管理部輸送計画班は、輸送車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、富山県石油商業組合射水支部に協力を要請するなど、民間業者等へ協力を要請し、調達先の確保に努める。

## (2) 県消防防災ヘリコプターによる輸送

県消防防災ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、本章第5節「応援要請」により要請する。

## (3) 鉄軌道による輸送

市民生活部住民衛生班は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄軌道による輸送が適当であると認めるときは、西日本旅客鉄道株式会社及び万葉線株式会社に協力を要請し、輸送を実施する。

## (4) 船舶による輸送

産業経済部商工港湾班及び農林水産班は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、船舶による輸送が適当であると認めるときは、船舶の所有者又は管理者に協力を要請し輸送を実施する。

- 3 輸送拠点等の確保（資料編8 - 5 参照）〔輸送計画班〕
- (1) 物資輸送拠点の確保  
本編第1章第10節「緊急輸送活動対策」に基づき、災害の状況、避難所としての利用状況等を勘案して、物資輸送拠点を確保する。
- (2) 災害対策用ヘリポートの確保  
災害対策用ヘリポートは、本編第1章第10節「緊急輸送活動対策」により確保する。
- 4 緊急交通路の確保〔道路河川班〕
- (1) 緊急交通路接続道路の確保  
市は、県が指定し確保する緊急通行確保路線に接続する道路を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- (2) 代替路線の確保  
緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。
- 5 災害時における車両の移動等〔道路河川班〕  
道路管理者は災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し移動等を命令する。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件の移動等を行う。
- 6 輸送活動の実施〔輸送計画班 救護班 消防部 上下水道班 住民衛生班〕
- (1) 輸送の範囲
- ア 被災者の避難
- (ア) 避難命令に基づき避難する住民の輸送
- (イ) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送
- イ 医療及び助産における輸送
- (ア) 患者等を救護部救護班の仮設する救護所、病院、産院等に入院又は通院させる場合の輸送
- (イ) 救護部救護班に関する人員及び医薬品並びに衛生材料等の輸送
- ウ 被災者の救出
- (ア) 救出された被災者の輸送
- (イ) 救出のために必要な人員、資材等の輸送

工 飲料水の供給

(ア) 飲料水の輸送

- (イ) 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資機材等の輸送

オ 行方不明者の搜索

行方不明者搜索のために必要な人員及び資材等の輸送

カ 死体の処理（埋葬を除く。）

- (ア) 死体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検案のための救護部救護班員等の輸送

(イ) 死体の処理のための衛生材料等の輸送

(ウ) 死体発見場所から一時安置所までの移送

(エ) 死体の移動に伴う死体そのものの輸送

(オ) 死体を移送するための人員の輸送

キ 救援用物資の輸送

- (ア) 被服、寝具その他の生活物資の支給のための輸送

(イ) 炊き出し用食糧等の輸送

(ウ) 学用品支給のための輸送

(エ) 救護部救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送

(オ) その他被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間については、災害救助法の規定に基づき、各救助の種類ごとに実施が認められている期間とする。ただし、各救助の種類ごとの期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

## 第16節 二次災害の防止

地震・津波災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災		1時間	24時間	72時間	1週間
		建築物・構造物に係る二次災害の防止			
		危険物施設等に係る二次災害の防止			
		河川施設の二次災害の防止			
		土砂災害対策に係る二次災害の防止			

### 1 建築物・構造物に係る二次災害防止対策〔都市住宅班 道路河川班〕

#### (1) 建築物

被災した建築物については、余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るため、市内に在住する応急危険度判定士に判定活動への参加を要請するとともに、県に対しても応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。

#### ア 応急危険度判定実施のための体制整備

被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

#### (ア) 応急危険度判定士の派遣要請

(イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

(ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保

(エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

#### イ 応急措置

市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置を執る。

#### (2) 道路及び橋りょう

道路・橋りょう等の構造物については、余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要があるため、本章第14節「都市施設の応急復旧対策」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋りょうの被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施

する。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策〔消防部 各施設管理者〕

危険物施設等については、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

## 3 河川施設の二次災害防止対策〔道路河川班〕

地震発生後の洪水、津波又は余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、本章第12節「消防・水防活動」に基づき、巡視活動に従事する者の安全確保したうえで、危険箇所の点検を行う。その結果必要な応急活動・水防活動を実施する。

## 4 土砂災害対策に係る二次災害防止対策〔道路河川班 農林水産班〕

地震の発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、河川堤防や砂防設備が直接被害を受けるばかりでなく、その後の余震等による山腹・斜面の土砂崩壊、がけ崩れ、地すべり及び溪流における土石流の発生等の二次災害の発生が懸念される。

このため、地震発生時の土砂災害に対する警戒体制が円滑に遂行できるよう努める。

### (1) 緊急現地調査

本市の南部には、射水丘陵があり、土砂災害警戒区域が37箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域として31箇所が指定されていることから、地震による直接的な斜面崩壊の発生のほか、その後の降雨による土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害など）による二次災害が想定される。このため、地震直後には、県及び関係機関が連携して山地の崩壊状況を調査するほか、既存施設の点検を行う。

また、県は、市、住民等からの崩壊の第一次情報のほか、ヘリコプターによる上空からの調査を実施し、早期に各水系の被害状況の概要把握に努める。

その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、県が関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整し、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行う。

ア 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「天然ダム」が発生した場合

イ 山地水源部で大崩壊の発生が確認又は予想されたとき

ウ 斜面崩壊防止施設（地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設）が崩壊した、又



は崩壊のおそれ大きい場合

エ 砂防設備、治山設備、ため池等灌漑施設が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合

## (2) 専門技術者の協力

### ア NPO法人富山県砂防ボランティア協会との連携

富山県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、県及び関係機関は、余震、豪雨による二次災害に対処するため、同法人へ協力を要請する。

### イ その他の機関との連携及び制度の活用

県及び関係機関は必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士及び国の砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度や災害支援技術強化対策事業を活用し、早期の対応に努める。

#### NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

#### 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

#### アドバイザー制度

（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度。

#### 災害支援技術強化対策事業

（社）農業農村整備情報総合センターが、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業。

## (3) 危険箇所の警戒及び避難

余震や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対して、市は、県、国及び関係機関と協力して、警戒に当たる。

特に、施設管理者等は、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合、緊急調査等の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、市長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずる。

市長は、その情報等により、住民避難の要否、時期を決定する。

ア 土砂災害緊急情報の提供

県及び国から土砂災害緊急情報の通知があった場合、市は土砂災害緊急情報が通知された旨を、ホームページなどを通じ周知する。

イ 地域住民への周知

市は、県と協力して、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、広報車等により被害のおそれのある地域に居住する住民への周知を図る。

## 第17節 孤立地域対策

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
	実態把握、救出・救助 活動の実施 通信手段の確保		生活必需物資の 搬送 ライフラインの 応急復旧活動		

#### 1 孤立地域への対応〔総務班 道路河川班 農林水産班 消防部 輸送計画班 災害救助班〕

災害時における情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

そのため、孤立が予想される地域の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、下記の順位をもって当たる。

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速な実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

#### 2 孤立地域に対する活動内容〔総務班 道路河川班 農林水産班 消防部 輸送計画班 災害救助班〕

##### (1) 孤立が予想される地域の実態把握、救出・救助活動の実施

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者から状況を確認する必要がある。災害発生時には、日ごろからの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認を行う。

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

##### ア 孤立が予想される地域の実態把握

- (ア) 孤立が予想される地域に対し、NTT回線及び防災行政無線、衛星携帯電話等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (イ) 孤立状況及び被害の概要について情報収集するとともに、県に対して直ちに報告を行う。

## イ 救出・救助活動の実施

- (ア) ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県に報告する。
- (イ) 県消防防災ヘリコプターの出動要請は、本章第5節「応援要請」により行う。また、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師、災害派遣医療チーム（DMAT）等の現地派遣にも配慮する。
- (エ) 孤立地域内の要配慮者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て救出を行う。

## (2) 通信手段の確保

## ア 市の通信手段

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継、衛星携帯電話、インターネット等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

## イ 関係機関による通信手段（NTT西日本）

- (ア) 非常用伝送装置、可搬型無線機の非常用無線装置等の非常配備により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を確保し、特設公衆電話を設置する。

## ウ 住民による通信手段

アマチュア無線、インターネット等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に協力する。

## (3) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでは、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施する。この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

## ア 市の活動

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対して、県消防防災ヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

## イ 住民による活動

- (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力する。
- (イ) 住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

(4) ライフラインの応急復旧活動

孤立地域に対する物流ルートを確認するため、優先度に応じ、輸送用道路を確認する。その他のライフラインについては、本章第14節「都市施設の応急復旧対策」を参照

ア 市の活動

孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ 関係機関の活動

道路管理者は、う回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、交通確保を行う。

## 第18節 文教・保育対策

学校、幼稚園及び保育園は、多くの園児・児童・生徒を収容する施設であり、大規模な地震・津波災害が発生した際、園児・児童・生徒の安全確保を最優先とし、災害時の応急教育計画に基づき、避難誘導活動を実施する。更には、教育活動、保育活動の早期再開に必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、地震・津波により学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となったときは、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

なお、気象庁が震度6弱以上の地震を観測し発表したときは、原則として臨時休校等の措置を執る。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災		1時間	24時間	72時間	1週間
園児・児童・生徒の 安全確保		市立(私立)保育園 における措置 児童館及び放課後 児童クラブにおける 措置 通学路等の危険 防止 教育施設及び体育施 設における応急対策	応急教育の立案・ 実施  学校給食施設の 措置及び活用計画 文化財の保護		

### 1 学校(園)における園児・児童・生徒の安全確保〔文教総務班 災害救助班 各学校(園)長〕

#### (1) 被災状況の把握

校(園)長は、在校(園)中に災害が発生した場合、第一に、園児・児童・生徒の安否確認を最優先とし、安全を確保した後、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握し、その結果について、文教部総務班、災害救助班に報告する。

#### (2) 園児・児童・生徒の保護

園児・児童・生徒が在校(園)中に災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校(園)の防災計画に従い、保護、安全確保に努める。

##### ア 学校(園)の対応

(ア) 施設内において、災害が発生したときは、「地震・津波対応マニュアル」

等に基づき園児・児童・生徒等の安全を確保し、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

(イ) 校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。また、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を行う。

(ウ) 校（園）長は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(エ) 園児・児童・生徒については、学校（園）において保護者（又は代理人）に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の園児・児童・生徒等のうち引渡し、又は帰宅できない者については、状況を判断し学校（園）において保護する。

#### イ 教職員の対処、指導基準

(ア) 災害が発生した場合は、園児・児童・生徒を教室等に集める。

(イ) 園児・児童・生徒の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

(ウ) 学級担任等は、出席簿等を携行し、学校（園）本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

(エ) 養護教諭・その他の教職員等は、けが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。また、救急医薬品の確保に努める。

(オ) 園児・児童・生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行う。

(カ) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない園児・児童・生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(キ) 園児・児童・生徒の安全を確保したのち、学校（園）本部の指示により防災活動に当たる。

### (3) 園児・児童・生徒の健康対策、精神保健対策

#### ア 感染症対策

食中毒発生防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

#### イ 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行う。

#### ウ 児童・生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は、援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携を図り、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

#### エ 要配慮者への援護

対象児童生徒等の障がいの種類により、次のような配慮を行う。

(ア) 聴覚障がい児の場合、手話通訳者等による情報提供

- (イ) 心身障がい児の場合、介助体制の確立
- (ウ) 病弱者・重度心身障がい児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

## 2 応急教育の立案・実施〔文教総務班 災害救助班 各学校（園）長〕

### (1) 応急教育の実施計画

- ア 校（園）長は、速やかに応急教育の実施計画を立案する。
- イ 校（園）長は、応急教育計画に基づき災害状況に即した応急の指導を行う。
- ウ 応急教育の実施計画については、文教部総務班等に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

### (2) 教育施設の確保

文教部文教総務班及び福祉保健部災害救助班は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるために、次のとおり施設の効率的な利用を図る。

- ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。
- イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- ウ 校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等を設置し、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図る。
- エ 避難所として開設されている教育施設の校（園）長は、市、避難住民と十分な協議の上、教育施設の確保を図る。

### (3) 教職員の確保

文教部文教総務班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次のとおり教職員を確保する。

- ア 文教部文教総務班は、福祉保健部災害救助班及び校長から報告を受けた参集教職員の人数等を県教育委員会に報告する。
- イ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校（園）において参集した教職員をもって授業が行える体制を整える。
- ウ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来す場合、市教育委員会は、県教育委員会との連携のもとに、学校（園）間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の任用などを行う。
- エ その他、県と連絡を密に取り、必要な措置を講ずる。

### (4) 安全の確保

- ア 校（園）長は、教育活動の再開に際して園児・児童・生徒を守るため、校舎や被災校登下校（園）の安全の確保を期するよう留意する。



イ 校（園）長は、遠隔地の避難所に所在する園児・児童・生徒が安全に応急教育を受けることができるよう、必要に応じてスクールバス等の通学手段を確保するよう、文教部文教総務班及び福祉保健部災害救助班に要請する。

(5) 入学手続き

文教部文教総務班は、避難した被災児童・生徒が避難先において迅速に教育を受けられるよう、入学手続きの迅速化に努める。

(6) 臨時休校（園）等の措置

文教部文教総務班及び福祉保健部災害救助班は、施設の被害又は園児・児童・生徒、教職員の被災の程度によっては、校（園）長と協議の上、臨時休校（園）等の措置を執る。

また、臨時休校（園）等の対応策として、夏休み等長期休業中の振替授業等による授業時間の確保や教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても、校（園）長と適宜協議する。

3 学用品の支給〔文教総務班 各学校長〕

(1) 支給対象者の把握

ア 支給対象者

災害によって被害を受けた児童・生徒で学用品を喪失又はき損し、就学に支障を来している者

イ 支給対象者の把握

文教部文教総務班は、校長と緊密な連絡を取り、支給対象となる児童・生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

(2) 学用品の調達

ア 調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、原則として県が一括購入したものを配分する。また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、文教部文教総務班は、同法の基準に沿った学用品を支給する。

(3) 学用品の支給

ア 支給方法

(ア) 教科書は、学年別、使用教科別に支給対象名簿を作成して配分する。

(イ) 学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

#### イ 支給品目

(ア) 教科書及び教材

a 文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書

b 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

c ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

(イ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等）

(ウ) 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

#### 4 通学路等の危険防止〔文教総務班 各学校長〕

学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生した場合は、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、周知徹底を図る。

#### 5 学校給食施設の措置及び活用計画〔文教総務班 各学校長〕

一定の地域あるいは学校の校舎が被害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になった場合は、次に掲げる事項について特に留意する。

(1) 他の給食施設・設備の活用対策

(2) 給食物資、飲料水及び作業員の確保対策

(3) 近隣の給食実施校による給食の援助

(4) 医薬品の確保及び食中毒の予防対策

(5) 感染症対策

(6) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置

#### 6 教育施設及び体育施設における応急対策〔文教総務班 文化・スポーツ班 各施設管理者〕

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全な措置を講ずる。また、被災時においては社会教育施設、体育館等の施設が災害応急対策のため避難所等に利用される場合が多いので、文教部文教総務班は被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等速やかに適切な処置を行う。

#### 7 市立保育園における措置〔災害救助班 保育園長〕

(1) 臨時休園等

ア 福祉保健部災害救助班は、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。

イ 保育園長は、臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、園児を安全に保護者に引き渡す。

(2) 被害状況調査及び復旧

福祉保健部災害救助班は、保育園の被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施し得るよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

(3) 応急保育

福祉保健部災害救助班は、災害の規模、保育園の被害の程度を把握した上で、園児の安全を確保して応急保育を実施する。

(4) 保育園給食の応急対応

福祉保健部災害救助班は、保育園の災害時等調理不能時の対応マニュアルに従い、応急給食を実施する。

8 私立保育園における応急対策〔災害救助班 保育園長〕

私立保育園における措置については、「7 市立保育園における措置」に準じ、要請に応じ協力する。

9 私立幼稚園における応急対策〔文教総務班 災害救助班 幼稚園長〕

私立幼稚園の応急対策については、「2 応急教育の立案・実施」に準じ、要請に応じ協力する。

10 児童館及び放課後児童クラブにおける措置〔災害救助班 館長 放課後児童クラブ管理者〕

(1) 臨時閉所

ア 福祉保健部災害救助班は、臨時閉所を必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

イ 福祉保健部災害救助班は、早退が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、児童を安全に保護者に引き渡す。

(2) 被害状況調査及び復旧

福祉保健部災害救助班は、児童館等の被害状況及び安全点検を実施し、被害を受けた施設の応急復旧を図る。

(3) 応急保育

福祉保健部災害救助班は、災害の規模、児童館等の被害の程度を把握した上で、児童の安全を確保して応急保育を実施する。

1.1 文化財の保護（資料編9 - 5 参照）〔文化・スポーツ班 文化財所有者及び管理者〕

災害発生時における国、県及び市指定文化財の保護を図るため、文教部文化・スポーツ班、所有者及び管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定し、実施する。

また、文化財の被害を未然に防止し、又は被害拡大を防止するため、文教部文化・スポーツ班は、所有者及び管理者に保存管理に万全を期するとともに、災害発生時における文化財の保護に当たっては、所有者及び管理者であっても状況に応じて安全な場所に避難するなど、人命優先の行動をとるよう指導、助言する。

(1) 被害報告

指定文化財が被害を受けた場合は、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対策

ア 指定文化財に被害が生じた場合は、その所有者又は管理者は、指定機関の指示に従い、被害の拡大防止に努めなければならない。

イ 文教部文化・スポーツ班は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、所有者又は管理者と協力して応急措置を講ずる。

## 第19節 応急給水及び食料等の供給

大規模災害時における飲料水の確保については、応急給水用として水源施設の貯留水の活用や「いいみず射水」ペットボトルの市内小中学校への配布（備蓄）及び公共施設等への災害対応型自動販売機の配備により対応することとしているが、市だけで水の確保が困難な場合は、日本水道協会富山県支部災害相互応援要綱に基づき近隣市町村からの応援給水により調達する。飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行う。

食料品、生活必需品の調達・供給に当たっては、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する。また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、災害救援ボランティア、その他の民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災		1 時間	24 時間	72 時間	1 週間
		応急給水の実施	→	→	→
		食料品の供給	→	→	→
		生活必需品の供給	→	→	→

### 1 応急給水〔上下水道班 広報班〕

#### (1) 活動体制

上下水道部上下水道班は、次のとおり飲料水及び生活用水の確保を行う。

ア 災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策を立てるとともに、断水の状況や飲料水の供給に関する情報等を、総務班と協力して断水地区の住民に広報する。

イ 住民の飲料水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行う。

ウ 断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。

エ 道路地図や住宅地図等を活用して、断水地区への給水車の早期到達に努める。

オ 生活用水を確保するため、市内に設置されている井戸を、所有者の協力のもと、防災井戸として指定するよう努める。

#### (2) 飲料水の調達

飲料水については、水源施設の貯留水及び浄水、「いいみず射水」ペットボトルの市内小中学校への配布（備蓄）及び公共施設等への災害対応型自動販売機の配備により確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

ア 市が実施する対策

- (ア) 上下水道部が、上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水及び給水用具の確保を行う。
- (イ) 停電等により地下水源から揚水できない場合は、自家発電装置を借り上げ揚水し、飲料水の確保を行う。
- (ウ) 市だけで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町村からの応急給水により調達する。
- (エ) 災害応援協定に基づき、民間企業からの飲料水の提供を受ける。

イ 住民が実施する対策

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(3) 飲料水の供給

市は、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

ア 飲料水の供給対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない者

イ 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次、目標水量に増量する。応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の供給を図る。

【給水目標】

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から21日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から28日	238リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

ウ 給水の順位

医療機関、避難所、社会福祉施設等を優先して給水する。災害の状況によっては、一般市民に対しても給水拠点を定めて給水する。

エ 給水の方法

水道施設が被災し、断水している場合には、給水車、給水タンクにより、避難所、給水拠点等で給水する。

## オ 応援要請

被災の規模により市単独での給水活動が困難となる場合には、富山市上下水道局及び高岡市水道局と締結した「災害等の相互応援給水に関する覚書」に基づき災害対策連絡管による応援給水を受ける。また、「日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱」に基づき近隣市町村へ応援を要請し、応急給水を受ける。

被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、「日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定」に基づき他の県支部長及び日本水道協会の他の地方支部長への応援を要請し、県外市町村から応急給水を受ける。

## 2 食料品の供給〔総務班 農林水産班 物資配分班 動員班 出納班 税務班 自主防災組織〕

## (1) 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の災害救助用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

## ア 活動体制

産業経済部農林水産班は、本部室を通じて、給食の必要数量を把握し、食料の調達配給を実施する。

## イ 備蓄食料の供給

産業経済部農林水産班は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、市の備蓄食料から先に供給を行う。

## ウ 県、近隣市町村及び相互応援協定締結市への要請

財務管理部物資配分班は、市の備蓄のみでは必要量を満たせない場合、企画管理部動員班を通じて、県、近隣市町村及び相互応援協定締結市に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

## エ 北陸農政局への要請

災害の程度が甚だしく、災害救助用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により市長が必要と認めた場合には、産業経済部農林水産班から北陸農政局又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して、災害救助法発動期間中の災害救助用米穀について緊急引渡しを要請する。

## オ 協定に基づく、民間企業及び関係業界団体への要請

市だけでは十分な食料の供給が実施できない場合、財務管理部総務班は、民間企業及び関係業界団体との食料の供給に関する協定に基づき要請を行う。

(2) 炊き出しによる食料等の供給

財務管理部税務班は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携して活動する。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

ア 活動体制

(ア) 財務管理部税務班は、各避難所の運営管理者を通じて、避難者に食料を供給する。

(イ) 各避難所では、赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを実施する。

(ウ) 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、保育園給食調理室、学校給食施設及び学校給食センターで実施する。

(エ) 炊き出しを実施する際には、食中毒が発生しないよう衛生管理に十分留意する。

イ 炊き出し食料の供給基準

(ア) 供給の対象

供給の対象は次のとおりとする。ただし、e、fは、災害救助法の対象ではない。

なお、食料の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者へ優先的に供給する。

- a 避難所に収容された者
- b 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- c 旅館、ホテル等の宿泊者、一般家庭の来訪者等
- d 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）
- e 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者
- f その他特に市長が食料供給を必要と認めた者

(イ) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、実情に応じ、乾パン等麦製品とする。

物資名		必要量
主食	米	1人1日 600g
	粉ミルク	1人1日 140g
副食	漬物・梅干	1人1日 60g
	佃煮・缶詰	1人1日 90g
調味料	味噌	1人1日 30g
	醤油	1人1日 30cc
	塩	1人1日 20g

被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対しての米は、1人1日900g



ウ 住民が実施する対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

エ 経費の負担

炊き出しその他による食品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

【災害救助法対象となる費目及び範囲】

費目	範囲
主食費	・米穀販売業者及び農政事務所等から購入した米穀 ・産業給食提供業者から購入した弁当等 ・一般の食料品店等から購入したパン、乾パン、うどん、インスタント食品等
副食費	調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限がない。
燃料費	品目、数量等については制限がない。
雑費	器物の使用謝金又は借上費のほか、握飯を包むアルミホイール等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

3 生活必需品〔総務班 災害救助班 物資配分班 動員班〕

(1) 生活必需品の調達

ア 活動体制

福祉保健部災害救助班は、生活必需品等の必要数量を把握し、生活必需品等の調達を実施する。

イ 生活必需品の調達方法

福祉保健部災害救助班は、備蓄物資、市内の業者からの購入等により必要な物資を調達・確保する。

必要量を満たせない場合は、企画管理部動員班を通じて、県、近隣市町村及び相互応援協定締結市に対して生活必需品の供給について要請するとともに、財務管理部総務班を通じて、関係業界団体との生活必需品の供給に関する協定に基づき要請を行う。

ウ 留意事項

寒冷期における毛布、長期の避難生活における下着、紙おむつ、生理用品等、不足することにより被災者の心身に大きな負担となる生活物資については、最優先に調達、確保を行う。

## (2) 生活必需品の供給

市は、避難施設等の生活必需品の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災状況等に応じて迅速かつ的確に支給又は貸与する。

特に、要配慮者については、優先的に支給又は貸与するなど十分配慮する。

## ア 支給又は貸与の対象者

(ア) 災害により住家に被害を受けた者等であること。

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊、流失、埋没及び床上浸水であって、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象としない。

(イ) 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

## イ 支給又は貸与の方法

福祉保健部災害救助班が、自治会・町内会、民生委員児童委員、赤十字奉仕団等の協力を得て、物資の支給又は貸与を実施する。

## ウ 衣料、生活必需品の内容

以下の4種類を目安とするが、個々の品目については、各人の状況に応じ現に必要とするものを支給する。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(イ) 日用品

せっけん、歯ブラシ、バケツ、トイレトペーパー等

(ウ) 炊事道具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

(エ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

## 4 輸送体制〔総務班 災害救助班 物資配分班 動員班〕

(1) 食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が市と連絡を密にし、輸送を行う。なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。

(2) 他県・企業からの救援物資については、市や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。

県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、一般社団法人富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、早期段階から一般社団法人富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等に配置するよう、派遣要請を行う。

- (3) 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

## 第20節 し尿及び廃棄物の収集処理

大規模地震・津波災害発生時には、建築物の倒壊、焼失、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、「射水市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集処理を適切に実施し、住民衛生の確保、地域環境の保全を図る。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
			し尿処理	→	
			ごみ処理	→	
				災害廃棄物の処理	

### 1 し尿処理〔住民衛生班 上下水道班 健康班 広報班 総務班 動員班〕

#### (1) 仮設トイレの設置場所及び数量の把握

市民生活部住民衛生班は、上下水道部上下水道班が収集した下水道、し尿処理施設等の被害情報を基に必要な仮設トイレの設置場所及び数量を把握する。

#### (2) 仮設トイレの確保・設置

市民生活部住民衛生班は、レンタル業者から借り上げ（財務管理部総務班を通じた協定締結業者からの取り寄せを含む。）、避難所等必要な場所に設置する。

#### (3) し尿の収集・運搬及び処理（資料編 1 1 - 2、1 1 - 3 参照）

市民生活部住民衛生班は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿処理業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。

#### (4) 衛生指導

市民生活部住民衛生班は、仮設トイレの使用に関して、衛生指導が必要な場合、福祉保健部健康班に指導を要請する。

#### (5) 広報

上下水道部上下水道班は、企画管理部広報班と連携し、水洗トイレの使用制限等必要な情報を広報する。（本章第4節「市民への広報・広聴」を参照）

## (6) 応援要請

市民生活部住民衛生班は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、企画管理部動員班を通じ、県に対して広域的な支援の要請を行う。

## 2 ごみ処理〔住民衛生班 動員班〕

## (1) ごみ処理の方針

## ア 集積場所

市民生活部住民衛生班は、通常の集積場所のほか、避難所等にシート掛け等により、生活環境の保全を図った仮設ごみ集積場の設置を指導する。

## イ 分別

市民生活部住民衛生班は、処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物・不燃物の分別の徹底について、住民に広報するとともに、避難所の管理責任者に周知する。収集は、可燃物を優先する。

## ウ 応援要請

市民生活部住民衛生班は、ごみ処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、企画管理部動員班を通じ、県に対して広域的な支援の要請を行う。

## (2) ごみの搬入先（資料編 1 1 - 1 参照）

## ア 可燃物

クリーンピア射水

## イ 不燃物・粗大ごみ・埋立ごみ

クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分場

## ウ 混合物及び処理困難物（タイヤ、バッテリー、ガスボンベ等）

指定された保管場所

## エ 一時保管所

グラウンド、公園、河川敷等の中から選定した場所

## オ その他

市民生活部住民衛生班は、必要に応じ民間の処分場又は県内市町村に協力を要請する。

## 3 災害廃棄物の処理〔住民衛生班 動員班〕

災害発生時には、次のような災害廃棄物が発生するが、その処理については、環境面に配慮しながら、それぞれ次のように行う。

## (1) 災害により使用できなくなった家具、畳等

## ア 仮置場の決定

市民生活部住民衛生班は、公用地又は市民生活に影響の少ない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選定し、これを本部室へ報告する。

## イ 仮置場への搬入

市民生活部住民衛生班は、災害廃棄物（家具、畳等）の仮置場への搬入を市内の清掃業者に要請する。市内の業者で対応できない場合は、他市町村等に応援を要請する。

## ウ 仮置場からの搬出

市民生活部住民衛生班は、適当な時期に仮置場の災害廃棄物（家具、畳等）を中間処理施設へ搬出する。中間処理施設への搬出が困難な場合は、処分地のあっせん・運搬等を県に要請する。

## (2) 現金、貴金属その他有価物等

市民生活部住民衛生班は、津波等により流失した現金、貴金属その他有価物等について、窃盗などのおそれがない施設可能な一時保管場を選定し、これを保管する。

## (3) 損壊、焼失による建築物廃材

損壊、焼失による建築物廃材は、原則、現場で分別保管するものとし、市民生活部住民衛生班は、緊急に撤去を要するものから順次処理業者に処理を委託する。

## (4) 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

市民生活部住民衛生班は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、被災建築物の解体の際に、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用された被災建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう処理業者に指導する。

## (5) 広域的な支援・協力の確保

市民生活部住民衛生班は、生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残がい物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、企画管理部動員班を通じて県に対して広域的な支援の要請を行う。

## 第21節 保健衛生

大規模な地震・津波災害発生後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導及び栄養改善対策等の活動を行う。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
			防疫活動		→
			保健衛生指導		→
			栄養指導対策		→

### 1 防疫活動〔健康班 住民衛生班 救護班〕

#### (1) 防疫体制の確立（資料編 11 - 4、11 - 5 参照）

福祉保健部健康班は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、行政センター等を拠点とする対策方針を定めるとともに、県厚生センター災害防疫組織に準じた防疫体制を確立する。特に、津波被害の場合は、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など生じやすいことについて十分に留意する。

防疫用薬剤及び器具等の確保については、市内業者から調達する。

#### (2) 防疫活動の実施

ア 被災地域において感染症が発生した場合、福祉保健部健康班は、必要に応じて健康診断を行い、有症者には救護所での受診を指導する。

イ 手洗い等の衛生指導及び逆性せっけん液の配布等を行う。

ウ 事前に医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは感染患者及び保菌者を搬送し、治療を行う。

エ 感染症発生箇所の消毒実施又は施設管理者への指導を行う。

オ 防疫上必要と認める場合、知事の指示、命令に従い、臨時の予防接種を実施する（ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を逸しないよう措置する。）。

カ チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施するとともに、県に対し報道機関等を通じた広報を要請する。

#### (3) 消毒の実施

福祉保健部健康班及び市民生活部住民衛生班は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者等に指導するとともに

に、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等）。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 避難所のトイレ、その他の不衛生になりがちな場所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- エ 飲料水確保場所
- オ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- カ ねずみ族、昆虫等の発生場所

#### (4) 住民及び事業所・企業の役割

防疫活動の実施に当たっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生活動に当たる。

#### (5) 厚生センター等への協力要請

防疫活動が、市だけの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して厚生センター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達で確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

## 2 保健衛生指導〔住民衛生班 健康班〕

### (1) 衛生活動

#### ア 被災者に対する衛生指導

福祉保健部健康班は、避難所等の被災住民に対し、台所、トイレ等の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等を指導する。

#### イ 食中毒の防止

福祉保健部健康班は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視指導を実施する。

#### ウ 飼い犬の管理

市民生活部住民衛生班は、犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

#### エ 家庭動物の保護

災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。



## (2) 保健活動

福祉保健部健康班は、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の保健状態の把握、エコノミークラス症候群、生活不活発病（廃用症候群）、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生対策等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や保健師等によるこころのケアを実施する。

## 3 栄養指導対策〔健康班〕

福祉保健部健康班は、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るために次の活動を行う。

### (1) 炊き出しの栄養管理指導

市及び関係機関が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

### (2) 巡回栄養相談の実施

避難所、集団避難所及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、在宅食事療法が必要な高血圧、糖尿病の者及び高齢者等の要配慮者に対しては、食事指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

### (3) 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

### (4) 集団給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導する。

## 第2.2節 社会秩序の維持

大規模な地震・津波災害が発生したときには、一時的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、更に、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需品の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、災害時において、早期に警備体制を確立し、関係機関と緊密に連携を図り、災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期	緊急対応期	応急対応期	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
警察との連携した警備活動	→				市民消費生活の安定

### 1 警察との連携〔全部局〕

被災地域における治安の維持と住民の安全を図るため、以下に掲げる警察が行う警備活動に対し、各部各班は、連携を強化するとともに、必要な情報提供等の協力を行う。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救助救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 避難の指示、警告及び誘導
- (5) 行方不明者の捜索（相談所の開設含む。）及び遺体の検視
- (6) 被災地等における交通の安全の確保
- (7) 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- (8) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

## 2 市民消費生活の安定〔商工港湾班 住民衛生班 広報班〕

災害後の市民消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のような活動を行う。

### (1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

産業経済部商工港湾班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

### (2) 消費生活相談所の開設

市民生活部住民衛生班は、地区センター、避難所等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

### (3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

産業経済部商工港湾班は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

### (4) 消費生活に関する広報

企画管理部広報班は、住民に正確な情報を提供するため、定期的に消費生活に関する広報を実施する。（本章第4節「市民への広報・広聴」を参照）

## 第23節 行方不明者の搜索、遺体の搜索、処理及び埋葬

大規模な地震・津波災害が発生したときには、多数の死傷者が生じるおそれがある。市は、災害により死亡者が発生したときは、警察署、市内の医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密に連携し、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、民心の安定を図る。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
	行方不明者及び遺体の 搜索		遺体の処理		
			遺体の埋・火葬		

### 1 行方不明者及び遺体の搜索〔災害救助班 住民衛生班 消防部 動員班 自主防災組織〕

#### (1) 行方不明者の搜索

- ア 市は、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- イ 行方不明者の届出の受理は、福祉保健部災害救助班において取り扱う。届出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面をもって通知する。（様式9参照）
- ウ 搜索は、福祉保健部災害救助班を中心とした市職員並びに消防吏員、警察官、海上保安官、自衛隊員により搜索隊を編成し実施する。  
また、必要があるときは、NPO法人全国災害救助犬協会等に協力を求め、災害救助犬の出動を要請する。
- エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

#### (2) 遺体搜索

- ア 行方不明者の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- イ 遺体の搜索活動に当たっては、市は、警察、伏木海上保安部と協力し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。

## (3) 応援の要請

市だけでは搜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 応援を要請する人員又は舟艇、器具等

## 2 遺体の処理〔住民衛生班 災害救助班 消防部 救護班〕

遺体の収容及び処理は、市民生活部住民衛生班、福祉保健部災害救助班、救護部救護班、消防部が警察署に協力を要請して実施する。

## (1) 処理の内容

## ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として、救護部救護班が実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を講ずる。

## イ 遺体の一時保存

原則として、市内診療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができないときは、体育館等公共施設を利用するが、不足又は収容が困難なときは、寺院等の施設を借り上げ、埋・火葬するまで保存する。適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

## ウ 資材の調達・確保

葬祭業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。

また、遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。

## エ 検案

原則として、救護部救護班が実施する。必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等の協力を要請する。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは検視その他所要の措置を行う。

## オ 変死体の届出

変死体については、直ちに警察署に届出をし、検視後遺体の処理に当たる。

## カ 協力の要請

(ア) 遺体の処理、検案については、必要に応じ、医師会、歯科医師会、日本赤十字社富山県支部に協力を要請する。

(イ) 棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等については、富山県葬祭業協会、全日本葬祭業協同組合、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会へ県を通じ、協力

を要請する。

(2) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として、遺族、親族に連絡の上遺体を引き渡す。

(3) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体については警察、伏木海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、県歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

3 遺体の埋・火葬（資料編11-6参照）〔住民衛生班〕

(1) 実施方法

遺体の埋・火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手續により行うことを原則とするが、遺族等の引き取り手がない場合、又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として市民生活部住民衛生班において埋・火葬を行う。

なお、その場合において次の点に留意する。

ア 事故等による遺体については、警察、伏木海上保安部から引継ぎを受けた後、処理する。

イ 身元不明者の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、応急的処理程度の仮埋葬を行う。

ウ 漂着した被災遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定に準じ処理する。

(2) 火葬施設

遺体の火葬所は、射水市斎場とする。ただし、遺体の数が極めて多い場合や交通事情の混乱等から速やかな火葬を実施することが困難な場合は、近隣の市町村の施設に協力を要請又は臨時に設ける施設で実施する。

4 災害救助法による実施基準〔災害救助班〕

富山県災害救助法施行規則に示される死体の捜索、死体の処理、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

(1) 死体の捜索

ア 捜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 搜索の費用及び期間

費用：舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及燃料費として当該地域における通常の実費

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

(2) 死体の処理

ア 処理の対象

災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の方法

次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 死体処理の費用及び期間

費用：富山県災害救助法施行規則（別表第1）のとおり

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

(3) 死体の埋葬

ア 埋葬の対象

災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

イ 埋葬の方法

原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬の費用及び期間

費用：富山県災害救助法施行規則（別表第1）のとおり

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

## 第24節 災害救援ボランティアとの連携

大規模な地震・津波災害が発生したとき、被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所・企業、住民の応急活動だけでは、対応が十分にはできないことが想定されるため、災害救援ボランティアの役割は非常に重要である。このためボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。

災害救援ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能等が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動拠点を提供するなど、災害救援ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
		市災害救援ボランティア本部の設置 市災害救援ボランティア現地事務所の設置	ボランティアの協力を希望する事項の受付 ボランティア活動に必要な資機材等の調達 ボランティア活動の支援		

### 1 市災害救援ボランティア本部〔災害救助班 市社会福祉協議会〕

市社会福祉協議会は、「市災害救援ボランティア本部運営マニュアル」に基づき、市災害対策本部が設置されたときは、福祉保健部災害救助班と連携し、速やかに「市災害救援ボランティア本部」を設置する。

また、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

#### (1) 設置場所

市災害救援ボランティア本部は、市社会福祉協議会本所に設置する。なお、当該施設に設置できない場合は、市と協議の上、設置すべき施設を決定する。



(2) 役割（機能・業務）

- ア 被災者ニーズの把握
- イ 市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- オ 地域内への広報
- カ ボランティアコーディネート機能（ニーズ受付、ボランティアの受入れ、登録、保険加入、マッチング、送り出し）
- キ 活動用資機材の調達（市災害対策本部と連携）
- ク 活動資金の確保
- ケ 各種相談対応

2 災害救援ボランティア現地事務所〔災害救助班 市社会福祉協議会〕

市災害救援ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報する。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティア本部が担う。

(1) 設置場所

現地事務所を設置する場合、市は、ボランティア活動が円滑に行える場所（市社会福祉協議会支所、行政センター、コミュニティセンター、避難所等の施設）の確保に協力する。

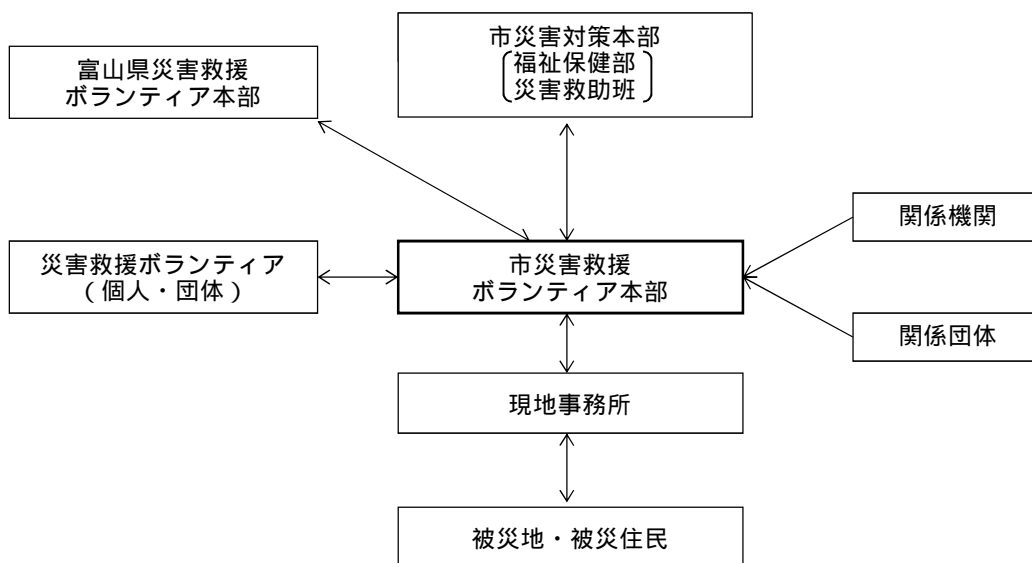
(2) 役割（機能・業務）

- ア 市災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ 被災者ニーズ受付及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- エ ボランティアと被災者ニーズとのマッチング（コーディネート）
- オ 救援物資の整理、配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ ボランティアの健康管理（活動中の被災対応を含む。）
- ク 被災者の相談対応

3 ボランティアとの連携体制〔災害救助班 市社会福祉協議会〕

市災害対策本部とボランティア（応急危険度判定士・医療ボランティア等の専門ボランティアを除く。）との有機的な連携を図るため、次のような体制を取る。

【ボランティアとの連携体制】



- (1) 災害救援ボランティアとの連絡窓口は市災害救援ボランティア本部とし、関係機関と連絡調整を行う。また、必要に応じ、現地事務所を設ける。
- (2) 市災害救援ボランティア本部は、災害救援ボランティア（個人、団体）からの申し出を受け付け、協力依頼事項を紹介する。
- (3) 市災害救援ボランティア本部は、市災害対策本部（福祉保健部災害救助班）、関係機関及び関係団体から災害救援ボランティアの協力を希望する事項を受け付ける。なお、希望する事項は次の内容を明らかにする。
  - ア 活動内容
  - イ 活動期間
  - ウ 必要な人数、技能等
  - エ 必要な資機材
  - オ 集合先
  - カ 連絡先
- (4) 市災害救援ボランティア本部は、ボランティア活動の運営に必要な資機材等の支援及び行政情報の提供に関し、福祉保健部災害救助班と協議する。
- (5) 市災害救援ボランティア本部は、ボランティアの活動状況に関し、富山県災害救援ボランティア本部と適時情報交換を行い、情報の共有を図るとともに、必要な場合は災害救援ボランティアコーディネーターの派遣を求める。

#### 4 応急対策に係る市災害救援ボランティア本部への協力依頼事項〔災害救助班 市社会福祉協議会〕

災害救援ボランティアへの協力依頼事項として、以下のような例が挙げられる。

- (1) 市災害救援ボランティア本部運営に関する事項（発災早期に被災地入りしたボランティア団体への依頼）
- (2) 広報活動に関する事項（張り紙、チラシの配布、通訳、要配慮者への伝達等）
- (3) 避難者名簿の整理に関する事項
- (4) 給水、食料給付に関する事項（水、食料の配給、炊き出し補助等）
- (5) 避難所の運営補助に関する事項
- (6) 社会福祉施設等の運営補助に関する事項
- (7) 市民病院の運営補助に関する事項
- (8) 市に届けられた救援物資の仕分、運搬、配布に関する事項
- (9) 保育、子どもの遊び相手、高齢者や障がい者等の援護に関する事項
- (10) 被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

#### 5 災害救援ボランティア本部への支援〔災害救助班 市社会福祉協議会〕

##### (1) 情報提供

福祉保健部災害救助班は、市災害救援ボランティア本部からボランティア活動に必要な行政情報等の提供を求められた場合、的確に提供する。

##### (2) 資機材等物品、車両の貸与

福祉保健部災害救助班は、市災害救援ボランティア本部及び現地事務所からボランティア活動に必要な各種資機材等のあっせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。

##### (3) 活動拠点の支援

福祉保健部災害救助班は、市災害救援ボランティア本部が活動を行う災害救援ボランティアの活動拠点（現地事務所等）の確保に努める。

##### (4) ボランティア活動保険加入への支援

市は、市災害救援ボランティア本部を通して活動を行うボランティアに対し、ボランティア活動保険への加入を支援する。

#### 6 他ボランティア団体等への協力要請等〔災害救助班 市社会福祉協議会〕

市災害救援ボランティア本部だけでは対応が困難であると認めるときは、被災地

域外からの災害救援ボランティアの受入れ、活動調整等について、県災害救援ボランティア本部、日本赤十字社富山県支部、県社会福祉協議会、県民ボランティア総合支援センターへ協力を要請する。

また、必要に応じ、不足しているボランティアの職種等の情報を報道機関に提供する。

## 第25節 労務供給

地震・津波災害に対する応急対策活動を迅速かつ的確に実施するに当たり、応急公用負担による強制従事命令、応援協定に基づく職員等の派遣や災害救援ボランティア等の協力を得ても必要な人員が確保できないときは、この計画により労働者の確保を図る。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1時間	24時間	72時間	1週間	
				労働者の雇用	→

### 1 労働者の雇用〔商工港湾班 動員班〕

本部長は、災害の状況により応急対策に当たる要員が不足する場合は、労働者を雇用する。

#### (1) あっせんの要請

- ア 産業経済部商工港湾班は、労働者の雇用に際し、企画管理部動員班と連携し、必要な人員を把握して県商工労働部（労働雇用課）に連絡し、あっせんの要請を行う。
- イ 要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を経由の上、公共職業安定所に連絡する。
- ウ 連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は市指定場所に待機させる。市は、待機場所において、公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の供給を受ける。
- エ 市は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

#### (2) 労働者雇用の範囲

- ア 被災者の避難誘導に関する労務
- イ 医療及び助産における患者の移送に関する労務
- ウ 被災者の救出に関する労務
- エ 飲料水の供給に関する労務
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分等に関する労務
- カ 行方不明者の捜索に関する労務
- キ 死体の処理（洗浄、消毒及び移送）に関する労務

(3) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、就労現場において、作業終了後、直ちに支払う。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知する。

賃金の額は、法令その他に規定されているものを除き、本市域における通常の実費額とする。

## 第26節 農林水産業対策

大規模な地震・津波災害が発生したときには、被害状況の早期かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生、まん延防止のための防除、倒木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
農業対策					→
水産業対策					→
林業対策					→

### 1 農業対策〔農林水産班〕

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

#### (1) 被害情報の収集、報告

産業経済部農林水産班は、高岡農業普及指導センター、いみず野農業協同組合、高岡地域農業共済組合等関係機関と連携し、被害状況の早期かつ的確な把握を行う。

#### (2) 災害技術対策

産業経済部農林水産班は、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を高岡農業普及指導センター、いみず野農業協同組合等関係機関と連携し、速やかに農業者に周知徹底する。

#### (3) 住民の実施する対策

ア 住民は、市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、高岡農業普及指導センター、いみず野農業協同組合等関係機関の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

イ 住民は、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

## (4) 農業用排水路

産業経済部農林水産班は、農業用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼する。

## (5) 畜産対策

災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、被害状況を県に報告するとともに、被害の拡大を防除するため、高岡農業普及指導センター、いみず野農業協同組合、高岡地域農業共済組合等関係機関と連携して、次の措置を実施する。

## ア 家畜の避難

家畜の避難は、家畜飼育者等において実施する。市は、家畜を避難させる必要を認める場合には、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

## イ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった場合には、市は、県、飼料販売業者等に対し、必要数量の確保、供給について要請を行う。

## ウ 家畜の疫病予防、衛生管理

県西部家畜保健衛生所の指示に従い、次の措置の実施に協力する。

## (ア) 畜舎の消毒等の実施

## (イ) 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

## (ウ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分

## エ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、市が早急に適切な処理を行う必要があると認める場合、県の関係部局と連携して、所有者に処理するよう指示する。

## 2 水産業対策〔農林水産班〕

産業経済部農林水産班は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

## (1) 漁港施設

漁港施設等に被害が生じた場合、県及び新湊漁業協同組合等と連携を図りながら応急措置を実施する。

## (2) 船舶等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を県、伏木海上保安部及び新湊漁業協同組合・堀岡養殖漁業協同組合等との連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や転覆・流出船の処理対策についても協力して対応する。



### 3 林業対策〔農林水産班〕

森林内の倒木については、二次被害の拡大防止のため速やかに処理するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 被害情報の収集、報告

市は、高岡地区森林組合等の協力を得て、森林の被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置を執る。

#### (2) 住民の実施する対策

住民は、市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

## 第27節 応急住宅対策

大規模な地震・津波災害の発生により、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、被災世帯の調査、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理、公営住宅等のあっせんを実施し、市民生活の安定に努める。

建築物については、地震による被害状況を勘案し、県と協議しながら民間建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、県及び応急危険度判定士と連携して活動を行う。また、必要に応じ、県及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定実施本部を設ける。地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、住民の安全確保を図るため、危険度判定に基づき、応急仮設住宅を供与する。

### 【活動目標】

	初動体制の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	
発災	1 時間	24 時間	72 時間	1 週間	
			応急仮設住宅の確保		→
			被災住宅の応急修理		→
			公営住宅等のあっせん・要請		→
			広域一時滞在		→

### 1 応急仮設住宅の確保〔都市住宅班 商工港湾班〕

#### (1) 被災世帯の調査

市及び県は、地震・津波災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

ア 市は、次の調査を実施する。

(ア) 被害認定基準（資料編13-1参照）に基づく住宅及び宅地の被害状況

(イ) 被災地における住民の動向

(ウ) 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

イ 県は次の調査を実施する。

(ア) 市の調査に基づく被災戸数

(イ) 市の住宅に関する要望事項

(ウ) 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

(エ) 応急仮設住宅建設に当たっての支障事項等

(オ) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## (2) 応急仮設住宅の建設

## ア 建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

## イ 建設用地

都市整備部都市住宅班は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直す。

県は、市に対して必要に応じ、助言等を行う。

## &lt; 応急仮設住宅建設予定地選定の基準 &gt;

(ア) 原則として、市指定屋外避難所等の公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

(イ) 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

(ウ) 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

## ウ 設置戸数

県は、被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

## エ 建設の規模及び費用

1戸当たりの建設面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障がい者のために訪問介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

## オ 建設の時期

原則として、災害発生の日から20日以内に着工する。

## カ 建設工事

(ア) 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

(イ) 応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市長に委任することができる。

(ウ) 市及び県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、社団法人富山県建設業協会、社団法人プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。

## キ 民間賃貸住宅借上げによる供与

(ア) 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市長に委任することができる。

(イ) 市及び県は民間賃貸住宅の借上げによる供与に当たっては、(社)富山県宅地建物取引業協会、(社)全日本不動産協会富山県本部及び(社)全国賃貸住宅経営協会に協力を要請する。

ク 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 入居者の選定

ア 入居者資格

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない母子・父子世帯

d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者

e 特定の資産のない勤労者

f 特定の資産のない小企業者

g 上記に準ずる経済的弱者

(イ) 被災地における住民登録の有無を問わない。

イ 入居者の選定

(ア) 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ市長に委任して選定することができる。

(イ) 選定に当たっては、障がい者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員児童委員の意見を参考にする。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長の協力を得て、県が行う。

ただし、状況に応じ市長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 2 被災住宅の応急修理〔都市住宅班〕

### (1) 住宅の応急修理

#### ア 修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

#### イ 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

#### ウ 修理の時期

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了させる。ただし、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

#### エ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

### (2) 応急修理の対象者

#### ア 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

(ア) 住家が半焼、半壊した者でそのままでは当面の日常生活を営むことができない者

(イ) 自らの資力では住家の応急修理ができない者で、次のいずれかに該当する者

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない失業者
- c 特定の資産のない母子・父子世帯
- d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者
- e 特定の資産のない勤労者
- f 特定の資産のない小企業者
- g 上記に準ずる経済的弱者

#### イ 対象者の選定

市において、被災者の資力、生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。ただし、状況に応じて市長に委任して、選定することができる。

### 3 公営住宅等のあっせん・要請〔都市住宅班 商工港湾班〕

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画すると同時に、都市整備部都市住宅班は、次の住宅について空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせん・要請を行う。

- (1) 市営住宅、県営住宅及び雇用促進住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

### 4 広域一時滞在〔総務班 動員班 避難所班〕

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

## 第3章 災害復旧・復興対策計画

### 第1節 民生安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、民心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行う。

#### 第1 被災者の生活確保

被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講ずる。また、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的生活再建の支援を早期に実施するため、市は、被災後、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

##### 1 生活相談〔広報班 各部各班〕

###### (1) 被災者の要望の把握

市及び県は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、自治会・町内会、民生委員児童委員、災害救援ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

更に、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握に当たる。

また、市外へ避難した市民に対して、情報や支援・サービスの提供に努める。

###### (2) 生活相談の実施

企画管理部広報班は、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施する。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

なお、被災者への情報伝達活動に際しては、生活環境や居住環境に配慮し適切な媒体を選択し、被災者へ確実に情報が伝達されるよう努める。

## (3) 各種相談窓口の設置

市及び県は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払条件等）
- イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空き家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手等）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（身体障がい者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・除去等）
- ス 金融（預金払い戻しの特例措置、生活資金の融資等）
- セ 税（徴収猶予及び減免等）
- ソ ライフラインの復旧状況（電力、ガス、上下水道、通信等）
- タ ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

## 2 義援金品の受付・配布〔災害救助班〕

大規模な災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社富山県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

## (1) 義援金品の募集

- ア 災害の状況によっては、義援金の募集を行うものとし、募集に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般市民に呼び掛ける。
- イ 義援品については、避難所の管理責任者等を通じて被災市民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく、県に報告する。
- ウ 福祉保健部災害救助班は、義援金品について、集積、配分を円滑に実施するために次の点に留意し、各関係機関を通じて依頼・公表する。



(ア) 一般からの援助については、義援金の協力に限る。

(イ) 義援品については、適切な品目、数量を確保することができる事業所・企業からの援助に限り、個人からの小口義援品は原則受け付けない。

(2) 義援金品の受付

市に寄託された義援金品は福祉保健部災害救助班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、直接受け入れる。受入れが困難なときは、仮受け後、福祉保健部災害救助班に引き継ぐ。義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

(3) 義援金品の保管

義援金の保管については、義援金の専用口座を開設し、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に本部長に報告する。義援品の保管については、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

(4) 義援金品の配分

応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部員会議で協議の上、有効に活用する。義援金の配分については市、県、日本赤十字社富山県支部、市社会福祉協議会等で構成する義援金配分委員会を設け、災害規模に応じ配分率及び配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行う。

義援金品の配分に当たっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

### 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け〔災害救助班〕

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け制度の概要について以下に示す。

#### 【制度の概要】

区 分	概 要	根 拠
災害弔慰金の支給	地震等の自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市が、国・県・市（1 / 2 ・ 1 / 4 ・ 1 / 4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条
災害障害見舞金の支給	地震等の自然災害により精神又は身体に障がいを受けた者に対して、国・県・市（1 / 2 ・ 1 / 4 ・ 1 / 4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条
災害援護資金の貸付け	地震等の自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条

#### (1) 災害弔慰金

福祉保健部災害救助班は、条例の定めるところにより、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害で被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

##### ア 対象災害

- (ア) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び  
(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

##### イ 支給額

- (ア) 生計維持者 500万円以内
- (イ) その他の者 250万円以内

## ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

## (2) 災害障害見舞金

## ア 支給対象者

福祉保健部災害救助班は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に次に規定する程度の障がいをもつる者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

## (ア) 両目が失明した者

(イ) そしゃく及び言語の機能を廃した者

(ロ) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者

(ハ) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者

(ニ) 両上肢をひじ関節以上で失った者

(ホ) 両上肢の用を全廃した者

(ヘ) 両下肢をひざ関節以上で失った者

(セ) 両下肢の用を全廃した者

(ケ) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる者

## イ 支給額

(ア) 生計維持者 250万円以内

(イ) その他の者 125万円以内

## (3) 災害援護資金

## ア 貸付対象者及び貸付限度額

福祉保健部災害救助班は、条例の定めるところにより、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

【貸付対象者及び貸付限度額】

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（工の場合を除く。）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合	
ア (1)と(2)のアが重複した場合	250万円
イ (1)と(2)のイが重複した場合	270万円
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であつて、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア (2)のイの場合	250万円
イ (2)のウの場合	350万円
ウ (3)のイの場合	350万円

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

世帯人数	市民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円

(イ) 利率

年3%（据置期間は無利子）

(ロ) 据置期間

3年（特別の事情がある場合は5年）

(ハ) 償還期間

10年（据置期間を含む。）

(ニ) 償還方法

年賦又は半年賦

4 災害見舞金の支給〔災害救助班〕

(1) 県災害見舞金

県は、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等の自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、市町村を通じて見舞金を支給する。

ア 支給となる災害

(ア) 県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(イ) (ア)と同等の被害と知事が認めた災害

イ 支給額

(ア) 全壊世帯 10万円

(イ) 半壊世帯 5万円

(2) 市災害見舞金

福祉保健部災害救助班は、市内に住所を有する者で、自然災害、火災等によって、住宅が損壊した世帯に対して市災害見舞金支給規則に基づき見舞金を支給する。

ア 支給となる災害

火災並びに暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波及びその他異常な自然現象による災害

ただし、災害の発生原因が、被害者の故意又は重大な過失により生じた場合は、見舞金を支給しない。

イ 支給対象となる物件

支給対象となる物件は、世帯主がり災時において現に居住している住宅(店舗部分等を除く。)を対象とする。

ウ 支給額

適用分類	区分		見舞金額
			(円)
住宅災害	火災	全焼	100,000
		半焼	50,000
		部分焼	10,000
	自然災害	全壊・流失	100,000
		半壊	50,000
		床上浸水	10,000

備考 被害の認定は、火災報告取扱要領(平成6年4月21日消防第100号消防庁長官通知)及び災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)の定めるところによる。

## 5 被災者生活再建支援金の支給〔災害救助班〕

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。（実施機関：財団法人都道府県会館、窓口：福祉保健部災害救助班）

### (1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

### (2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（(3)において「大規模半壊世帯」という。）

### (3) 支給金額等

- ア 被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行う。
- イ 被災世帯（その属する者の数が1である世帯（オにおいて「単数世帯」とい

う。)を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。

(ア) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

(イ) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(ウ) その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円

ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの(ア)から(ウ)までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)にイの(ア)から(ウ)までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であつて被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。

オ 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替える。

【支援金の支給額】

(万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金	計
		住宅の 被害程度	住宅の 再建方法	
				+
複数世帯 世帯の 構成員 が複数	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊 世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単数世帯 世帯の 構成員 が単数	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊 世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75



6 生活福祉資金の貸付け〔災害救助班 市社会福祉協議会〕

災害により被害を受けた低所得世帯における速やかな自立更生のために、県社会福祉協議会は、民生委員児童委員、市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

ア 貸付対象者	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
イ 貸付限度額	150万円以内
ウ 償還期間	6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内） 経過後7年以内
エ 利率	無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア 貸付対象者	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
イ 貸付限度額	250万円以内
ウ 償還期間	6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
エ 利率	無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付けも可能である。

## 7 災害復旧資金の貸付け〔商工港湾班〕

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、県は不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う制度を有しており、産業経済部商工港湾班は、この制度の周知を図る。

### 【災害復旧資金の概要】

ア 貸付対象者	富山県内に居住し、かつ同一事業所に1年以上継続して勤務している者
イ 貸付限度額	1件 150万円
ウ 償還期間	5年以内
エ 利率	年2.2%、保証料別途年0.8%
オ 取扱窓口	北陸労働金庫（富山県内の支店）

## 8 中小企業、農林漁業者に対する支援〔商工港湾班 農林水産班〕

### (1) 中小企業者の復興資金の確保

産業経済部商工港湾班は、被災した中小企業者の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるように、次の措置を講ずる。

- ア 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）に対し、貸付限度額の引上げ、貸付期間の延長、据置期間の延長、担保等貸付条件について、緩和の措置の要請を行う。
- イ 地元一般銀行等金融機関に対し、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

### (2) 農林漁業者の復興資金の確保

産業経済部農林水産班は、災害により損害を受けた農林漁業者又は農林漁業者等の団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金並びに既往貸付期限の延長措置等についてあっせんを行うとともに、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づき、農林漁業の生産力の維持・増進と経営の安定を図るものとし、次の措置を講ずる。

- ア 農業協同組合及び農林中央金庫、県信用漁業協同組合連合会等が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金の融通並びに既往貸付金償還猶予
- イ 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法の規定に基づく経営資金の融通
- ウ 株式会社日本政策金融公庫に対し、被害農林漁業者又は被害組合に対する災害復旧資金や経営資金の融通並びに既往貸付金償還猶予等についての要請を行う。

## 第2 市税の減免等

市は、災害により被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期日の延長、市税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

被災者に対して税の徴収猶予、減免等の措置を講じ、被災者の生活の安定、早期立ち直りに努める。

### 1 納税期限の延長（市税条例第18条の2）〔税務班〕

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付、若しくは納入できないと認める場合は、次の方法により当該期限を延長する。

- (1) 災害が、広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- (2) その他の場合、被災納税義務者等による申請があった場合は、災害が治まった後2か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

### 2 徴収猶予（地方税法第15条1）〔税務班〕

災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入できないと認められる場合は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められた場合は、更に1年以内の延長を行う。

### 3 滞納処分の執行の停止等（地方税法第15条5、7）〔税務班〕

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を行う。

### 4 減免〔税務班〕

被災した納税義務者に対し、市税条例の定めるところにより減免を行う。

## 第3 り災証明書の発行

災害時の市における行政証明事務については、財団法人地方自治情報センターが提供している被災者支援システム等を活用して、迅速かつ確実に被災者への交付処理を行う。

### 1 発行機関〔税務班 住民衛生班 消防部〕

- (1) り災証明書は、財務管理部税務班において、り災者台帳を作成し、発行する。  
ただし、災害対策本部が設置されている場合は、市民生活部住民衛生班において、

発行する。

(2) 消防署長は焼損状況の調査に基づく、火災によるり災証明書を発行する。なお、発行場所については、消防署において行う。

2 発行手続〔税務班 住民衛生班〕

財務管理部税務班は、り災者台帳（様式7参照）を作成し、その台帳に基づき、被災者の申請により発行する。

3 証明の範囲（様式8参照）〔税務班 住民衛生班〕

り災証明書（消防署長が発行する火災によるり災証明書を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害で、次の事項について証明する。

(1) 住家・非住家

ア 全壊・全焼

イ 流出

ウ 大規模半壊

エ 一部破損

オ 半壊・半焼

カ 床上浸水

キ 床下浸水

(2) 人

ア 死亡

イ 行方不明

ウ 負傷

(3) その他の物的被害

【被害認定基準】（資料編13-1参照）

## 第2節 迅速な災害復旧

大規模な地震・津波災害の発生により甚大な被害が生じた場合、激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

また、災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧に併せて、災害の再発防止のため必要な施設の新設、改良を行うなど、復旧計画を速やかに策定し、民心の安定及び社会経済活動の早急な回復を図るため災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

### 1 激甚災害指定手続〔各部各班〕

本部室は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を取りまとめ県に報告する。

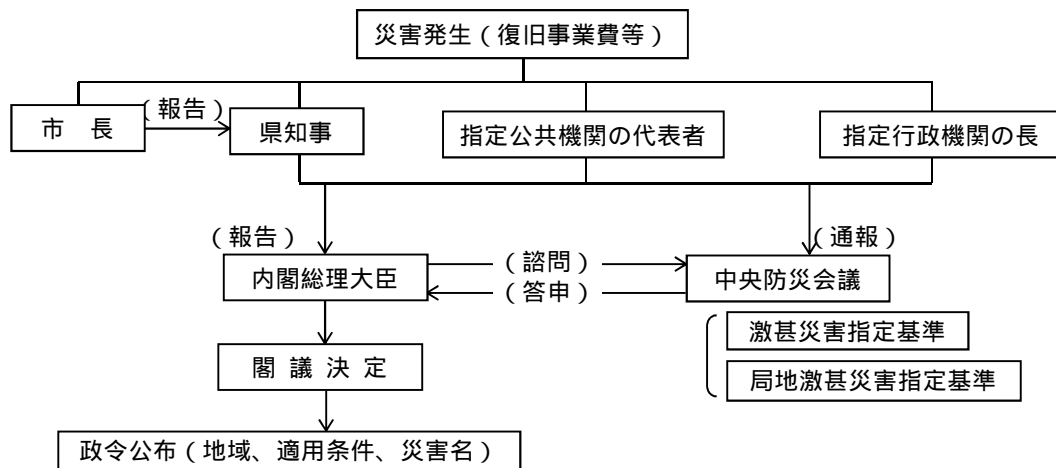
災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の発生
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対し執られた措置
- (6) その他必要な事項

県は、市からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める必要な事項について速やかに調査を実施し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

## 【激甚災害の指定手続】



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1、2月ごろに手続を行う。

## 2 特別財政援助の交付（申請）手続〔各部各班〕

激甚災害の指定を受けた場合は、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金等の交付手続を行う。

## 3 激甚災害指定基準（資料編13-2参照）

激甚災害指定基準については、資料編に示す。

## 4 局地激甚災害指定基準（資料編13-3参照）

局地激甚災害指定基準については、資料編に示す。

## 5 災害復旧計画の策定等〔産業経済部 都市整備部 上下水道部 物資配分班〕

## (1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共土木施設を所管する関係各部局室は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関と連携して復興計画を策定する。

## (2) 災害査定促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよ

う必要な措置を講ずる。

## 6 大規模災害時等の指導・助言制度の活用〔各部各班〕

### (1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

### (2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家から指導・助言を得る。

## 第3節 計画的な災害復興

市は、国、県及び関係機関と連携を密にし、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、より災害に強いまちづくりを目指した災害復興計画を作成する。

また、住民に対し、復興後のあるべき姿を示し、合意形成を図りながら速やかに、災害復興事業を実施する。

### 1 災害復興の推進体制〔各部各班〕

市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興事業推進の総合調整を行う。災害復興本部は、第1編第7節「市災害対策本部の組織」で定めた災害対策本部に準じた組織体制とする。各部は、連携して災害復興事業を実施する。

また、災害復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて国・県・他市町村職員の派遣を要請する。

### 2 災害復興の流れ〔各部各班〕

#### (1) 被災状況の把握

市は、災害発生後、現地調査や被害に関する情報収集を実施し、市内の被災状況を把握する。また、把握した被災状況をとりまとめ、災害復興計画策定の基礎資料とする。

#### (2) 災害復興計画の策定

市は、災害の再発防止等に、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した災害復興計画を策定する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指す。

なお、災害復興計画の策定に当たっては、市街地の再建のみならず、市民生活の復興を見据えたものとし、以下の点に留意する。

#### ア 地域の状況を踏まえた対象地域の選定

被災前の市街地の整備状況、建築物・都市基盤の状況、被害状況などを踏まえ、災害復興計画の対象とする地域を選定する。

#### イ 市民等の意見の反映

災害復興計画は、市民や事業者等の意見を十分に反映する。

#### ウ 要配慮者等の意見の反映

障がい者、高齢者、女性等、要配慮者の意見が反映されるよう努める。



## エ 区域指定等都市計画の検討

必要に応じて、建築行為の制限等の区域指定等都市計画の検討を行い、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、災害復興事業のための指定手続きとして、以下の2つが挙げられる。

### (ア) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災市街地において土地地区画整理の必要が認められる場合において、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行うことができる。

### (イ) 被災市街地復興推進地域の指定

被災市街地において建築制限等の必要があると認められる場合においては、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域の指定を行うことができる。

### (3) 災害復興事業の実施

市は、策定した災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

災害復興事業の推進に当たっては、被災住民の合意形成に努めるとともに、市民への広報・周知を十分に行う。

## 3 災害復興計画の事前検討〔総務班〕

災害復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など、事前準備に努める。（第1章第20節「調査研究」を参照）